

「新・総合特別事業計画」に関連する参考資料

(1) 総合特別事業計画策定後の動き.....	3
①「総合特別事業計画」策定後の取り組み.....	4
②再生への経営方針（平成24年11月7日発表）.....	33
③改革集中実施アクションプラン（平成24年11月7日発表）.....	35
④「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）.....	48
(2) 迅速かつ適切な賠償に向けた取り組み.....	73
①新・総特におけるポイント.....	74
②東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等 に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）の概要（平 成25年12月26日原子力損害賠償紛争審査会）.....	76
(3) 福島復興に向けた取り組み.....	77
①新・総特におけるポイント.....	78
②福島復興へ向けた取り組み（平成25年12月26日発表）.....	81
(4) 事故炉の安全収束・廃炉と原子力安全への取り組み.....	115
①新・総特におけるポイント.....	116
②原子力安全改革プラン（平成25年3月29日発表）.....	120
③東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロード マップのポイントとスケジュール（平成25年6月27日発表）.....	131
④「汚染水・タンク対策本部の設置」について（平成25年8月26日発表）.....	141
⑤福島第一原子力発電所の緊急安全対策（平成25年11月8日発表）.....	145
⑥東京電力㈱福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策（平成 25年12月20日原子力災害対策本部決定）.....	149
(5) 事業運営に関する取り組み.....	157
①新・総特におけるポイント.....	158
(6) 需給と収支の見通し.....	173
①新・総特におけるポイント.....	174
②収支の見通し.....	177

※本参考資料は、原子力損害賠償支援機構法に基づく主務大臣の認定の対象ではない。

(1) 総合特別事業計画策定後の動き

「総合特別事業計画」策定後の取り組み

2014年1月15日
東京電力株式会社

目次

1

1. 原子力損害の状況	2	4. 事業改革	38
1-1. 安定化・廃炉		4-1. ビジネス・アライアンス	
1-2. 汚染水対策		4-2. 燃料コストの戦略的削減	
1-3. 原子力改革の進捗状況		4-3. 送配電部門の中立化・透明化	
1-4. 柏崎刈羽原子力発電所における 新規制基準への適合申請		4-4. スマートメーターの導入	
2. 損害賠償の迅速かつ適切な実施の ための方策	16	4-5. 小売部門における新たな事業展開	
2-1. 原子力損害の賠償		4-6. 委員会設置会社への移行	
2-2. 福島復興に向けて		4-7. 社内カンパニー制	
3. 経営の合理化のための方策	32	5. 財務基盤の強化	53
3-1. コスト削減		5-1. 財務基盤の強化	
3-2. 資産売却		5-2. 2012年度夏期の需給実績について	

1-1-①. 安定化・廃炉 [中長期ロードマップの改訂]

- 政府は、研究体制の強化、現場作業・研究開発の一体管理を図るため、原子力災害対策本部内に東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を設置。2013年6月27日、中長期ロードマップを改訂。
- これに基づき、東電は、関係機関と連携し、廃止措置に向けた現場作業や研究開発を推進。

ロードマップ改訂の主要ポイント

1. 号機毎の状況を踏まえたスケジュールの検討
 - ▶ 初号機の燃料デブリ取り出し開始目標の前倒しを検討(最速ケースで2021年12月から約1年半前倒し)。これを踏まえた研究開発計画の見直し等
 - ▶ 燃料及び燃料デブリ取り出しについて、複数プランを用意
2. 地元をはじめとした国民各層とのコミュニケーションの強化
 - ▶ 「廃炉対策推進会議福島評議会(仮称)」の設置。一層緊密な情報提供と廃炉の進め方等についての意見の聴取 等
3. 国際的な叡智を結集する体制の本格整備
 - ▶ 国際廃炉エキスパートグループの設置 等

号機別スケジュール

	燃料取り出し	燃料デブリ取り出し
改訂前(初号機)	2013年12月	2021年12月
1号機 (最速プラン)	2017年度下半期	2020年度上半期 (1年半前倒し)
2号機 (最速プラン)	2017年度下半期	2020年度上半期 (1年半前倒し)
3号機 (最速プラン)	2015年度上半期	2021年度下半期
4号機	2013年11月 (1か月半前倒し)	—

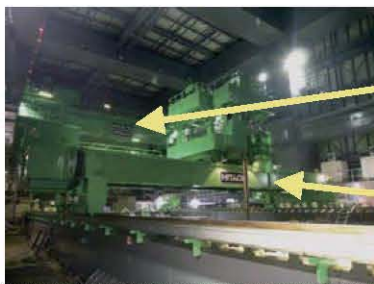
ロードマップ期間区分

- 第1期：ステップ2完了～初号機の使用済燃料プール内の燃料取り出し開始まで
- 第2期：第1期終了～初号機の燃料デブリ取り出し開始まで
- 第3期：第2期終了～廃止措置終了まで

1-1-②. 安定化・廃炉 [使用済燃料プールからの燃料取り出し等]

- 2013年11月18日、4号機使用済燃料プールから燃料取り出しを開始、2014年末の取り出し完了を目指す。中長期ロードマップにおける第2期へ移行。
- 3号機は、2013年10月に原子炉建屋上部のガレキ撤去完了。線量低減対策を開始。

4号機



燃料取り出し用カバー

天井クレーン
※原子炉建屋に荷重がかからない構造

燃料取扱機



3号機



大型がれき撤去前

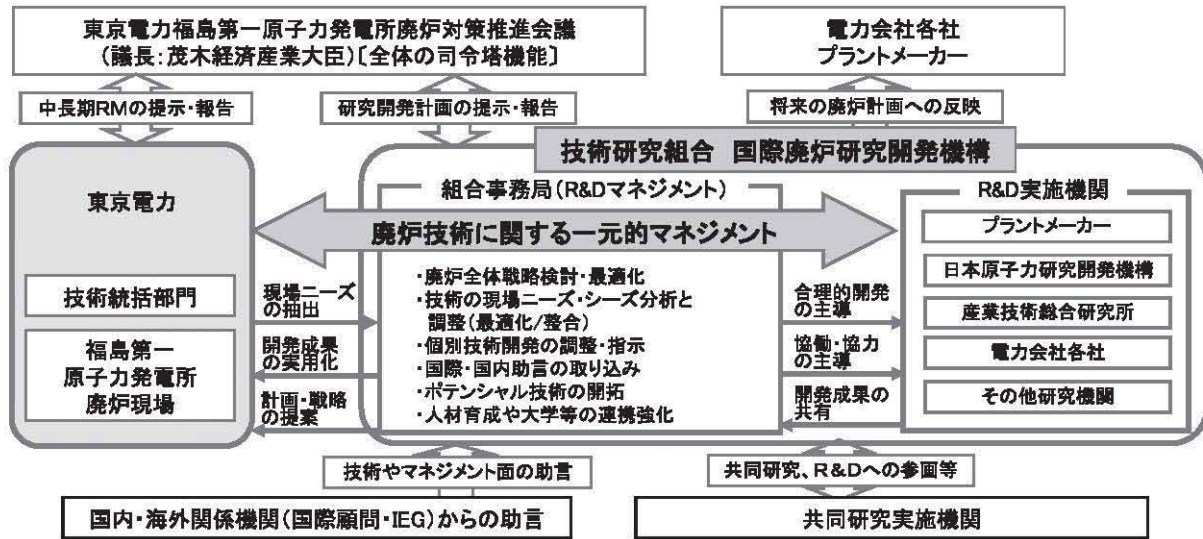


大型がれき撤去後

※現在、燃料取り出し用カバーや燃料取扱設備の設置作業に向けた線量低減対策(除染・遮へい)を実施中。また、2013年12月に使用済燃料プール内のガレキ撤去を開始。

1-1-③. 安定化・廃炉 [国際廃炉研究開発機構の設立]

- プラントメーカーや日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所、電力各社等により構成され、研究開発を一元的にマネジメントする「国際廃炉研究開発機構 (IRID)」を設立。
- 国際顧問の登用や国際エキスパートグループ (IEG) により国内外の知見・経験を取り込む。



1-1-④. 安定化・廃炉 [特定原子力施設に係る実施計画]

- 2012年11月7日、原子力規制委員会から、福島第一原子力発電所の原子炉施設が「特定原子力施設」に指定され、「措置を講ずべき事項」に基づく「実施計画」の提出を求められた。
- 東電は、同年12月7日に同計画を提出し、2013年8月14日に認可された。

「実施計画」の構成

- I. 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価
- II. 特定原子力施設の設計、設備
- III. 特定原子力施設の保安
- IV. 特定核燃料物質の防護
- V. 燃料デブリの取り出し・廃炉
- VI. 実施計画の実施に関する理解促進
- VII. 実施計画に係る検査の受検

「実施計画」の元となる文書

- ← 1~4号機の工程：中長期ロードマップ
- ← 1~4号機：施設運営計画、信頼性向上対策
5・6号機：設置許可、工事計画
- ← 保安規定
- ← 核物質防護規定

・特定原子力施設に関する保安または特定核燃料物質の防護のための措置を可能な限り具体化
 ・これまでの規制における許認可文書、保安院指示文書対応文書、中長期ロードマップを元に作成

1-2-①. 汚染水対策 [当社における体制の整備・安全対策]

- 東電は、2013年8月26日、汚染水の海への流出やタンクからの汚染水漏えい等、深刻化する汚染水問題を受け、社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置。
- 同年11月8日、対策の加速化・信頼性向上のため「緊急安全対策」を策定し、ハード面・ソフト面の対策及び現場のモチベーション向上策など総合的な対策を迅速かつ着実に実施。

1. 労働環境を抜本的に改善し、現場作業の加速化と信頼性を向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サイト内除染(被ばく線量の低減、全面マスク省略エリアの拡大) ▶ 新事務棟や大型休憩所の設置 ▶ 設計上の作業員労務費割増分の増額 等
2. マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原子力・立地本部長の下に、安全・品質管理部門を統括する「安全品質担当」の設置 ▶ 社内外総動員体制による対策要員の増強(220名増) 等
3. 設備の恒久化対策による設備信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新中央監視室の設置、電源設備のリプレイス、構内インフラ整備 等
4. 汚染水の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 汚染水漏えい原因を踏まえた同型タンクへの優先的な設備対策、パトロール強化の継続 ▶ タンク堰からの溢水防止や堰内への雨水流入抑制等の雨水対策の実施 ▶ タンク大型化などによる貯蔵容量拡大、信頼性の高い溶接型タンクへのリプレイス、多核種除去設備(ALPS)の増強等の対策の実施 等

1-2-②. 汚染水対策 [政府における体制の整備・安全対策]

- 政府は、2013年9月3日、原子力災害対策本部の下、官房長官を議長とする「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」を設置し、政府が総力を挙げて対策を実施する体制を整備。
- 同年12月20日、原子力災害対策本部は汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策を決定。

①汚染源を「取り除く」	②汚染源に水を「近づけない」	③汚染水を「漏らさない」
<p>これまでの主な対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トレンチ内の汚染水のくみ上げ・閉塞 ● 多核種除去設備(ALPS)による汚染水浄化 ● 国費によるより高性能な多核種除去設備 等 <p>主な追加対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多核種除去設備の増設 ✓ タンク漏えい水対策(土壌中のストロンチウム捕集) ✓ 港湾内の海水の浄化 等 	<p>これまでの主な対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地下水バイパス ● 建屋近傍の井戸(サブドレン)での汲上げ ● 国費による凍土方式の陸側遮水壁 ● 建屋海側の舗装 等 <p>主な追加対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「広域的な舗装(表面遮水)」または「追加的な遮水とその内側の舗装」 ※地表面の除染等の線量低減も考慮 ✓ タンク天板への雨どいの設置 	<p>これまでの主な対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水ガラスによる地盤改良 ● 海側遮水壁 ● タンクの増設(ボルト締め型タンクからの溶接型タンクへのリプレイス) 等 <p>主な追加対策:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 溶接型タンクの設置加速 ✓ 大規模津波対策(建屋防水扉等) ✓ 建屋からの汚染水の漏えいの防止 ✓ 汚染水移送ループの縮小 等

1-2-③. 汚染水対策[汚染水流出に関する公表の遅延]

- 護岸付近で高濃度の放射性物質を検出するも、海への流出を認めるまで1か月以上を要した。
- 「明確な根拠が示せない状況であっても、そのリスクおよび最悪のシナリオについて迅速に率直に言及する」ことを基本方針として徹底。
- トラブル等の「通報基準・公表方法」を整備、9月より運用開始。(通報に必要な項目をテンプレート化)

【通報基準・公表方法】

公表区分	考え方	公表方法・タイミング			
		一斉メール	日報 1F状況	会見 説明	
区分A	・ 冷温停止状態の維持に影響を与えるもの ・ 周辺環境（敷地境界外側、海洋）への影響が考えられるもの ・ 重大な人身被害（大量の放射線被ばくなど）	一斉メール 緊急記者会見での説明	○	○	● 緊急記者会見 (時間を問わず)
区分B	・ 冷温停止状態の維持に影響を与える可能性があるもの ・ 周辺環境（敷地境界外側、海洋）への影響の可能性が排除できないもの ・ 社会的に重大な関心のあるもの 等	一斉メール 会見（定例・臨時を含む）での説明	○	○	● 直近の会見 (随時開催)
区分C	・ 発電所施設運営に軽微な影響を与えるもの ・ 社会的に大きな関心のあるもの 等	一斉メール 定例会見での説明	○	○	○
区分D	・ 発電所施設運営に軽微な影響を与えるもの ・ 社会的に軽微な関心のあるもの 等	定例会見での説明 (場合により一斉メール 発信)	△ (夜間、休日 は発信する 場合あり)	○	○
区分E	・ 発電所施設運営に係る設備のごく軽微な故障 ・ 計器作業、操作 等	定例会見での説明	—	△ (記載する 場合あり)	○
区分その他		—	—	—	—

1-2-④. 汚染水対策[国内外への情報発信の強化]

- 汚染水問題は国際問題に発展。また、事実を正確に伝えることに拘泥した結果、かえって“何を伝えたいのか不明”との指摘を受ける。
- 「受け手に配慮したリスクコミュニケーション」をより強く意識した情報発信を実施。特に海外への情報発信を抜本的に強化・改善。
- ホームページ掲載方法もわかりやすく改良。

【メッセージを伝える】

経営層、社外有識者、社外機関等の見解、
解釈を積極的にWeb等で配信



【海外発信の強化】

リスクコミュニケーター(RC)に
よる在京大使館への訪問説明



【ホームページの改善】

「発電所周辺の放射性物質の
分析結果」の掲載方法を
分かりやすく改良



【データの持つ意味や解釈を伝える】

(例) 食品摂取基準値などとの比較で説明。
10/10 対マスコミへのメール配信に際し以下を追記

今回の値の検出は、WHO飲料水水質ガイドライン
(セシウム134、セシウム137で各10Bq/L) よりも小
さな値であり、環境への影響はないと考えておりま
すが、引き続き傾向を注視してまいります。

SNSを利用し
た情報発信



英語版ホーム
ページの改善

1-2-⑤. 汚染水対策 [内閣総理大臣からの要請]

- 2013年9月19日、内閣総理大臣から①廃炉安全対策の資金確保、②汚染水浄化、③5・6号機廃炉の要請を受け、東電は①1兆円の追加確保、②2014年度中の浄化、③年内に判断する旨回答。
- 同年12月18日、東電は5・6号機の廃炉を決定し、経済産業大臣へ廃止(2014年1月31日付)を届出。

安倍総理のご要請に対する当社の対応について (9月19日プレス)

本日、安倍総理に福島第一原子力発電所をご視察いただいた際に、安倍総理から3点のご要請をいただきました。当社といたしましては、安倍総理のご要請を重く受け止め、汚染水対策を最優先に取り組むべく、以下の通り対応してまいります。

(1)廃炉に向けた安全対策に万全を期すため、現場の載量で使用できる資金・予算の枠を確保すること

これまでに手当てした約1兆円と同程度の支出が必要になっても対応できるよう、コストダウンや投資抑制により、今年度から10年間の総額としてさらに1兆円を確保してまいります。

(2)しっかりと期限を決めて汚染水を浄化すること

多核種除去装置のさらなる増強も含め、2014年度中に全ての汚染水の浄化を完了できるよう取り組んでまいります。

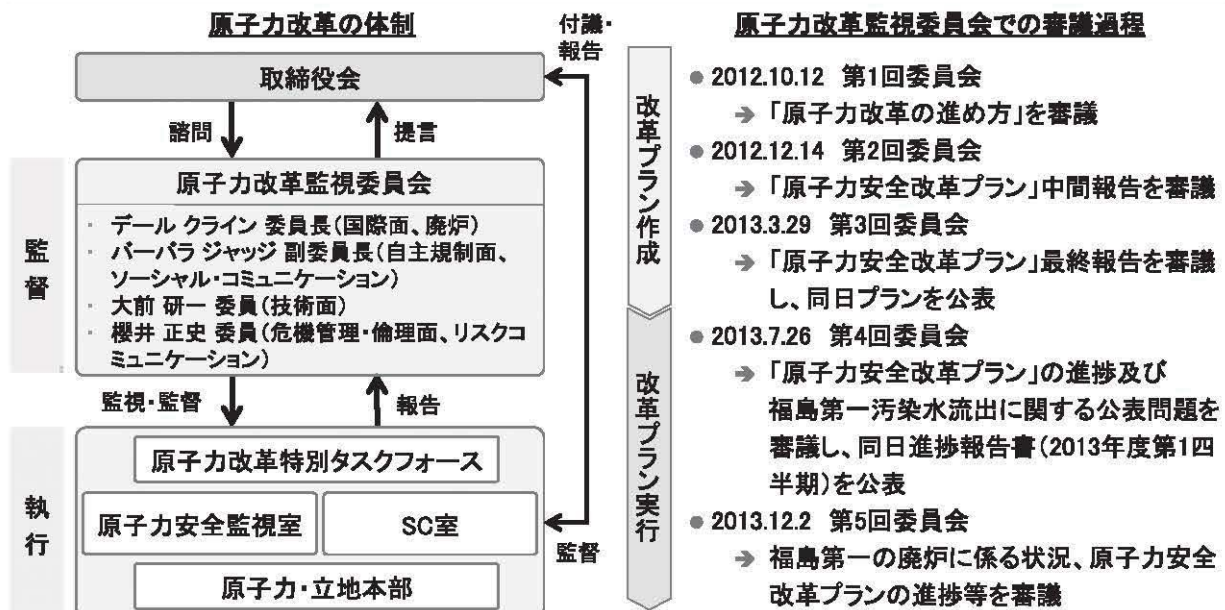
(3)事故対処に集中するためにも、停止している福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉を決定すること

福島第一原子力発電所5・6号機の取扱いは現時点で未定ですが、当社は総理のご要請を踏まえ、今後、関係者の英知を集め、年末までに取扱いを判断してまいります。

※上記(3)については、2013年12月18日プレスにて、5・6号機の廃炉の決定と経産大臣への廃止の届出を公表。

1-3-①. 原子力改革の進捗状況 [体制]

- 東電は、原子力改革監視委員会の監視・監督の下、「原子力改革特別タスクフォース」、「原子力安全監視室」、「SC室※」及び「原子力・立地本部」で改革を推進する体制を構築。



※ SC室: ソーシャル・コミュニケーション室

1-3-②. 原子力改革の進捗状況 [原子力安全改革プラン]

- 東電は、2013年3月29日、「事故原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかった」と総括し、ハード・ソフト両面の安全対策をとりまとめ公表。

事故の根本原因

- 過酷事故対策の不備、津波対策の不備、事故対応の準備不足

改革プラン1 発電所の安全対策の強化【ハード面の安全対策】

- 原子力改革監視委員会および各種事故調査報告書等で提言されている安全対策の強化も順次実施

当時の当社
組織内の問題

- 「安全意識」「技術力」「対話力」の不足から、安全は既に確立されたものと思い込み、稼働率等を重要な経営課題と認識した結果、事故の備えが不足
- 原子力という特別なリスクを扱う企業として、当時の経営層全体のリスク管理に甘さ

改革プラン2 当社組織内の問題解消のための対策【ソフト面の安全対策】

- [対策1]経営層※1からの改革
- [対策2]経営層への監視・支援強化（「原子力安全監視室」の設置）
- [対策3]深層防護※2提案力の強化
- [対策4]リスクコミュニケーション活動の充実（「SC室」の設置）
- [対策5]発電所および本店の緊急時組織の改編
- [対策6]平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化

※1 執行役全員 ※2 多段的な安全対策の考え方

1-3-③. 原子力改革の進捗状況 [改革プラン1:ハード対策]

- 柏崎刈羽原子力発電所では、福島原子力事故の教訓を踏まえ、津波対策による浸水防止、電源・冷却機能の強化による炉心損傷防止、事故後の影響緩和等を目的とした各種対策を実施。

主な対策		実施状況		
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 防潮堤の設置 ● 防潮壁・防潮板の設置 ● 重要機器室の水密化 等 			
電源・冷却機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源の多様化 ● 水源の追加設置 ● 代替海水熱交換器の配備 等 			
影響緩和対策	<ul style="list-style-type: none"> ● フィルタベント設備の設置 ● 原子炉建屋トップベント設備の設置 ● 水素処理設備の設置 等 			

1-3-④. 原子力改革の進捗状況 [改革プラン2:ソフト対策]

- ソフト面では対策毎の追求し続けるべき理想像に向けた目標管理を強化し、安全文化を再構築。

対策	追求し続けるべき理想像	実施状況
1. 経営層からの改革	経営層及び原子力リーダーは、自分自身の安全意識を高めるとともに、その結果として組織全体の安全意識が高まり、原子力安全を向上させている	原子力リーダー等に対して、安全意識向上のための研修・訓練、「行動指標に関する360度評価」のフィードバック等を実施
2. 経営層への監視・支援強化	執行部門に対し改善を促すことによって原子力安全を向上させている	5月に「原子力安全監視室」を設置。経営層から現場までの安全活動・安全文化を監視し、適宜、執行部門に対し改善を促すとともに、取締役会に報告・助言
3. 深層防護提案力の強化	原子力リーダーは、深層防護の積み重ねを組織的かつ効果的、効率的に実施し、原子力安全の向上に常に取り組み、原子力安全の向上に関する組織全体の改善活動を活性化している	全社員を対象とした「安全性向上コンペ」による費用対効果の大きい安全対策の募集・選定、国内外の運転経験情報の分析・評価に基づく必要な対策の発電所への指示等を実施
4. リスクコミュニケーション活動の充実	経営層及び原子力リーダーは、さまざまな課題に対して複数の考え得る限りの対策を準備した上で、全体的なリスクを最小化するために合理的な優先順位を付けることにより、立地地域や社会の皆さまとの信頼関係が構築できている	4月に社長直轄の「SC室」を設置し、リスクコミュニケーターを配置。潜在リスク情報の日常的な収集・分析や、迅速かつ適切な情報開示の促進等を実施
5. 発電所及び本店の緊急時組織の改編	発電所長は、いついかなる場合でも緊急事態への対応を迅速的確に実施できると自信を持っている	柏崎刈羽原子力発電所では3月からIGS*の考え方を導入した緊急時組織の運用を開始し、本店も含めた総合訓練を繰り返し実施。福島第一・福島第二原子力発電所においても10月から運用を開始
6. 平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化	組織及び個人が、原子力安全を向上させるために、継続的に改善を進めることができる技術力を有している	福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所は、9月に平常時の原子力安全に関する俯瞰機能を強化した新組織体制へ移行。また、基礎技能の強化や直営作業を通じた訓練を実施し、事故時の対応力を養成中

※ Incident Command System: 米圏における非常事態対応のために標準化された組織体制の考え方

1-4. 柏崎刈羽原子力発電所における新規制基準への適合申請

- 2013年9月27日、柏崎刈羽原子力発電所 6・7号機について、実用発電用原子炉にかかる新規制基準への適合性確認の審査を受けるため、原子力規制委員会に対して申請を実施。
- 同年11月21日、原子力規制委員会は本格審査を開始。

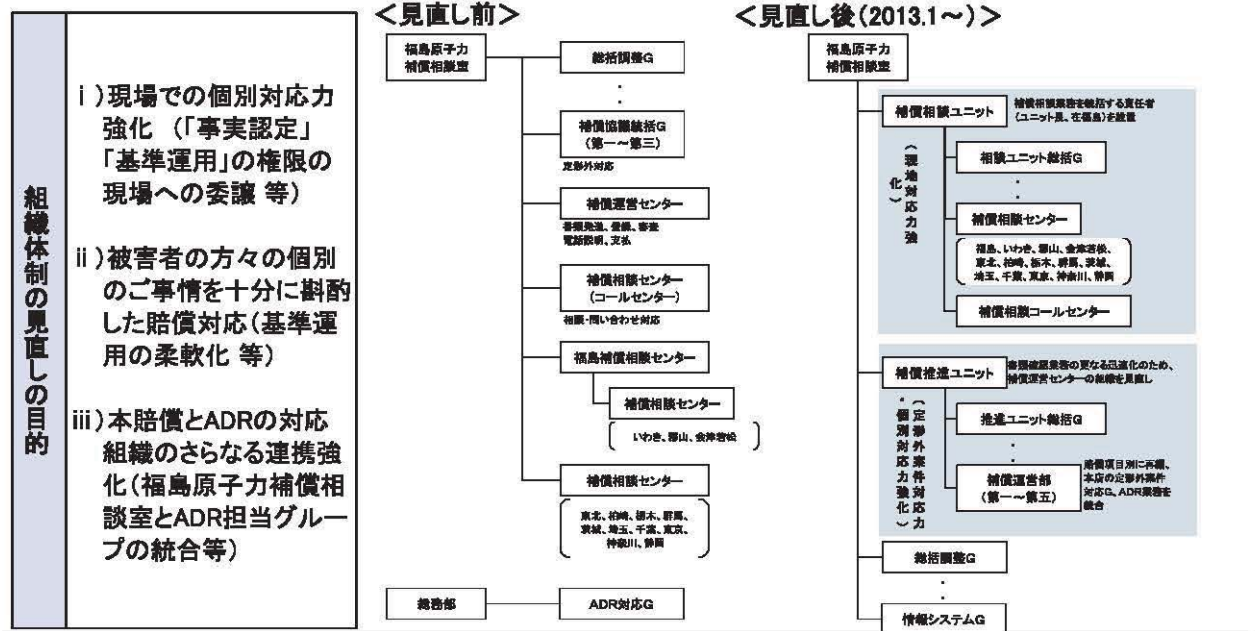
出来事	概要
7月2日 当社取締役会	6・7号機の適合申請を表明
7月5日 廣瀬社長が新潟県、柏崎市、刈羽村を訪問	柏崎市、刈羽村へフィルタベントに係る事前了解願いを提出 新潟県とは事務調整を継続
8月6日 柏崎市、刈羽村から事前了解	柏崎市、刈羽村からフィルタベントに係る事前了解を受領
9月25日 廣瀬社長が新潟県を訪問	新潟県へフィルタベントに係る事前了解願いを提出
9月26日 新潟県から適合申請の承認	新潟県から以下の事項を申請書に明記することを条件に適合申請承認を受領 > 新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと > フィルタベント設備は、地元避難計画との整合性を持たせ事前了解が得られない限り使用できない設備であること
9月27日 原子力規制委員会へ適合申請	新潟県からの条件を申請書に明記の上、申請
11月21日 原子力規制委員会が本格審査を開始	第一回審査会合では、当社から申請概要を説明

[参考]12月末時点の他電力の申請状況(PWR(加圧水型原子炉):12機、BWR(沸騰水型原子炉):2機)

・7月8日 北海道電力:泊1~3号機、関西電力:大飯3,4号機・高浜3,4号機、四国電力:伊方3号機、九州電力:川内1,2号機
 ・7月12日 九州電力:玄海3,4号機 ・12月25日 中国電力:島根2号機 ・12月27日 東北電力:女川2号機

2-1-①. 原子力損害の賠償[賠償の組織体制の見直し]

● 「親身・親切的な賠償」の実現のため、東電は、2013年1月1日、賠償の組織体制を抜本的に見直し。



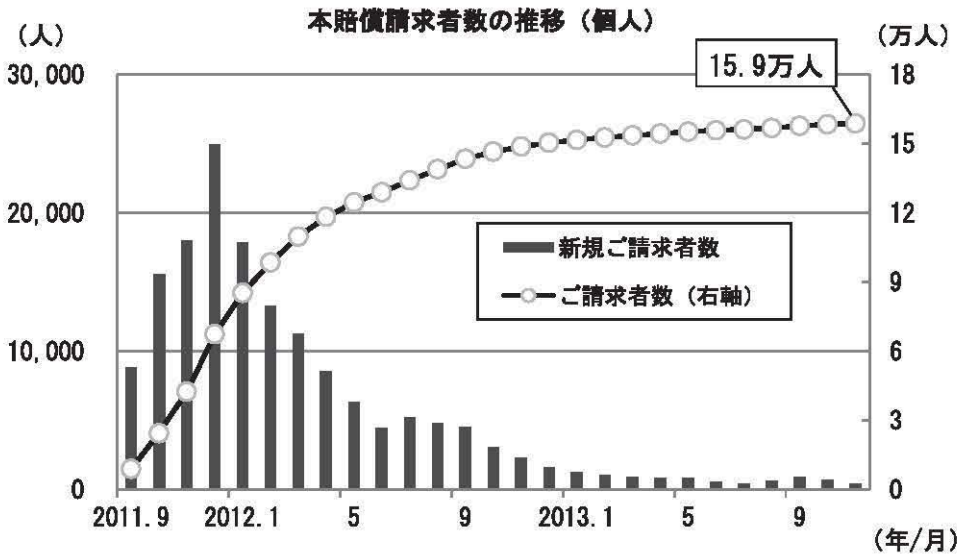
2-1-②. 原子力損害の賠償[賠償の種類]

● 東電は、一部を除き大宗の賠償項目は受付開始済。

個人	実費負担・休業損害・精神的損害等に対する個人向け賠償	受付中
法人	営業損害に対する法人向け賠償	受付中
団体	農業等の業界団体で取りまとめた損害に対する賠償	受付中
自主的避難等	避難指示等の対象ではないが、自主的に避難等をした方に対する賠償	受付中
財物	管理不能や放射能汚染で価値が毀損した > 車両に対する賠償 > 宅地・建物・家財に対する賠償 > 償却・棚卸資産に対する賠償 > 田畑に対する賠償 > 山林等の賠償	受付中 受付中 受付中 受付中 準備中
公共等	政府指示等で余儀なく損害（追加的費用）が発生した地方公共団体に対する賠償 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置に要した費用の賠償	受付中 （一部準備中）

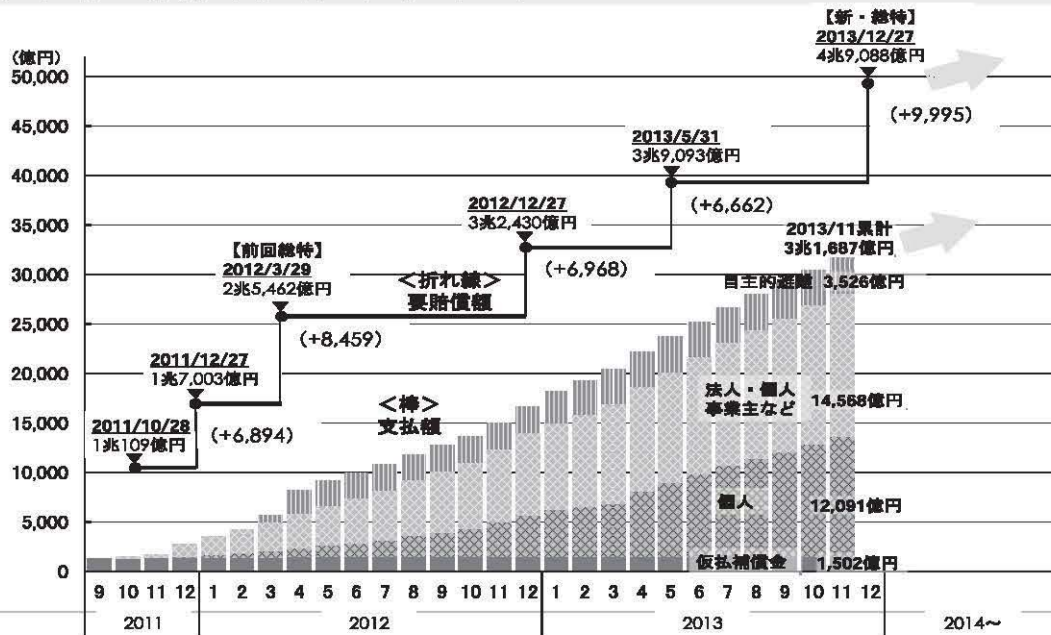
2-1-③. 原子力損害の賠償[本賠償の請求状況]

- 2013年11月末時点で、個人の方については、仮払補償金をお支払いした方(約16.6万人)のうち、約15.9万人から本賠償の請求を受領。(請求率約96%)
- 避難等対象区域内の法人・個人事業主の方のうち、約13,400社から本賠償の請求を受領。



2-1-④. 原子力損害の賠償[要賠償額・支払額の推移]

- 「5つのお約束」(本資料2-1-⑤～⑨)に則り、支払い・紛争解決手続きの迅速化、請求のご負担軽減、被害者の方々のご事情を斟酌した対応など、「親身・親切的な賠償」を徹底・加速。2013年11月末時点の賠償金支払額は3兆1,687億円。

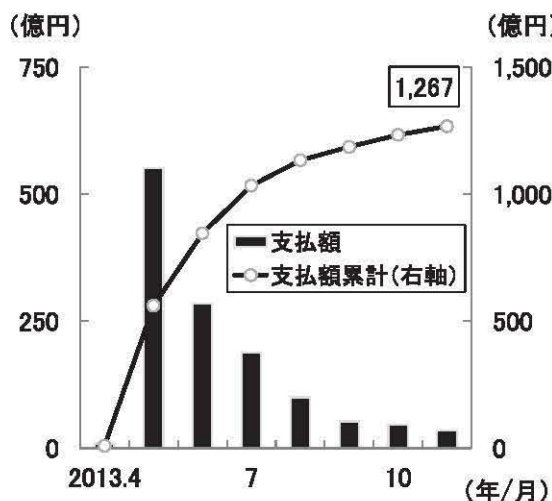


【参考】財物賠償の状況

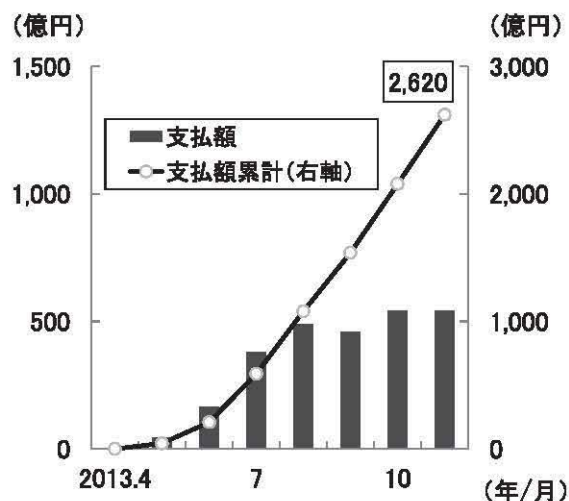
● 2013年11月末時点における財物賠償(同年3月29日開始)の支払い状況

- 家財:約27,700件・約1,267億円
- 宅地・建物・借地権:約14,000件・約2,620億円

【家財の賠償状況】



【宅地・建物・借地権の賠償状況】



2-1-⑤. 原子力損害の賠償[迅速な賠償のお支払い]

【個人及び法人・個人事業主の方からのご請求】

- ご請求内容の確認業務に従事する社員の増強や、確認方法の運用改善等の効率化により、2013年11月末現在の必要書類の確認日数は、個人で平均約15日、法人・個人事業主で平均約13日と、下記の目安を達成。
- また、車両賠償を含む、他の賠償についても、以下の目安に基づく工程管理を徹底し、迅速・適切にお支払い。

- ・ 請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了
- ・ 合意書をご返送後1週間を目途にお支払い

【自主的避難等に係る賠償】

- 大量の請求書の送付や迅速な事務処理を行うため、専任組織を新設するとともに、「自主的避難等ご相談専用ダイヤル」を設置するなど、体制を整備して、「請求受付後3週間以内の賠償金のお支払い」という目安を達成(2013年11月末現在 平均約18日)。

【現場との連携による対応の迅速化】

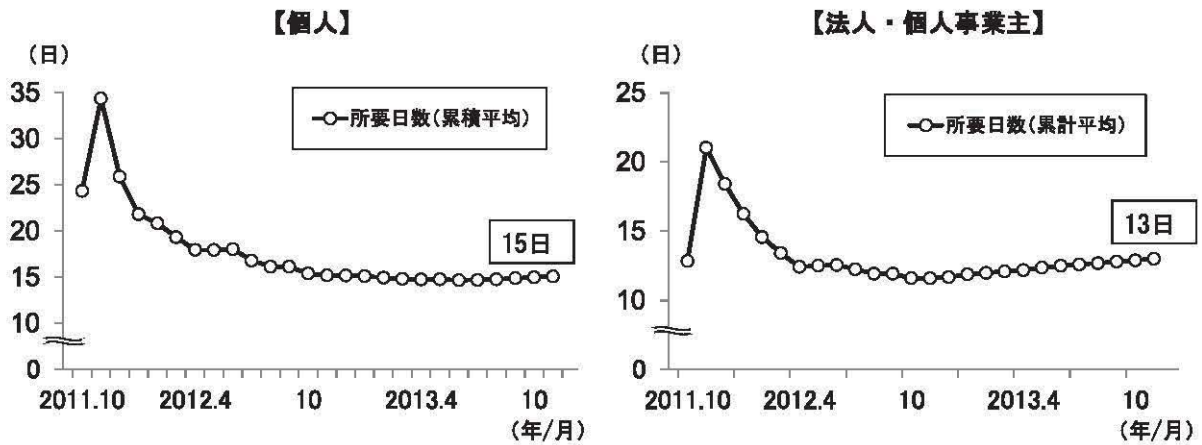
- 賠償実施の事実認定等の権限を現地拠点等の現場へ大幅に委譲し、現場でお伺いした被害者の方々の個別のご事情を、現場の判断により十分に斟酌して賠償実施に反映。

【参考】請求書類確認所要日数

● 2013年11月末時点における、請求書類の到着から必要書類の確認完了までの日数【目安:3週間以内を目途】

➢ 個人:約15日、法人・個人事業主:約13日

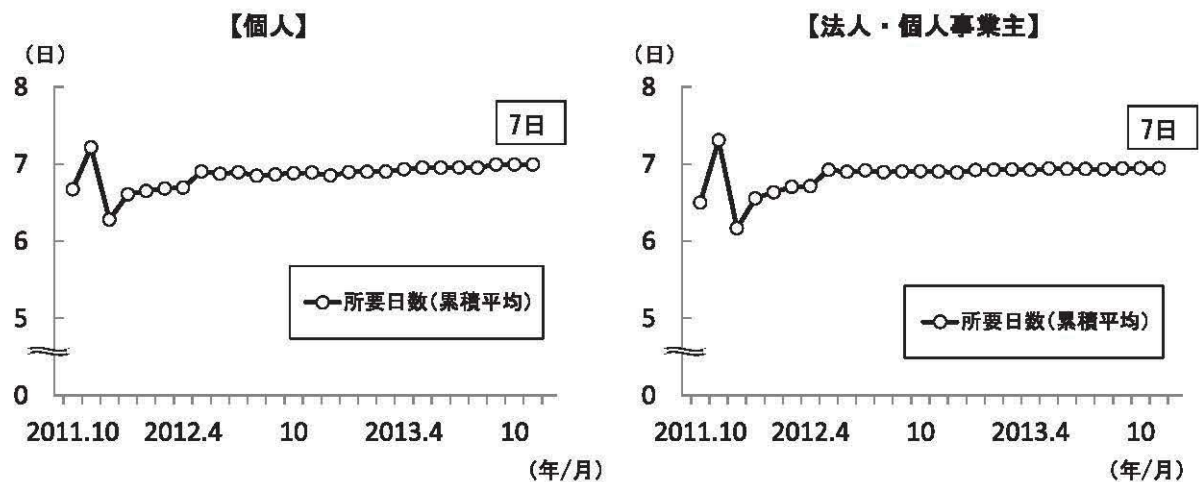
● 本賠償開始当初は、当社の事務処理の不慣れ等から請求書類の確認に時間を要したが、ご請求内容の確認に従事する社員の増強や確認方法の運用改善等の効率化により、現在は3週間以内の確認完了という目安を達成している。



【参考】支払い手続き所要日数

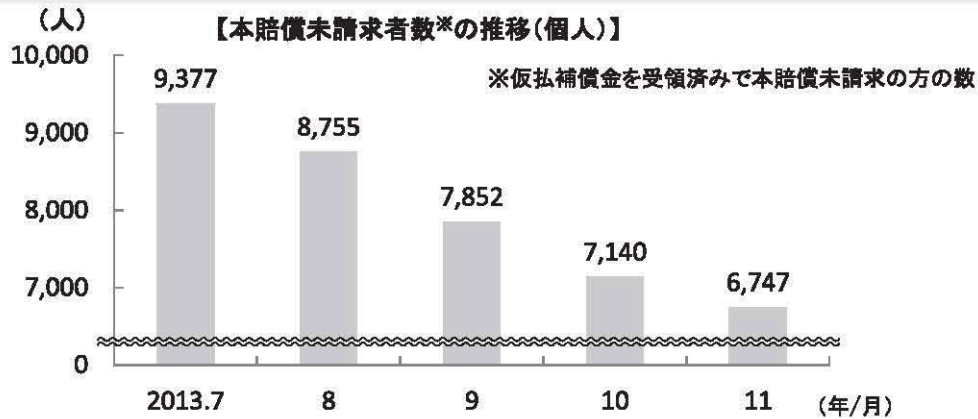
● 2013年11月末時点における合意書受領からお支払いまでの日数【目安:1週間以内を目途】

➢ 個人:約7日、法人・個人事業主:約7日



2-1-⑥. 原子力損害の賠償[きめ細やかな賠償のお支払い]

- お支払金額に対するご理解の一助として、ご請求金額と合意書提示金額に差異がある場合に、ご請求金額からの変更内容説明書を作成・送付。
- 帳簿に記載の無い償却資産(トラクター等)の賠償において、証憑類の簡易化や東電による市場価格調査を実施するなど、ご請求者さまの証憑類の入手・提出のご負担を軽減。
- 本賠償未請求の方及び包括請求未請求の方に対し、ダイレクトメール送付・電話連絡・戸別訪問に加え、事故発生当初からのご請求可能な損害項目をまとめて一通でご請求いただける請求書を送付するなど、ご請求に向けて万全のサポートを実施。



2-1-⑦. 原子力損害の賠償[和解仲介案の尊重]

- 早期の紛争解決のため、状況に応じて、一部和解や仮払和解を積極的に推進し、紛争解決手続の迅速化に協力。
- さらに、東電が答弁書でお支払いを認諾した金額について、早期に一部和解を締結する手続「早期一部払い」を導入し、従来の一部和解よりも早く賠償金をお支払い。
- 紛争解決センターの総括基準を参考に、通常の避難者と比べて避難生活への適応が困難な方々(要介護状態にある方々等)に対する精神的損害の賠償額を増額。

【ADRの対応状況(2013年11月末時点)】

申立件数(東電送達件数)	8,362件
解決件数	6,122件
全部和解件数	4,888件
取下げ件数 等	1,234件
継続件数	2,240件
うち、一部和解件数(一部項目で合意、ADRは継続中)	296件
うち、仮払和解件数(一部を仮払としてお支払いしたもの)	15件

※和解金額は約775億円

2-1-⑧. 原子力損害の賠償[親切な書類手続き]

- 請求書類について、被害者の方々の請求のご負担軽減のために、記入分量の削減、事前印字の実施等、常に見直し・改善を実施。
- さらに、請求書類へのご記入へのサポートとして、請求書に関する説明会の開催や、戸別訪問によるご説明も継続して実施。

請求書類	取組の概要
第1回	・ 大部で複雑とのご批判を踏まえ、「ご請求簡単ガイド」を作成・送付
第2回	・ 頁や項目数の削減(第1回:60頁→第2回:34頁)、表の簡素化、事前印字の実施等、記入分量を大幅に削減
第3回	・ 第1回・第2回の賠償を合意済みの方を対象に、これまでの支払実績よりあらかじめ設定した請求金額をもとに簡単に請求ができる「簡易請求方式」の請求書類を作成し、大幅に頁数・記入分量を削減(第2回:34頁→第3回:9頁)
第4回	・ 第3回同様、「簡易請求方式」の請求書類を採用
第5回	・ まとまった賠償金を早期にお受け取りいただくこと、及び今後数年間にわたる請求のご負担軽減等のために、将来分を含めた一定期間に発生する損害項目に対する賠償金を包括してお支払いする「包括請求方式」を導入
上記以降	・ 第1～4回の賠償のうち、未合意の期間を一括して請求できる「通期請求書」を作成 ・ 請求可能な賠償項目を事故発生当初に生じたものから一度でまとめて請求できる新たな請求書を作成

2-1-⑨. 原子力損害の賠償[誠実なご要望への対応]

- コールセンター等を通じて頂戴した主なご要望・ご質問について、東電としての対応や考え方を、ホームページにおいて「本賠償のご請求に関してよくいただくご質問」として公開(計319問)するとともに、賠償業務の改善や賠償基準の見直しに反映。

賠償業務の改善例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人・個人事業主の方からご要望が増えてきた守秘義務契約の締結について、各補償相談センターにて契約を締結できるよう体制を整備 ・ 法人・個人事業主の方からのお問い合わせに的確に対応できるよう、コールセンター内に専任の法人担当者で構成する「法人チーム」を設置し、体制を整備
賠償基準の見直し例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活等における知人・親戚宅への宿泊実費分のお支払い ・ 産業分野の逸失利益の計算に係る基準年度について、前年度以外の年度とすることも可能とするよう柔軟化 ・ 就労不能損害の「特別の努力」を2012年2月以前についても遡及適用 ・ 建物の賠償基準における「建築物係数」の見直しや、固定資産税評価における「損耗が積雪又は寒冷によって増大する地域における地域に属する市町村」の考慮等を実施
基準運用見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括請求方式の導入対象の拡大(ADR手続で和解した方々へも適用)


2-2-①. 福島復興に向けて[賠償とともに進める3つの復興推進策]

- 東電は、金銭による損害賠償のみにとどまらず、賠償を復興につなげるための基盤づくりを、保有する知見や組織力を最大限活用して推進。

目的	取組内容	実施時期
地元経済の再生や雇用の拡大	福島県内における雇用の創出等	2014年度採用～
	滞留中の牛糞堆肥運搬・施用協力	2013年5月～
	田畑に設置した電気柵の点検	2013年9月～
	帳簿に記載のない償却資産の市場価格調査	2013年5月～
	福島復興本社における必要資材の県内事業者からの調達推進	2013年1月～
	県内の商工会のご要望に沿った対応の強化	2013年5月～
早期帰還等のご支援	早期帰還されるご世帯への井戸の設置等	2013年5月～
	小中学校の移転作業	2013年3月
	安全・安心に繋がるモニタリングの拡大	2013年4月～
	国・県・市町村が推進する除染業務への協力拡大	2011年9月～
	避難指示解除準備区域等の住宅の清掃・がれきの片づけ等の実施	2012年3月～
生活再建の促進や避難生活のご負担軽減	南相馬市、広野町における植栽作業	2013年6月～
	お彼岸・お盆前等の墓地周辺や住宅進入路等の除草の実施	2013年3月～
	一時帰宅や一時宿泊へのご協力、仮設住宅除雪作業等の実施	2011年5月～
	被災者向け介護講習会の実施	2013年5月～
	住民向けタブレット端末機の初期設定・サポート	2013年3月～
	地域行事(復興祭等)の手伝い	2013年7月～

2-2-②. 福島復興に向けて[復興プロジェクト]

- 東電自らが一歩踏み出し、福島への経済効果・雇用創出効果のあるプロジェクトを検討開始。

	福島への業務移管	Jヴィレッジ復興	福島石炭火力発電所
目的	事務業務等を福島地域に移転し、現地での雇用を創出する	Jヴィレッジを返還し、将来的な復興につなげる	福島に最新鋭の石炭火力発電所を建設・運用し、雇用・経済効果を創出する
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまへの資料郵送業務(2014年1月移転) ・給与計算業務の一部(2014年度上期移転予定) 	Jヴィレッジの返還計画について、福島県および関係者と協議中	広野火力発電所、常磐共同火力(糺)勿来発電所で1基ずつ「50万kW級IGCC※」着工・実証に向け、関係者との協議や調査を実施中
その他	その他の事務業務等についても、移管の可能性を継続して検討		早期の経済復興や雇用回復・創出に向けた建設着工の前倒しが最大の課題であり、環境アセスメントの迅速化が不可欠

※ IGCC: 石炭ガス化複合発電

2-2-③. 福島復興に向けて[除染推進]

- 東電は、除染進展のため、除染の進捗状況や国・県・市町村のニーズも踏まえつつ、順次、人員の増強等を行ってきた結果、現在では、300人規模の体制を構築。
- 国・自治体の実施する除染・廃棄物対策等へ、当社の人や技術を提供。
- 2013年1月1日の福島復興本社除染推進室の発足以来、除染業務対応人数の累計は、同年11月末時点で延べ約2万7,000人日。

モニタリング業務への協力	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 除染特別区域11市町村の走行サーベイを継続的に実施 ➢ 上記以外の地域を中心とした安全・安心につながるモニタリングの拡大
除染関連業務への協力	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 除染工事の現場監理や発注業務において人や技術を提供する等、国・自治体を実施する除染関連業務に対応(工事監督者養成のための研修実施や工事発注のための現地調査への協力等)
廃棄物処理等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 放射能汚染により、処理が進んでいない下水汚泥や牛糞堆肥等の問題に対応 ➢ 滞留する牛糞堆肥の流通促進を図るスキームを県等と協働で運用開始(2012年5月～)



モニタリング業務

モニタリングカー

除染関連業務
(簡易除染作業の様子)

工事監理業務
(常磐道除染工事の様子)

牛糞堆肥の施用の様子

2-2-④. 福島復興に向けて[10万人派遣プロジェクト]

- 2013年1月1日の福島復興本社設立以降、11月末時点で延べ約4万3,000人の社員が参加し、主に除草や清掃作業等の活動を実施。

1～11月の主な活動事例

- 墓地、町道及び住宅への進入路の除草作業
- 住宅、道路及び公共施設等の清掃作業
- 幼稚園、小中学校及び役場の移転作業
- 田畑に獣被害防止のために設置した電気柵の点検等
- 一時帰宅や一時宿泊される方へのスクリーニングや防護具の着脱補助等
- 仮設住宅等での介護講習会の実施
- 町が住民に配布するタブレット端末の設定
- 花の植込み及びプランターの設置
- 地域行事(復興祭等)の手伝い

(合計活動人数)

延べ約4万3,000人



墓地の除草作業



住宅の清掃作業

3-1-①. コスト削減[進捗状況]

- 2012年度コスト削減額は、目標3,518億円に対して、安価なスポットLNGの調達や工事・点検の工程見直し等、さらなるコスト削減施策の深掘りにより、4,969億円となり、目標を達成。
- 2013年度は、総合特別事業計画で掲げた2,719億円の3倍のコスト削減(7,862億円)を目指す。

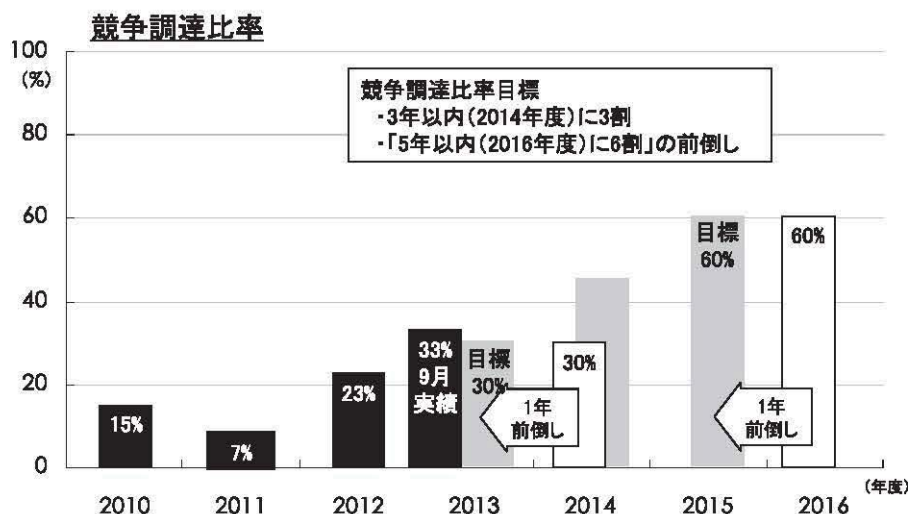
コスト削減の内訳(億円)

費用	総合特別事業計画 10年間(2012-21) 目標額	2012年度		2013年度	
		目標額	実績額	目標額	
				(総特)	(新総特)
資材・役務調達に係る費用	9,219	469	1,123	556	2,219
買電・燃料調達に係る費用	1,986	425	1,004	235	3,093
人件費	12,758	1,714	1,779	969	1,016
その他経費	9,687	910	1,064	959	1,533
合計	33,650	3,518	4,969	2,719	7,862

※ 端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

3-1-②. コスト削減[競争発注の拡大]


- 電気料金改定時に掲げた競争調達比率目標「5年以内に6割」の達成前倒しに向け、競争拡大の取組みを加速。
- 2013年度は、総合特別事業計画における目標「2014年度までに3割」の前倒しを目指す。(2013年度第2四半期時点の競争調達比率は33%)



3-1-③. コスト削減[調達委員会による調達改革]

- 2012年11月に「調達委員会」を設置以降、これまで月1回のペースで9回開催。
- 現時点で、資材調達全体額 約1.2兆円のうち、48%に相当する約5,700億円の調達取引分野を審査。
- 委員会からの提言を踏まえ、調達改革に向けたアクション・プランを速やかに検討・実行中。

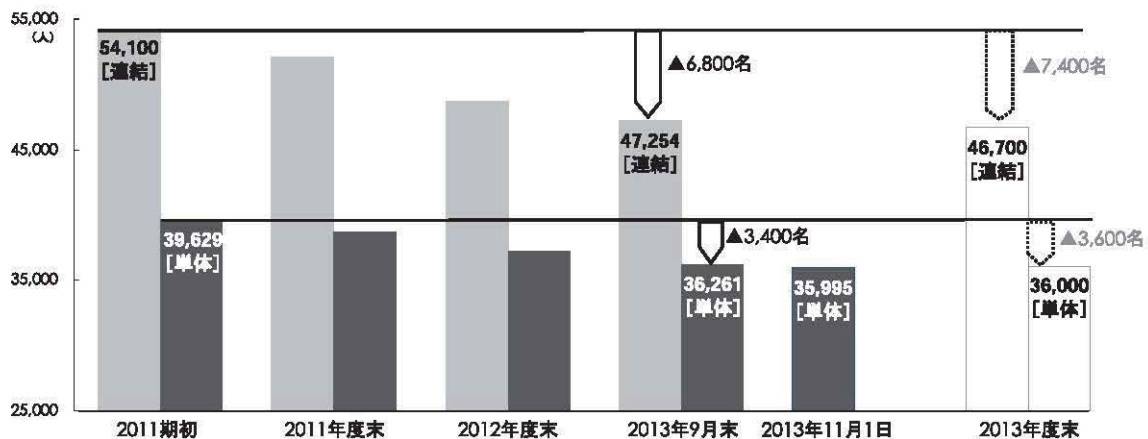
調達委員会の概要

■ 趣旨・目的	調達取引について、外部の視点から厳しく審査し、従来の調達構造・調達慣行を抜本的に見直しの上、「総合特別事業計画」および「改革集中実施アクション・プラン」に基づく追加コスト削減を確実に実現・深掘り。	
■ 構成	委員長： 宇田左近氏（元 日本郵政 専務執行役）	 <p>(左から、仲田委員、宇田委員長、後藤委員)</p>
	委員： 仲田裕一氏（元 川崎製鉄 資材部長、原料部長） 後藤治氏（ATカーニー パートナー）	
	オブザーバー： 山口副社長、佐野常務、 武部常務、住吉常務	
	事務局： 村松常務 経営改革本部事務局 企画部・資材部	
■ 設置日	2012年11月19日（第1回委員会開催）	

3-1-④. コスト削減[人員削減の状況]

- 総合特別事業計画では、福島事故の責任を全うする体制構築に必要な人員の確保を前提に、あらゆる措置を講ずることにより、2013年度末において単体36,000人、連結46,700人への人員削減を目標としている。
- 一方で、2013年11月1日時点の単体人員は35,995人となり、既に目標を達成。震災以降の依願退職者は1,500人規模となっており、うち7割を30代以下が占める状況。

人員数の推移



3-2-①. 資産売却[進捗状況]

- 2013年11月末時点での資産売却累計実績は、7,514億円。
総合特別事業計画における資産売却の全体目標7,074億円を上回った(進捗率106%)。

資産売却の実績

(億円)

	総合特別事業計画 における売却目標	売却実績			
		2011年度	2012年度	2013年度 11月末時点	2011～2013年度累計 (進捗率)
不動産	2,472	502	1,634	798	2,934 (118%)
有価証券	3,301	3,176	72	20	3,269 (99%)
子会社・ 関連会社	1,301	470	755	85	1,310 (100%)
合計	7,074	4,148	2,462	904	7,514 (106%)

3-2-②. 資産売却[子会社・関連会社の再編]

- 総合特別事業計画における子会社・関連会社の再編計画(5社へ再編)は、5社のうち3社は2013年7月に再編を完了、残り2社についても対象会社間で合意・公表済み。

総合特別事業計画 (再編事業/対象会社数/時期)			進捗状況	再編前対象会社	再編後会社名	備考		
営業関連	3社→1社	2013年7月	再編完了 (2013年7月)	ティ・オー・エス	→ テブコカスタマーサービス	再編対象であったTEPCO コールアドバンスは2013年 7月に売却済み		
				東電ホームサービス				
配電関連①	4社→1社	2013年7月		東電タウンプランニング	→ 東電タウンプランニング	環境美化センターは、 東電広告へ事業移管 の上、2012年8月に 清算済み		
				東電ホームサービス				
				東電広告				
発電関連	3社→1社	2013年度末		環境美化センター	→ 東京パワーテクノロジー			
			東電工業					
			東電環境エンジニアリング					
不動産関連	2社→1社	2012年度末	再編準備中 (2014年1月予定)	尾瀬林業		資産売却(不動産)の 前倒しに注力するため、 再編時期を見直し		
				東電不動産				
配電関連②	2社→1社	2013年度末		再編準備中 (2014年10月予定)	東電ファンシリティーズ		→ 東電不動産	
					東光・高岳 統合会社※			
					東京計器工業		→ 東光・高岳 統合会社※	スマートメーターの全店 展開時期にあわせ、 再編予定時期を見直し

※2014年4月に東光高岳HD、東光電気、高岳製作所の3社が統合予定

4-1. ビジネス・アライアンス

- 2013年2月から募集したベース電源260万kWの入札募集に対し、中部電力、新日鐵住金、電源開発の3社が応・落札(計68万kW)。
- 東電(フュエル&パワー・カンパニー※)は、中部電力とのアライアンスを通じ、常陸那珂での石炭火力新設案件で落札(2012年12月に両社が出資する(株)常陸那珂ジェネレーションを設立)。
- 今回募集の未達分(192万kW)ならびに自社火力の高経年化(1,000万kW規模)に対応した入札計画を今後策定し、実施。

火力高経年化への対応について

【改革集中実施アクション・プラン、2013年度事業運営方針】

- 2013年度以降、安価な電源を調達するため、需給見通し等も踏まえて、高経年化火力のリプレース等(1,000万kW規模)に対応した入札計画を策定し実施
- 電源の開発にあたっては、中長期的成長を見据えた内外のエネルギー事業者等とのアライアンス組成により外部資本を導入

260万kW入札について

募集規模と供給開始時期	2019年6月～2021年6月までに供給開始する火力電源260万kW
電源タイプ	基準利用率が70%～80%のベース電源
契約供給期間	原則15年間
上限価格	9.53円/kWh
スケジュール	2012年11月13日 募集要綱案公表(説明会、RFC、中立的機関審査) 2013年 2月15日 入札募集受付開始 5月24日 入札募集受付締切(中立的機関への報告) 7月30日 落札者決定

※ スライド50を参照。

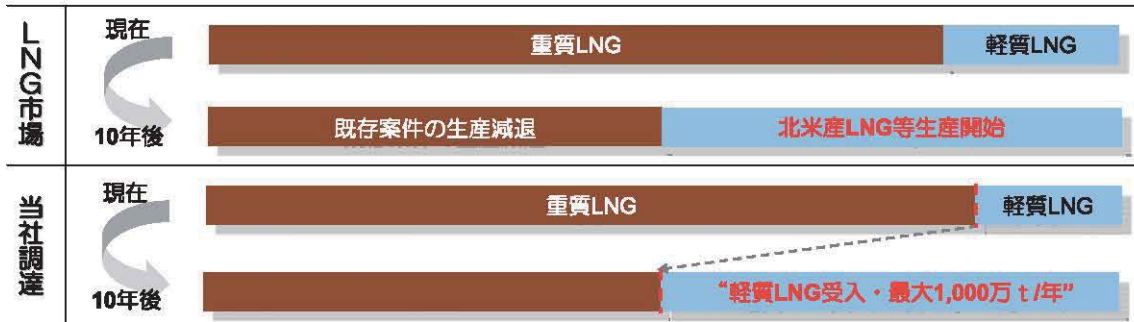
4-2. 燃料コストの戦略的削減

- 東電は、燃料コストの戦略的削減に向けた取組として、米国产シェールガスを含む約200万t/年の軽質LNGを確保。
- 200万tの殆どが天然ガス(ヘンリーハブ)連動価格になる見込みであり、現状の価格レベルに比べて3割程度安く調達できる見込み。
- 供給ソースについては、米国案件は輸出許可等の固有のリスクを抱えているため、米国产以外の複数のソースに分散させることで、高い経済性を維持しつつ、リスクを低減。

	米国产:Cameron / 三井物産	米国产:Cameron / 三菱商事
オペレーター	Sempra	Sempra
売主	三井物産	三菱商事
契約期間	2017年(予定)より約20年間	2017年(予定)より約20年間
供給ソース	米国Cameron基地出荷	米国Cameron基地出荷
数量	40万t/年+オプション数量(オプション数量協議中)	40万t/年+オプション数量(オプション数量協議中)
価格	天然ガス(ヘンリーハブ)連動価格	天然ガス(ヘンリーハブ)連動価格
	複数ソースへの分散	
供給開始	2010年代後半目途	
数量	合計で最大120万t/年程度	
価格	天然ガス連動を中心とした多様な価格指標によるフォーミュラ	

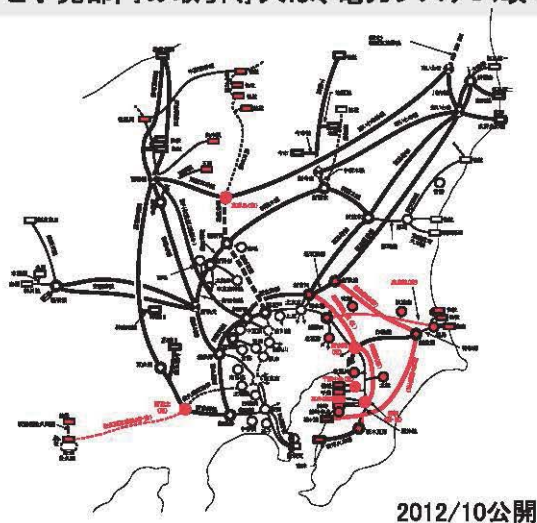
【参考】燃料コストの戦略的削減に向けた取り組み

- 軽質LNGとは、従来のLNGに比べて単位容積あたりの熱量の低いLNGで、米国・カナダ等のシェールガスから生産されるLNGがその代表格。今後、LNG市場は軽質化していく見込み。
- 当社の発電・受入貯蔵設備やガス販売のスペックは大量の軽質LNGを前提としておらず、設備・運用面での対策が必要(2012年度の軽質LNG受入量は約170万t)。
- 昨年度の改革集中実施アクション・プランでは、最大1,000万t/年まで、米国産シェールガスなどの軽質LNGの導入を拡大する計画を発表。設備面と調達面から対応を継続。



4-3-①. 送配電部門の中立化・透明化[系統の情報開示]

- 東電は、他事業者の電源開発の参考となるよう、系統混雑状況をHPで開示。
- 他社電源も視野に入れた系統形成の考え方は、電源入札に合わせて適宜取り入れ。
- 発電収益の最大化、アンシリャーコスト最小化や、ネガワット取引等を念頭に置いた送配電部門と小売部門の取引導入は、電力システム改革に伴う今後の具体的制度設計において反映。



系統情報の公開例①(基幹系統)

基幹系統は10万kW以上、地域供給系統は2万kW以上の発電機を連系すると、制約が生じる可能性が高い設備を赤く表示

群馬県



系統情報の公開例②(地域供給系統)

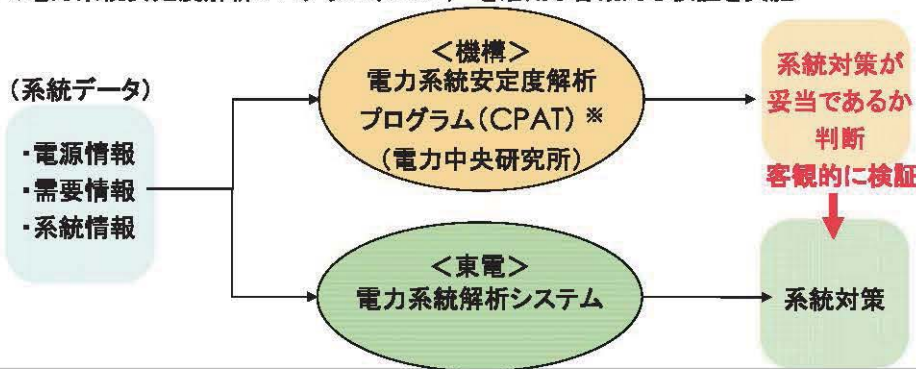
4-3-②. 送配電部門の中立化・透明化[流通設備の客観的検証]

- 「設備対策の妥当性」と「投資額・費用の抑制」の観点から、流通設備形成を客観的に検証。
- 「設備対策の妥当性」については、原子力損害賠償支援機構(以下「機構」)にて電力中央研究所の電力系統安定度解析プログラム(CPAT)※を用いた潮流・系統安定度等の客観的検証を確立。2013年度の設備計画について、順次検証を実施中。
- 「投資額・費用の抑制」については、既に機構が合理化PT、設備投資効率化WG等で検証しており、今後も継続していく予定。

(※ 手法の一例として採用)

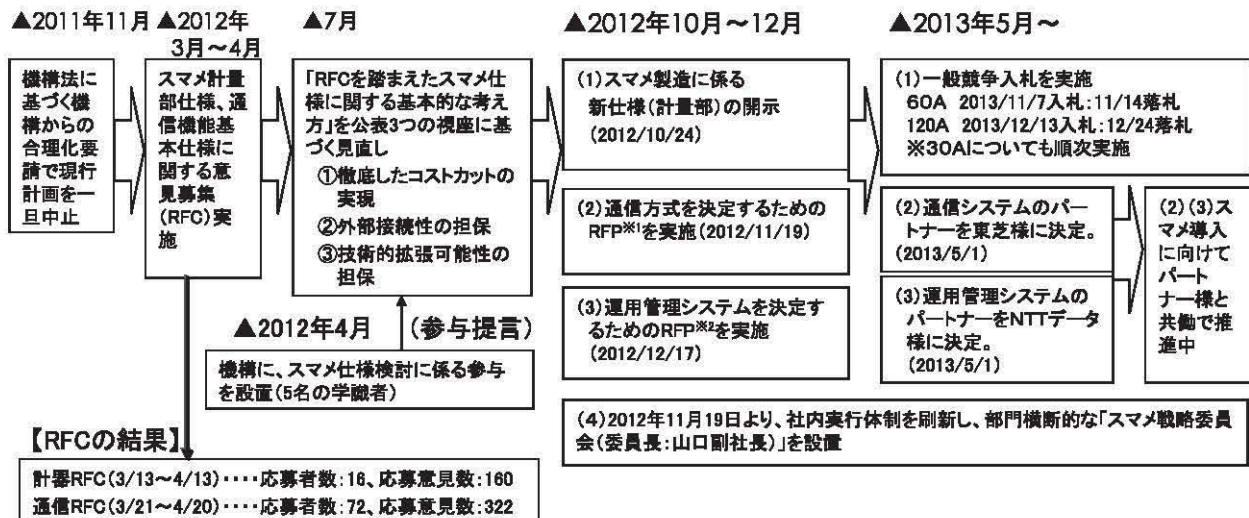
《現在、機構にて実施中の「設備対策の妥当性」の検証》

- 当社から電力系統解析に必要な系統データ等を提供
- 機構にて電力系統安定度解析プログラム(CPAT)※を活用し客観的な検証を実施



4-4-①. スマートメーター 導入[進捗状況]

- スマートメーターについては、来年度の調達に向け、計器容量に応じ順次入札を実施中。
- また、通信システム、運用管理システムについては、パートナー事業者様と共働で、開発を推進中。



※1:RFC: Request For Comment ※2:RFP: Request For Proposal

【参考】スマメの仕様の見直し

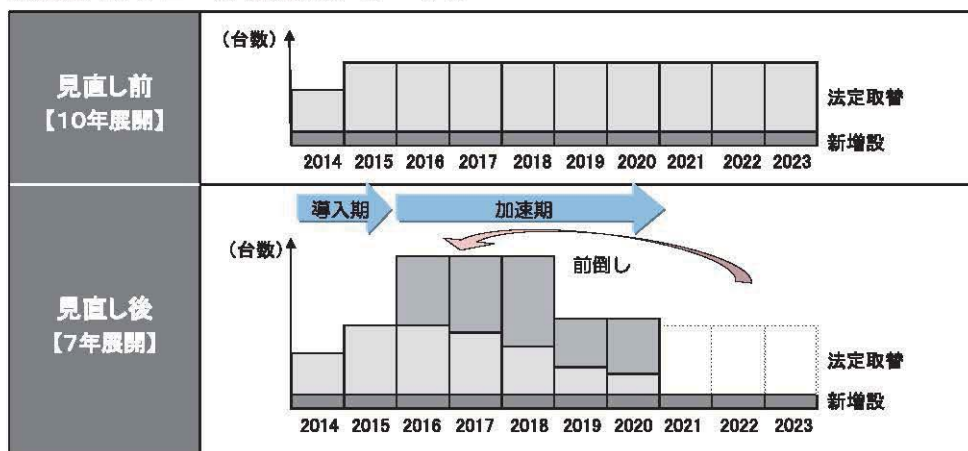
- スマートメーターの国内外からのオープンな調達・導入拡大に向け、仕様等を見直し。

	当初仕様	現行仕様
基本的な考え方	政府の検討会で定義された最低限の機能(独自仕様)	外部接続性、技術的拡張可能性、コスト削減の3原則
システム構成	独自開発	国際標準準拠(GIMを採用)
メータ	計量部と通信部を分離 国内メーカー4社を対象に指名競争入札	一体型も排除せず 国際競争入札
通信(広域)	自営光ファイバーが主体	他社インフラの活用も含め適材適所で組み合わせ
通信(Aルート)	無線メッシュ方式が主体	3方式(無線メッシュ、携帯、PLC)を適材適所で組み合わせ
通信(Bルート)	スマートハウス標準化検討会中間取りまとめに準拠。 導入スキーム、実装方法等具体的な検討は今後	当初から設置分全てに具備 通信は2方式(特小無線、PLC)から選択
通信プロトコル	IP非準拠(セキュリティ考慮)	IP準拠
データフォーマット	独自仕様	国際規格を採用(IECを採用)
新サービス	検討は次段階	新サービス向け機能を織り込み
電力システム改革を踏まえた対応	想定せず	送配電と小売で情報や業務を再整理 新電力とのイコールフットリングに配慮
導入スケジュール	2014年4月から設置開始、検定期間満了に伴う取替に 合わせ10年かけて設置(2023年度までに約2,700万台 を設置)	2014年4月から設置開始、原則として検定期間満了に 伴う取り替えに合わせ設置を行うが、10年間の展開計 画を見直し7年間で設置完了を目指す(2020年度まで に約2,700万台を設置予定)

4-4-②. スマートメーターの導入[展開スケジュールの前倒し]

- 東電は、スマートメーター導入効果の早期実現を目指し、スマートメーターの展開スケジュールについて、検定有効期間満了に伴うメータ取り替えに合わせ10年かけて展開する方針から、2020年度までの7年間で展開する方針に見直し。

<展開スケジュール前倒しのイメージ>

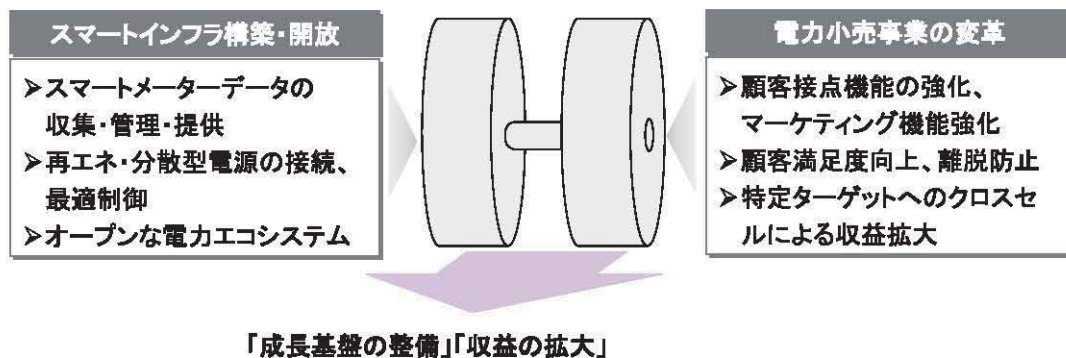


※早期展開に伴う前倒し台数は、お客さま及び当社のニーズ等を踏まえ、今後検討

4-4-③. スマートメーターの導入 [新成長タスクフォース]

- 東電は、2013年5月1日に新成長タスクフォースを設置。スマートメーターを核としたスマートインフラを構築・提供し、「世界最先端のスマート社会」の実現に貢献することを目指す。日本全体の成長への貢献も念頭におきつつ、自らの成長の基盤を確実に整備。
- 「小売全面自由化」を見すえ、お客さま接点の抜本強化など電力小売事業のあり方そのものを変革。全面自由化後もお客さまに「選ばれる」エネルギーサービスを実現するとともに、戦略的アライアンスを通して収益も拡大。

新成長TFの両輪のミッション



4-5-①. 小売部門における新たな事業展開 [新しい電気料金メニュー]

- お客さまがご自身のライフスタイルにあわせて選択することができる、4つの新しい電気料金メニュー（家庭向け）を2013年5月からスタート。同年11月末までに1.6万軒のお申し込み。

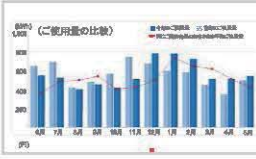



【新電気料金メニューのラインナップ】



4-5-②. 小売部門における新たな事業展開[でんき家計簿]

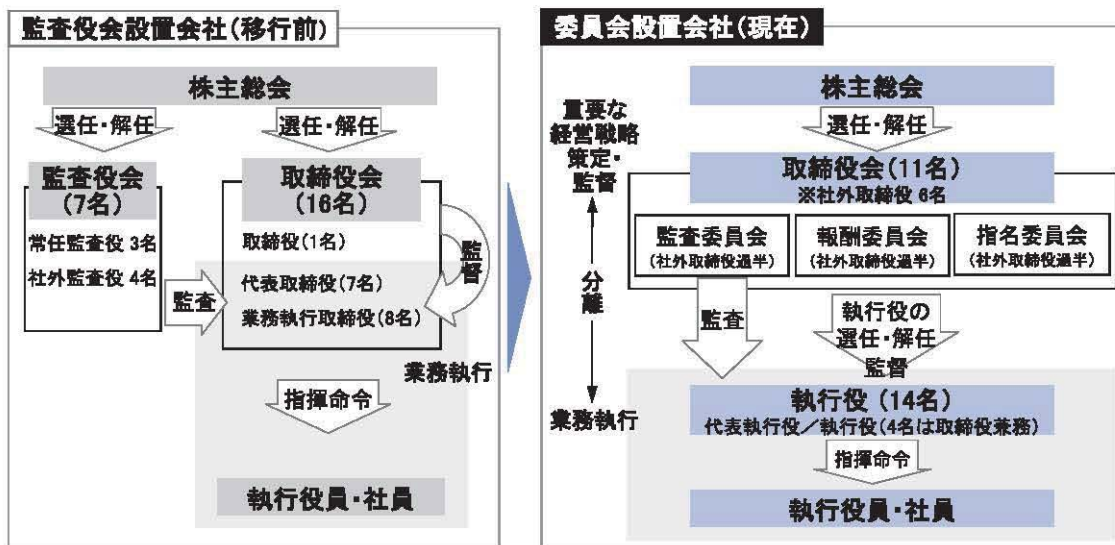
- 毎月の電気使用量の確認、料金メニューの提案、省エネアドバイスの提供などを行う、無料会員制インターネットサービス「でんき家計簿」を展開。2013年11月末の会員数は約27万軒に拡大。
- 今後、海外事業者との業務提携等により、会員向けのサービスをさらに拡充する予定。

【「でんき家計簿」のサービス概要】

<p>毎月の電気の使用量と料金のチェック</p> <p>過去2年分の電気のご使用量と料金などをグラフで確認できるほか、データをダウンロードすることができます。</p> 	<p>ライフスタイルにあった電気の使い方の提案</p> <p>お客さまのご家庭の一日の電気の使われ方の特徴をはじめ、お客さまのライフスタイルにあった料金メニューや省エネ手法などがわかります。</p> 
<p>料金メニュー選択のための試算ツール</p> <p>お客さまの電気使用量実績をもとに各料金メニューの試算ができます。</p> 	<p>口座振替やカード払いの申込書の取り寄せ</p> <p>電気料金のお支払いを口座振替やクレジットカード払いに変更する際に必要な申込書を簡単に取り寄せることができます。</p> 

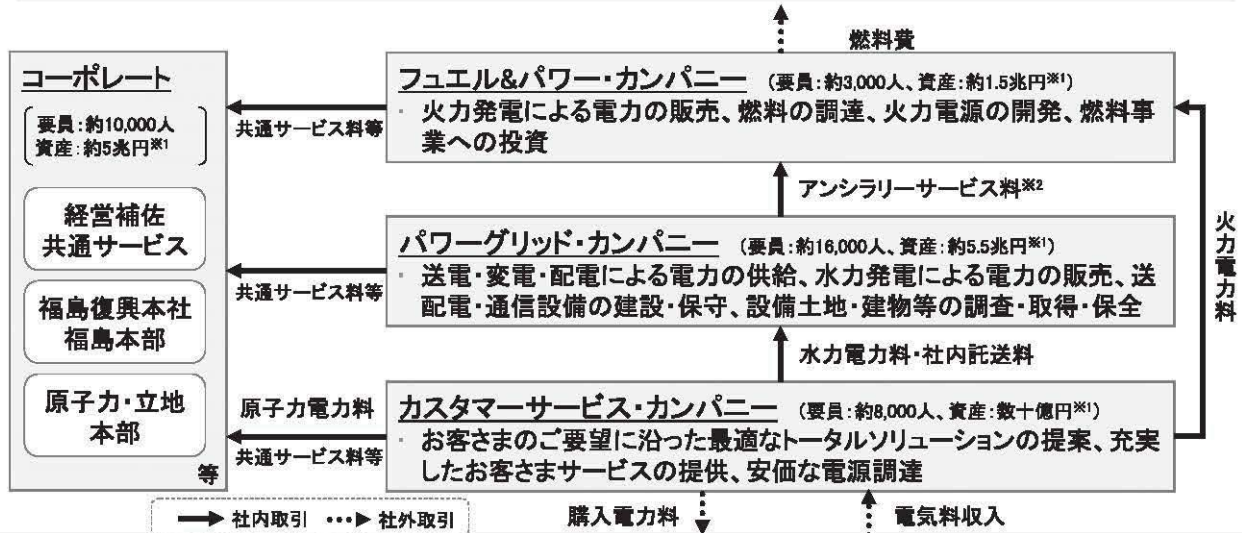
4-6. 委員会設置会社への移行

- 取締役会が重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行い、執行役等が業務執行を行う「委員会設置会社」へ移行(2012年6月)。



4-7-①. 社内カンパニー制[制度概要]

- 電力システム改革に対応し、各事業部門が自発的に収益拡大、競争力強化に取り組むことを目的に、2013年4月より社内カンパニー制を導入。
- 将来のホールディングカンパニー制を視野に、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」の3つのカンパニーを設置。残る組織は、コーポレートとして、賠償、廃炉に取り組む一方、経営補佐、共通サービスの効率的な提供等を行い、グループとしての総合力を発揮。

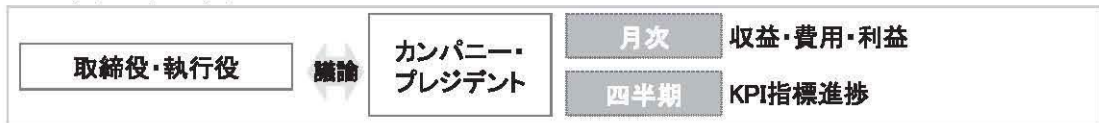


※1: 数値はいずれも社内カンパニー制導入時点(2013年3月末) ※2: お客さまにお届けする電気の品質(周波数や電圧)を一定に保つこと

4-7-②. 社内カンパニー制[経営管理]

- 新たな管理会計制度を整備し、カンパニー・部門・事業所単位のかみ細かなコスト・収益管理を徹底。社員一人ひとりのコスト意識向上、行動変革に取り組み。
- ショートインターバルで戦略・予算目標の達成状況のレビューを実施。各カンパニーは、収支(月次)、KPI進捗状況(四半期)を経営に報告。各責任単位(事業所等)のKPI改善状況や社内競争状況も月次、四半期毎に確認し、改善策等を議論。

<取締役会・執行役会>



各カンパニー



4-7-③. 社内カンパニー制[収支]

- 2013年度第1四半期決算より、各カンパニーとコーポレートの収支をセグメント情報として公表。
- 営業損益は、緊急的な費用繰延等の実施により、コーポレートを除き黒字を確保。

<2013年度第二四半期収支>

(億円)

		フュエル &パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	四半期(個別)* 損益計算書計上額
売 上 高	外部顧客への売上高 (社外取引)	141	427	30,112	584	31,265
	セグメント間の内部売上高 又は振替高 (社内取引)	15,561	7,533	1,039	2,778	—
計		15,703	7,960	31,151	3,362	31,265
営業利益又は損失(▲)		186	1,013	671	▲ 386	1,484

※:社内取引を控除して表示している。

5-1. 財務基盤の強化

- 東電は、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施や着実な廃止措置に向けた態勢の整備、電力の安定供給の持続性確保のため、機構の出資及びステークホルダーの協力を得て、財務基盤を強化。

機構の出資	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 機構が、東京電力が発行する株式(払込金額総額1兆円)を引き受け。(出資時点で、総議決権の2分の1超の議決権を取得。また、転換権付無議決権種類株式の引き受けにより、潜在的に総議決権の3分の2超の議決権を確保。)
金融機関による協力	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2011年3月11日から9月末日の間に弁済を受けた取引金融機関が、機構の出資にあわせて、弁済額と同額の資金供与(復元)を実行。 ▶ 全取引金融機関が、2015年3月末日まで借り換え等により与信を維持。 ▶ 主要取引金融機関が新規融資の実行等により、復元を含めて約1兆円の追加与信を実行。
株主による協力	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保有株式の相対的な希釈化。 ▶ 当面の間、無配を継続。
料金改定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原子力発電所停止に伴う燃料費増大等を受け、自由化部門は2012年4月から順次、規制部門は同年9月から電気料金の値上げを実施(自由化部門は14.90%、規制部門は8.46%)。

5-2. 2012年度夏期の需給実績*について

- 需給調整契約の拡大や高圧小口等を対象とした新たな需要抑制メニューの整備、計画通りの電源増設等により、最大電力5,078万kW(8月30日)に対し、供給力5,453万kWとし、安定供給を確保。

【2012年度夏期に実施した需要抑制方策】

	軒数	調整力(発電端実効値)
計画調整契約	約4,300軒	約190万kW
新たな需要抑制メニュー(デイリープラン・ウィークリープラン)	約1,400軒	約13万kW
ビジネスシナジープロポーザル	約1,300軒	約7万kW

【2012年度夏期に増設した電源(試運転含む)】

	ユニット	定格出力(万kW)	試運転開始	営業運転開始
火力	鹿島火力第7-2号	26.8	6月13日	6月29日
	鹿島火力第7-1号	26.8	6月26日	7月12日
	鹿島火力第7-3号	26.8	7月3日	7月19日
	千葉火力第3-3号	33.4	6月28日	7月10日
	川崎火力2号系列1軸	50.0	5月13日	2013年2月1日
水力	神流川2号	47.0	1月6日	6月7日

※:総合特別事業計画において見通しを示した2012年度夏期の実績について記載。2013年度夏期については、新・総合特別事業計画84ページ参照。

再生への経営方針

平成24年11月7日
東京電力株式会社

1. 基本認識

・取締役会は、以下の基本認識で、2013/14年度を対象とする本方針を策定する。

- ① 事故の当事者たる当社は、公的資金援助と値上げによって国民から存続の機会を与えられた。福島原発事故への対応こそが会社の原点である。

「事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」ことを企業の新たな使命とする。過去の東京電力に逆戻りするのではなく、新しい使命を果たしていく企業に生まれ変わること、社会の信頼を回復していく。

- ② 当社は、電力市場の競争促進や需要家の選択肢拡大に向けて検討されている電力システム改革の大きな流れを見据えた企業改革に先行的に取り組む。それによって事故の責任を長期にわたってやり抜くための企業基盤を守る。
- ③ 当社は、自らの使命を果たすために「やるべきことは徹底してやり抜く」一方で、当社のみでは力の及ばない規模の財務リスクについて、国全体での取組の強化や関係者の協力に向けて率直に問題提起を行う。

2. 当社が直面する危機

1) 福島原発事故への万全な対応

・福島原発事故への対応は、その広がりや被害額、復旧必要額の大きさにおいて、まさに「国家的難題」である。

- ① 被害者への賠償と高線量地域の除染費用を合計すると、原子力損害賠償支援機構法の仕組みによる交付国債の発行額5兆円を突破する可能性がある。さらに、低線量地域も含めた除染、中間貯蔵費用などについて、同程度の規模の費用が、今後、追加で必要となるとの見方もある。

- ② 廃止措置関連費用は、すでに1兆円弱を当社独自に引き当てている。追加となる研究開発については国の主導を仰いでいるが、今後、燃料デブリの取出し、最終処分まで含めた全費用はこれまでの引当額よりもさらに巨額にのぼる可能性がある。

・事故への償いと廃止措置を長期間にわたって継続的にやり抜くために、当社はあらゆる努力を傾注する。しかしながら、被災地の復興を円滑に進めていくために今後必要と見込まれる費用は、一企業のみでの努力では到底対応しきれない規模となる可能性が高い。

2) 事業環境の変化と企業体力の劣化

・5月策定の「総合特別事業計画」では前提とされていない事業環境の変化が生じている。

- ① 政府は、本年夏に「電力市場の完全自由化」という基本的方向を決め、詳細な自由

化内容を年末に決定する予定である。当社としても、数年後にも予想される自由化時代に的確に対応していくことが焦眉の急となっている。

- ② 将来のエネルギー構成や原子力政策について種々の議論が行われており、各電力会社においても原発再稼働の見通しについて不透明感が強まっている。

・他方、当社の企業体力（資金不足、人材流出）は急速に劣化し始めている。このまま賠償・除染・廃炉の負担が「青天井」で膨らんでいき、自由化などの事業環境の変化にも対応できず、将来への展望が見いだせない企業のままの状態が続けば、士気の劣化も加速度的に進む懸念が強い。

3. 「企業のかたち」の選択

1) 現行制度のみで対応した場合のリスク

- ・原子力損害賠償支援機構法においては、賠償・除染の費用が増額する場合には、交付国債による交付額を増額する仕組みになっている。また、廃炉等に関連して資金が必要となれば、機構が、資本引き受けなどの形で支援できることになっている。
- ・現在の原子力賠償支援機構法の枠組みの活用による電力産業全体の対応額は、総額5兆円程度が前提と考えられる。自由化を進めていく中で、他電力の自発的拠出による負担金を大きく増額するように求めていくことは極めて難しい。
- ・仮に、現行の枠組みのみによって、今後さらに膨張していく巨額の負担に対応する場合には、当社の事業形態は以下のいずれかへと変わっていくリスクが高い。

- ① 「超長期事故処理専門法人」化（交付国債を10兆円とした場合）

例えば、交付国債枠（5兆円）を倍増して対応することとなれば、当社は、巨額の負担金を超長期にわたって支払うためだけに存続する「事故処理専門法人」と化す。この場合は、巨額の負担をまかなう財源の確保のため、電力自由化にも背を向け、現行の地域独占を維持する行動をとらざるを得ない。一方、民間金融機関からの資金調達は困難となり、事業活動のあらゆる側面で国に資金を頼ることとなる。

- ② 「電力公社」化（公的資本を現状の数倍に拡大した場合）

巨額の費用に対応するため公的資本を数兆円単位で追加注入することになれば、公的管理からの離脱は実質的に困難となり、事業資金を国の信用に全面的に依存することとなる。つまり、我が国電力市場全体の1/3を占める最大の事業者が国営の「電力公社」と化した状態のまま、一方で、市場完全自由化を進めるという極めて歪な構造となる。

2) あるべき「企業のかたち」

- ・世界的にみても、電気事業は、今後の経済成長を左右する基幹インフラであることは論を待たない。また、低廉な資源の確保、再生エネルギーへの対応、省エネ推進など「新たな安定供給」を自由化による競争の中で進めていくためには、福島の実験と安定供給の技術をもって世界と渡りあうダイナミックな電気事業者への変貌が不可欠である。

- 「自由化」が数年後に見通される中で、仮に「事故処理専門法人」や「電力公社」となる道を選べば、人材面での劣化は加速することは間違いない。こうした状況では、エネルギー事業者として自由化に対応し、国民・利用者のニーズに応えていくことはもとより、当社固有の社会的責務（賠償、廃炉）を果たしていくことも困難な事態に陥ることは必至である。
- 当社としては、競争環境の下で、市場原理に基づいて資金調達・投資決定を自律的に行うダイナミックな民間企業に早期に復帰することで、技術・人材といった経営基盤を保持し、責務を持続的に果たしていく。そのために、当社はあらゆる経営努力を傾注するが、同時に、現行の賠償機構法の枠組みによる対応可能額を上回る巨額の財務リスクや廃炉費用の扱いについて、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請する。早ければ来春に、現行の総合特別事業計画に、新たな事業環境の変化への対応や、国の検討結果を追加的に盛り込んだ、より包括的な新たな計画を策定するよう、関係者に要請をしていきたい。

4. 一両年で実行する改革

- 当事者として「事故の責任を全うする」ことを最優先する。
- このため、一企業一業界の負担限度を超える費用についての新たな支援措置の検討を前提にしつつ、福島の賠償・除染・地域支援の取組みに最大限の人的・技術的資源を投入することとする。
- 当社としては、「再生への経営方針」対象期間中に以下の改革を集中実施する。

I：福島事故の責任を全うする

- 内外の英知を集めた福島第一原子力発電所の廃炉体制づくり
- 福島の復興に向けた取組みの深化

II：世界最高水準の安全確保

- 原子力改革
- 大震災等のクライシスにも負けない防災態勢・事業継続態勢の構築

III：責任を全うするための財務基盤づくり（当社単独にて取組み可能なもの）

- サバイバルのためのコスト削減
- 細分化された組織単位でのコスト管理の徹底

IV：新生東電の収益基盤づくり

- HDカンパニー制を視野に入れた経営改革
- 再生に向けた収益基盤づくり
- 業務改革（人事、会計、目標設定、広報）

【参考】原子力損害賠償支援機構への負担金の納付の想定

単年度納付額 (例)	(備考)	2035年までの 納付総額 約5兆円 (2,130億円×23年を要する)
一般負担金 (料金原価が財源) 1,630億円 (2012年度 納付額ベース)	○ 過去10年間の原子力事業者の利益水準の平均実績から自己資本コストの平均実績を控除して算出した額に相当。 ○ 料金を改訂して原価算入しない限り、さらなる増額は困難。	
特別負担金 (処分可能利益が財源) 500億円 (事業報酬の 水準から仮定)	○ 社債市場復帰に必要な最低限の内部留保(500億円/年程度)を除き、収益の全てを特別負担金・金利負担・法人税に充当(配当無し)と仮定。	
計 2,130億円		

※ 実際の納付額は、年度ごとに、「原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないもの」となるよう、原子力損害賠償支援機構が決定するものである。

※ 一般負担金の納付額は、全ての原子力事業者（電力各社等）による納付額の総計。

改革集中実施アクション・プラン

I： 福島事故の責任を全うする

(1) 内外の英知を集めた福島第一原子力発電所の廃炉体制づくり 1

(2) 福島の復興に向けた取組みの深化 2

II： 世界最高水準の安全確保

(1) 原子力改革 3

(2) 大震災等のクライシスにも負けない防災態勢・事業継続態勢の構築 4

III： 責任を全うするための財務基盤づくり(当社単独にて取組み可能なもの)

(1) サバイバルのためのコスト削減 5

(2) 細分化された組織単位でのコスト管理の徹底 6

IV： 新生東電の収益基盤づくり

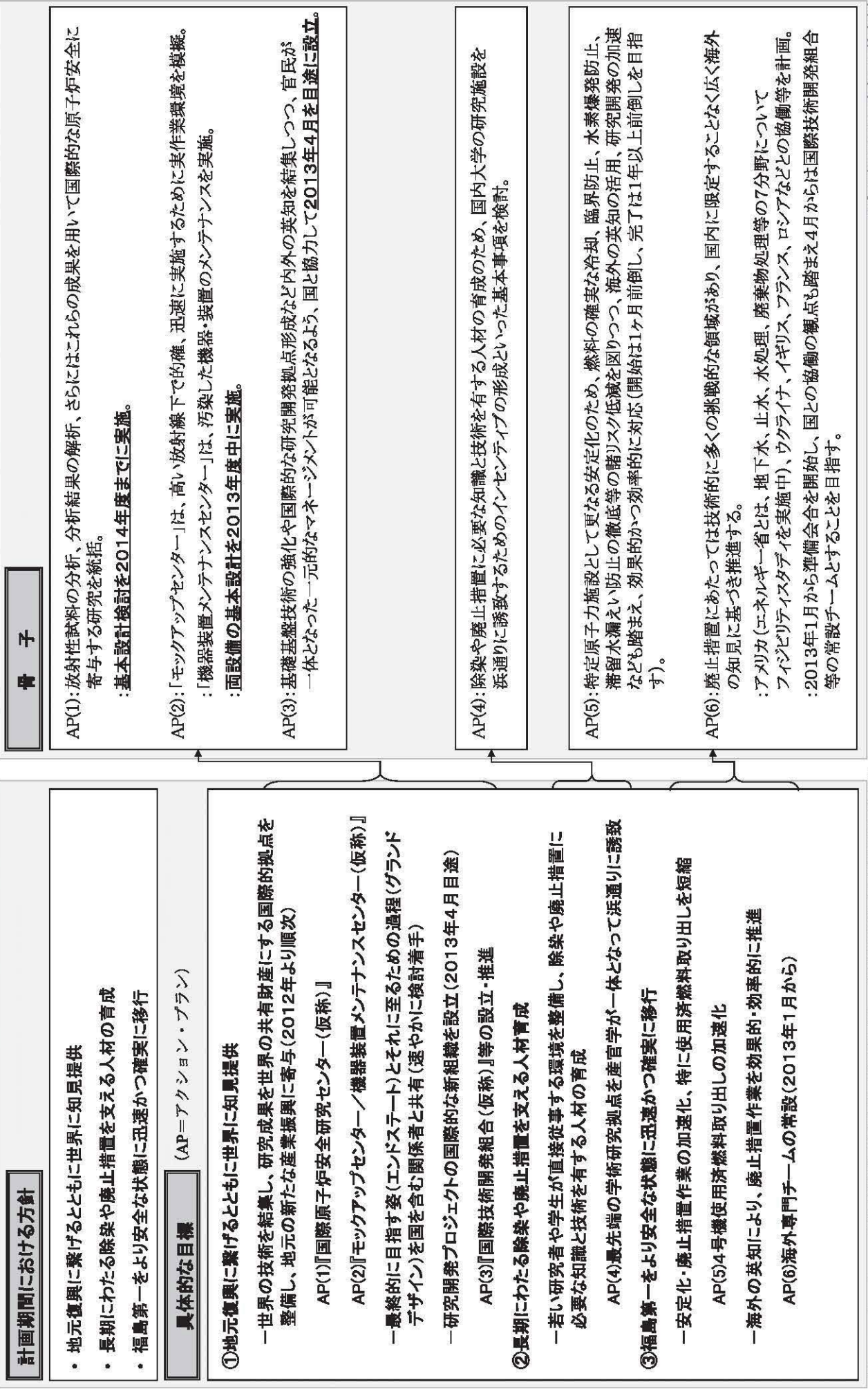
(1) HDカンパニー制を視野に入れた経営改革 7

(2) 再生に向けた収益基盤づくり 8

(3) 業務改革(人事、会計、目標設定、広報) 9

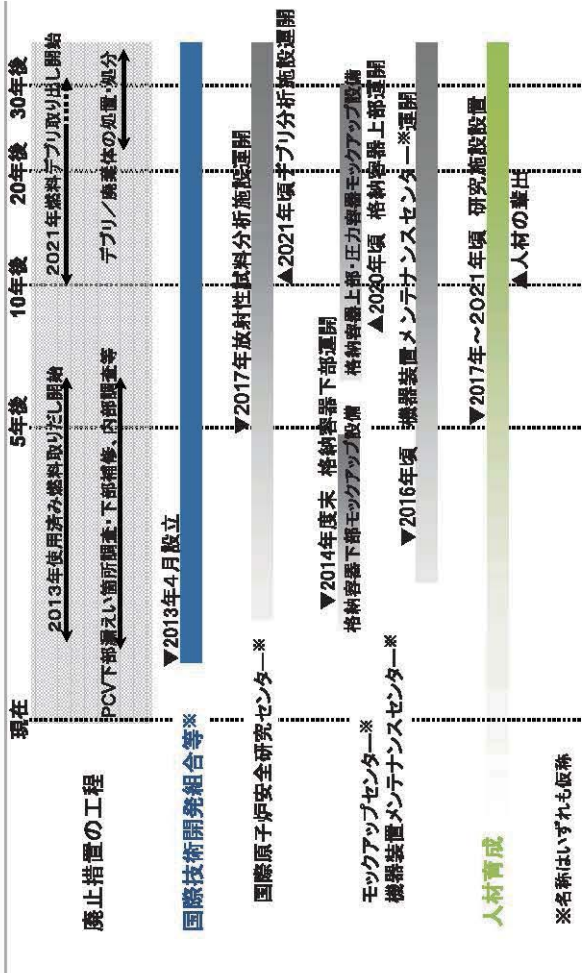
I：福島事故の責任を全うする（1）内外の英知を集めた福島第一原子力発電所の廃炉体制づくり

福島県民のご安心のために、内外の英知を結集して取組みを加速化していくとともに、最高峰の研究拠点(COE※)として世界の共有財産とする

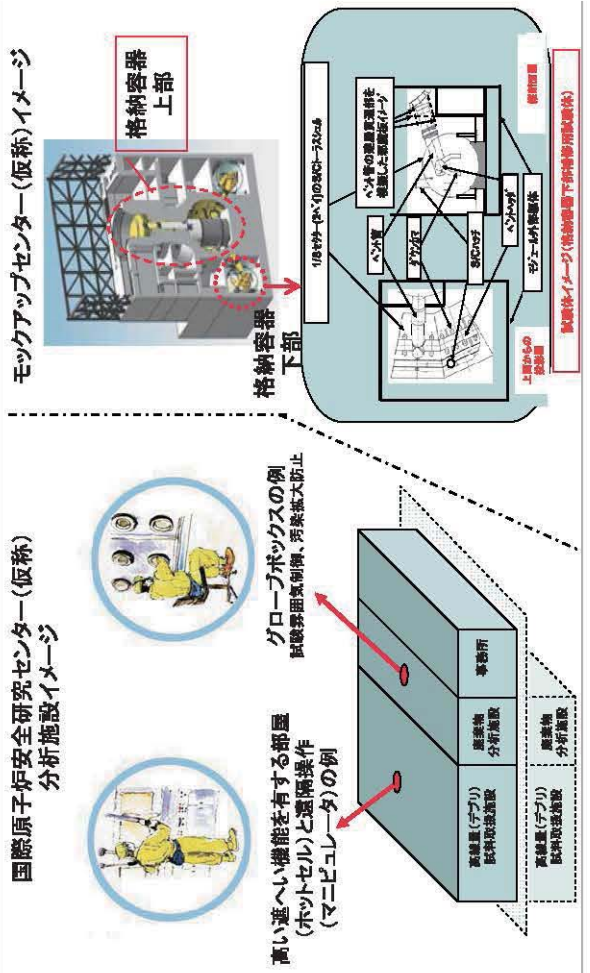


※ center of excellence : 優秀な頭脳と最先端の設備環境をもち、世界的に評価される研究拠点を指す。

I (1). 概略スケジュール(案)



I (1). 研究拠点(案)



I：福島事故の責任を全うする (2) 福島の復興に向けた取り組みの深化

福島県民の皆さまの苦しみをお忘れず共に再生するため、地元に着実に責任を全うし地域復興に貢献

計画期間における方針	骨子
<ul style="list-style-type: none"> 福島県へのコミットメント抜本強化 「親身・親切的な賠償」の徹底・深化 	<p>AP(7):「復興本社」の代表として、副社長が専任で常駐。その下に役員級を複数名配置し、県内全ての事務所の復興関連業務を統括。</p> <p>:本店各部門と経営スタッフ機能を一部移転および除染・地域支援業務等の拡充により、500人規模で再編・増強。グループ会社も含めて県内で4,000人以上の体制で業務を遂行。</p> <p>:福島本部会議(関係役員が参加し、関連業務に関する執行上の意思決定を行う)を創設・現地開催(毎四半期)。開催都度、県・自治体等への訪問、会長・社長の会見などを実施。</p>
<p>具体的な目標 (AP=アクション・プラン)</p>	<p>AP(8):本部と拠点の整備により、「賠償」・「地域支援」・「除染」や地域対応等の各業務を統合するとともに、連携を強化し、福島において迅速に意思決定・実行。</p>
<p>①福島県へのコミットメント抜本強化(2013年1月から順次)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一地元本位の経営、地元コミュニケーションの抜本強化 <ul style="list-style-type: none"> AP(7)「福島復興本社(仮称)」を設置 AP(8)本社内に「福島本部(仮称)」と拠点を整備(福島市、郡山市、いわき市、南相馬市、会津若松市) AP(9)福島復興・雇用創出プロジェクトの推進 AP(10)活動拠点と社宅の再整備 	<p>AP(9):浜通りを中心に地域の経済復興や雇用回復・創出に繋がる事業を推進。『世界最新鋭の石炭火力発電所プロジェクト』、『Jヴィレッジの復興』などに検討着手。</p> <p>AP(10):社宅については、仮設单身寮の代替施設を含め、各市町村の要望や復興計画を考慮しつつ、住民帰還が遅れる地域にも率先的に整備・入居。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一地元に着実に活動の抜本強化 AP(11)除染進展のために300人規模(現状の3倍)の体制を目指す AP(12)復興支援に向けた各種活動の展開(全社員がローテーション、年間延べ10万人の動員体制を目指す) 	<p>AP(11):避難されている方々の帰還、県民の方々の安心につながる除染に尽力。</p> <p>:放射線や除染技術に係る知見をもとに、環境省に相談しながら、市町村等のニーズに沿った人的、技術的協力を展開。</p> <p>AP(12):支援参加を職務化。現状の5倍の動員体制を整備。線量モニタリングや住民一時立ち入り支援等の専門分野はもとより、二般のボランティアで行われている作業は原則全て対応。</p> <p>:受入体制を強化(各拠点に増員配置)。ニーズ掘り起こしを先行開始。知識・技能研修も拡充。</p>
<p>②「親身・親切的な賠償」の徹底・深化(2012年から順次)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一組織と機能の再構築による迅速かつ適切な賠償の実施 AP(13)賠償対応部署(本賠償・ADR)を統合し、福島本部の所屬とする 	<p>AP(13):組織統合と役員業務分担見直し(2013年1月)により、ADR和解事例の本賠償基準への反映等、本賠償とADRの業務連携・情報共有を一層強化。</p> <p>:統合後の賠償対応組織を福島本部の所屬とする(2013年1月)こと等により、より円滑な地域対応や効率的な証憑収集等による手続迅速化を目指すとともに、被害者の方々の個別事情を賠償へ適切に反映。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一地元の御要望を踏まえた適切な賠償 AP(14)生活再建の礎である財物賠償の早期実施 AP(15)自主的避難等に係る損害賠償(2012年1月以降分)の実施 	<p>AP(14):土地・建物について、登記未了物件の扱いや必要最低限の証憑入手方法等に関し国や自治体との協議・調整を早急に進めるとともに、家財および法人の償却資産等の賠償については、12月中に先行して受付を開始。</p> <p>:現地社員の現場確認により証憑収集を効率的に行うなど、財物賠償手続を迅速化・円滑化。</p> <p>AP(15):福島県及び市町村との協議を早急に進め、12月に受付・支払を開始。</p>

I (2). 福島県へのコミットメント抜本強化 1

- 「福島復興本社(仮称)」を設置し、福島において迅速に意思決定・実行することにより、地元本位の経営、地元コミュニケーションを抜本強化。
- 除染進展および復興支援のための要員を大幅に増強。



- 本社の代表として、副社長が専任で常駐し、県内全ての事業所の復興関連業務を統括。
- 本店各部門と経営スタッフ機能の一部移転および除染・地域業務等の拡充。
- ➡ 4,000人以上の体制。
- 全社員のローテーションにより年間延べ10万人の動員体制を目指す。(福島県内では常時2~300人が作業に従事)

I (2). 福島県へのコミットメント抜本強化 2

- 「福島本部(仮称)」と拠点の整備により、「賠償」・「地域支援」・「除染」・「除染」や地域対応等の各業務を統合するとともに、連携を強化。

地元に着着した活動の抜本強化

【賠償業務】



【除染業務】



【支援業務】



II：世界最高水準の安全確保（1）原子力改革

従来の安全意識・組織風土を刷新し、世界最高水準の安全を自律的に実現

計画期間における方針

- 世界最高水準の安全意識と技術的能力及び社会との対話能力を有する組織として生まれ変わること

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

- 原子力改革監視委員会、原子力改革特別TFの設置(2012年9月済)
 - 各委員のご指摘・ご提言を真摯に受け止め、これまでの安全思想を根底から改める
 - 一二度と福島事故を繰り返さないために、社内事故調査報告書の結論にとらわれないことなど、聖域を設けず改革を推進
- 原子力改革プランの策定(2012年12月)
 - 一経営トップから一従業員に至るまで、一人ひとりに安全文化(安全意識、技術的能力、対話能力)が浸透している基盤と、その基盤に支えられた分厚い組織(人材)作りのため、以下に取組み
 - AP(16): 経営層の人物像明確化、幹部教育制度確立、スタッフ職強化一組織の改革
 - AP(17): 深層防護※の積み重ねができる組織への変革
 - AP(18): 緊急時組織の改編(ICSの導入)
 - 一業務プロセスの改革
 - AP(19): 深層防護を積み重ねることができる業務プロセスへの変革
 - AP(20): 安全意識と技術的能力を有する人材を育成するプログラムへの見直し、強化
 - 一規制当局・立地地域・社会との関係の改革
 - AP(21): 透明性が高い規制当局との関係の実現。円滑なリスクコミュニケーションを実現するため、スポークスパーソンを配置
 - 一上記改革の具体的な成果を検証・公開
 - AP(22): ハード・ソフト両面の対策の着実な実施。不断の努力として深層防護を積み重ね、これを公表
- 原子力改革プランの実行(2013年1月～)
 - AP(23): 改革プランの進捗状況の管理・見直し・公表

骨子

原子力改革監視委員会は4つの分科会(①国際協力、②内部規制、③技術、④緊急時対応・倫理)を立ち上げ、各委員が役割を分担して、改革を監視・監督

AP(16): 原子力のリスクを強く認識し、常に事故を起こさなさいという使命感を持った経営層を登用。また、そのような経営層を養成するための幹部教育制度を確立し、経営層がリーダーシップを十分に発揮できるようスタッフ(分野ごとの専門家)を強化し、配置。

AP(17): 事故後の発電所の状況や環境変化をふまえ、現場を重視した原子力部門へ組織改編。

: 緊急時組織へのスムーズな移行や安全意識の浸透のため、平常時の組織(GM制や請負多層化などを含む)についても見直し。

: 執行側を牽制する内部規制組織を設置し、リスク情報の分析結果や組織メンバーの見識等により、規制当局を先取りした安全対策を実施。内部規制組織には、安全文化に長けた社外(海外を含む)の人材も招聘。

AP(18): 米国防軍・消防等が採用する、災害現場での指揮に関する標準化されたマネジメントシステムであるICS(Incident Command System)を導入。

: 緊急時対応を的確に実施するため、平常時から責任と権限、指揮命令を明確化した体制を構築し、この体制および能力を確認、養成していくため、緊急時作業を中心に直営化。

AP(19): 発電量等に応じた一定割合の投資を可能にすることで、改善活動に対する金銭的な懸念払拭。設備を管理している保全業務プロセスの標準化、システム化を行い、安全をじっくり考える時間を捻出するなど、改善活動を活性化。

AP(20): 直営作業の取組みに加えて、設備診断技術の育成等により、技術力を高め、安全に対する気付き、改善を促す。

: 緊急時および平常時の組織の各職位について、要件を明確化し、評価したうえで登用するとともに、候補者に対しては計画的な研修や人事ローテーション等を実施。

AP(21): 規制当局とのやり取りについて、ホームページで公開する等の透明化を図る。

: 立地地域や社会のみならず、リスクマップやプログラムレポートの公表を通じて、リスクコミュニケーションを実施していく中で、スポークスパーソンを養成。

AP(22): 防潮堤、防潮壁、水密扉を設置したほか、電源車や消防車、車載型熱交換器などを配備(ハード面)。これらの設備を運用するためのマニュアルの整備や訓練を実施(ソフト面)。

: これらの活動について、IAEAのレビューを受ける。深層防護の積み重ねの実施状況について、スポークスパーソンを通じて広くお伝えしていく。

AP(23): 原子力部門等における改革プランの実行状況を監視し、必要に応じて改革プランの見直しを実施し、その結果を四半期に1回プログラムレポートとして取りまとめ、公表。

※ 深層防護：安全確保対策を講じるに当たり、異常の拡大を想定し、それを防止・低減する対策を講じ、それを防止・低減する対策を講じることを繰り返して安全確保に高度の信頼性や確実性を確保する考え方

II：世界最高水準の安全確保 (2)大震災等のクライシスにも負けない防災態勢・事業継続態勢の構築

東日本大震災の経験を活かし、種々の事業継続リスク対策の補強を行うことにより、“安定供給”を継続する能力を向上させ、社会の信頼に込める力を強化する

計画期間における方針

- ・東日本大震災での経験・知見を反映しつつ、深刻な事態が起こりうることを前提に、深層防護の考え方を取り入れた防災計画の策定と実行
- ・大震災以外の最新の災害想定等に基づく新たな事業継続計画の策定、態勢整備

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

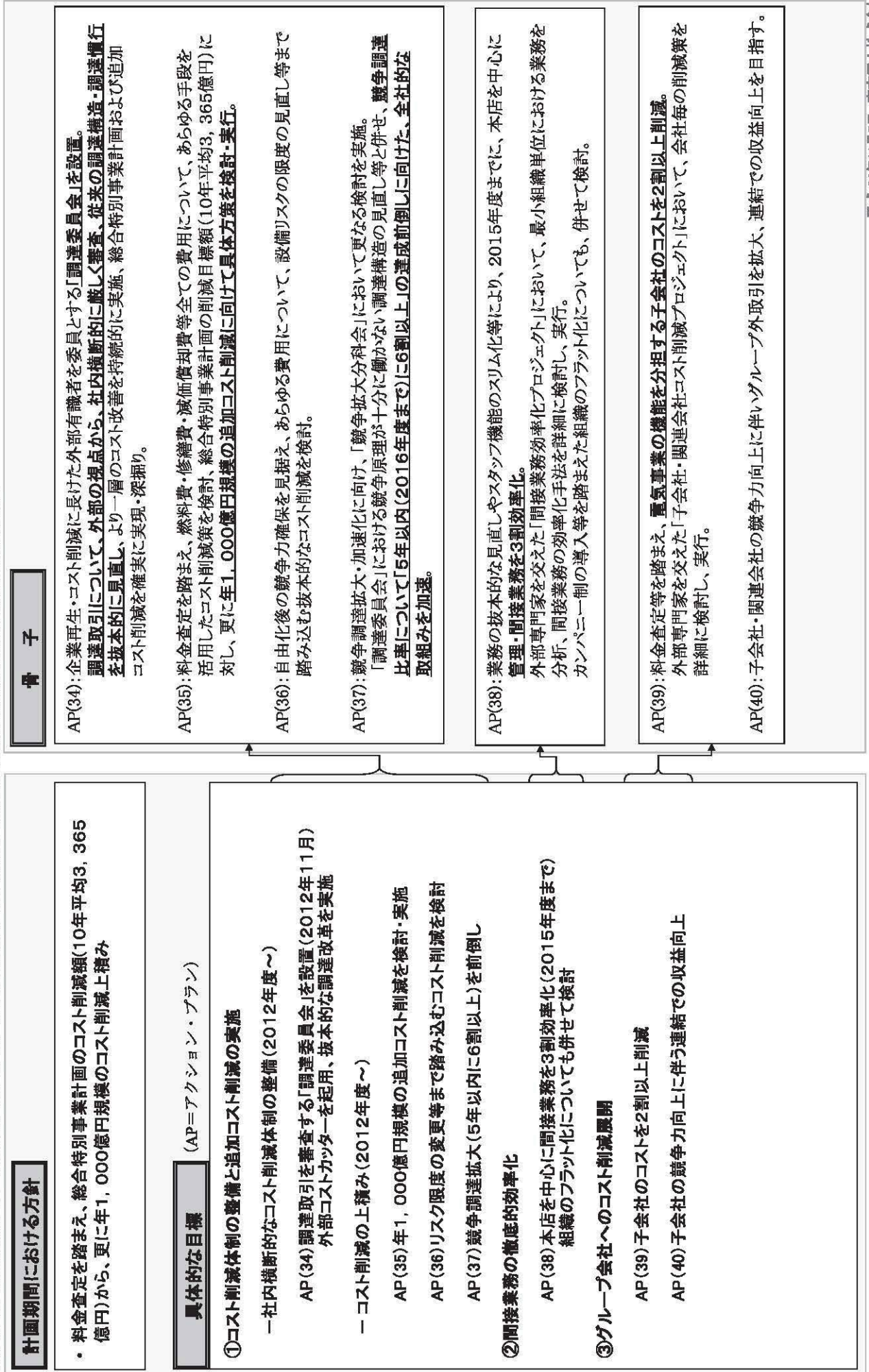
- ①東日本大震災での経験・知見を反映した防災計画の改善と実行 (2013年3月)
 - AP(24)東日本大震災で顕在化した防災上の課題や新たな知見の全社的集約と課題検討推進態勢の整備
 - AP(25)上記に基づき、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に備えた課題解決策の検討、実施
 - AP(26)原子力災害と大規模停電の複合災害等における課題対応策の検討、実施
 - AP(27)防災計画の円滑な実行を図るため、定期訓練の改善及び人と組織の非常時対応能力向上に向けた施策の実施
 - AP(28)社内カンパニー制導入時にも復旧能力を維持できる防災態勢の策定
 - AP(29)立川代替施設における訓練の充実
- ②大震災以外の最新の災害想定等に基づく新たな事業継続計画の策定、態勢整備
 - AP(30)新型インフルエンザ対策活動計画の見直し検討(2013年3月)
 - AP(31)水害対策の推進(2013年度継続)
 - AP(32)災害時における事業継続計画のレビューと課題検討(2013年3月)
- ③社外の多面的な視点を取り入れた防災計画、事業継続計画の検証
 - AP(33)防災計画、事業継続計画を社外の眼で検証する会議体の設置

骨子

- AP(24)：既存組織である『総合技術委員会』および『防災対策委員会』の下に、『設備対策・復旧検討WG』『非常災害態勢検討WG』『ソフト面改善検討WG』を設置し、各種課題を分担して検討しつつ情報共有する態勢を整備。(2012年9月済)
- AP(25)：上記新設WG、首都直下地震対策支社長連絡会議等において下記の課題を抽出し、対応策を検討、実施。
- ・燃料入手困難解消のための供給元との連携や備蓄手段の強化
 - ・本部長不在時の指揮責任者決定方法の改善(2012年9月済)
 - ・データセンターの分散化によるシステムのバックアップ機能強化(2012年5月済)
 - ・新しい地震想定に基づく設備の耐震性チェック
 - ・対策拠点被災時の代替地点確保対策
 - ・ハザードマップに基づく津波発生時の避難ルール等の整備
 - ・本店建物被災時の代替施設への移動方法改善
 - ・支店支社建物被災時の対応力強化
 - ・災害情報システムの運用改善
 - ・自動呼出・安否確認システムの改良
 - ・自動呼出・安否確認システムの改良
- AP(26)：下記の課題について検討・実施。
- ・原子力緊急対策本部を含めた対策本部設備を整備するため、本店内に第2対策本部室を追加設置(2012年7月済)
 - ・原子力災害と大規模停電が同時に発生した際の本部態勢の改善、運用方法などを検討
 - ・原子力災害時の支援拠点計画やモニタリング、スクリーニング対応要員の養成など原子力部門と他部門が関係する対策について、部門間が協調した検討体制を設定
- AP(27)：災害対応訓練内容の見直し、実行、評価およびフィードバック。
- AP(28)：今後決定されるカンパニー制の組織形態に応じて防災対応能力の低下が生じないように態勢を修正し、必要な条件整備について検討。
- AP(29)：立川代替施設へのヘリコプターを活用した移動訓練、ならびに対策本部設置訓練の実施。
- AP(30)：国の新型インフルエンザ対策行動計画の改定に伴う、当社の新型インフルエンザ対策活動計画の内容見直し検討。
- ・以前の訓練や検討において認識された課題(態勢の一部変更、検温方法改善、罹患患者数集約方法の改善等)についても対策を実施。
- AP(31)：利根川や荒川の洪水、高潮等について、浸水マップによる被害想定を順次進め、対策について検討を継続。
- AP(32)：非常災害対策本部要員以外の社員の保護、非常災害対策以外の機能に関する事業継続計画をレビューし、必要な対策を構築。
- AP(33)：社長をトップとする社外専門家を含めた会議体を設置し、防災態勢を含む各種事業継続計画について社外の眼で検証していただくとする。

Ⅲ：責任を全うするための財務基盤づくり (1) サバイバルのためのコスト削減

自由化後も市場競争に生き残るため、あらゆる手段を活用した固定費・変動費の抜本的削減による収益体質の改善



Ⅲ：責任を全うするための財務基盤づくり (2) 細分化された組織単位でのコスト管理の徹底

可能な限り細分化された組織単位での、自発的なコスト削減・収益拡大メカニズムの確立

計画期間における方針

- ・ 自発的なコスト管理・コスト削減が可能となる管理会計を導入
- ・ 社内取引ルールによる相互牽制・競争メカニズムの導入
- ・ 上記の成果の経営意思決定への徹底活用(資源配分・人事等)

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

①細分化された組織単位でコスト管理を徹底する管理会計の導入 (2013年4月)

- AP(41)BS/PL等による管理会計の導入・運用開始
- AP(42)コスト管理組織単位のさらなる細分化によるコスト管理の徹底
- AP(43)「責任単位マネジメント制」の導入

②社内取引ルールによる相互牽制・競争メカニズム導入(2013年度)

- AP(44)コスト構造を見える化し、組織間の相互牽制・競争を促進
- AP(45)組織目標と個人目標との関係を明確化し、社員一人ひとりのコスト意識、収益拡大意識を向上

③経営意思決定への管理会計成果の徹底活用(2013年度から順次)

- AP(46)経営管理において管理会計数値を最大限活用(PDCA)
- AP(47)社外とのコミュニケーションツールとしても活用

骨子

AP(41):燃料・火力/送配電/小売の各カンパニーとコーポレートの組織単位で、全社に管理会計を導入。

:管理会計は、経営管理のツールとして**会社実態を可視化**し、経営判断のための情報を提供、現場と経営を一体化させる、社内コミュニケーションツール。

:カンパニー、コーポレート毎のBS/PL等と社内取引の導入により、財務会計と一致した数値で、月次による管理を徹底。

AP(42):コスト管理は、カンパニー・コーポレート単位だけでなく**部門・事業単位に細分化(燃料・火力、送配電、配電、現業、販売、コーポレートの6分野×事業所単位)**。

AP(43):「**責任単位マネジメント制**」では、部門・事業単位に各管理会計指標に対する責任者を明確化。

AP(44):**全面自由化**にともなう競争環境を視野に、社内取引ルール、組織目標により、「社外」「カンパニー間」「カンパニー内」の**3つの競争メカニズムを導入**。

ー社外との競争:社内取引価格と市場価格との比較

ーカンパニー間の相互牽制:社内取引に対する社内説明と相互確認

ーカンパニー内の健全な競争:カンパニー内同一機能間のパフォーマンス見える化

AP(45):全社利益と社員一人ひとりの貢献のつながりを見える化し、行動目標に反映、コスト意識を向上。

AP(46):管理会計を社内共通指標・社内共通言語とし、**あらゆる社内組織**において徹底活用。

ー経営:経営資源配分決定(資金、人的リソース)、経営目標設定、対外説明ツール

ー組織長:管理会計指標による組織マネジメント

ー社員:全社利益とのつながり見える化による一体感醸成

AP(47):透明性強化と情報公開に向けたIR活動への活用。

IV: 新生東電の収益基盤づくり (1) HDカンパニー制を視野に入れた経営改革

電力システム改革に対応し、各事業部門の競争力を高めながら、自発的・自発的に収益拡大を進めるメカニズムを確立

計画期間における方針

- ・ 社内カンパニー制の導入と収益管理の徹底
- ・ 電力システム改革に対応した経営戦略の策定と組織形態の見直し (全面自由化に合わせ実施)

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

① 社内カンパニー制の導入と収益管理の徹底 (2013年から順次)

- AP(48) 各事業分野長の自発的運営と成長を促進
- AP(49) カンパニー間、カンパニー内(同一機能の組織間)での健全な競争と細分化された組織単位でのコスト管理を徹底
- AP(50) 全社利益は全社員が責任を持つ意識を共有

② 先々の事業環境の変化に対応した経営・組織戦略の策定・実行 (2013年から順次)

- AP(51) 全面自由化に向けた経営・組織戦略の策定・実行
- AP(52) 情報システムの再構築

骨子

AP(48): 組織形態については、将来のHDカンパニー制※を視野におき、自由化・競争部門と中立的なネットワーク部門を区分した、燃料・火力/送配電/小売による社内カンパニー制を導入。
 (注) 電力システム改革議論、競争戦略等を踏まえ、組織形態については柔軟に検討
 : 経営層による全体の判断のもと、各事業分野の長が自発的に事業運営を行い、競争力を高めるとともに将来的な成長を促進。
 : 部門主義を克服するための積極的な人事ローテーションのルール化、経営人材の育成。

AP(49): カンパニー、コーポレート単位で、社内取引による管理会計を全社に導入、組織目標設定により健全な競争を促進。

: 部門、事業単位別に細分化された組織によるコスト管理を徹底。
 (燃料・火力、送配電、配電、現業、販売、コーポレートの6分野×事業所単位)

AP(50): 社内取引ルールにより、カンパニーが相互に牽制することで、合理化を促進(社員一人ひとりのコスト意識、収益意識の改革)。

AP(51): 競合/顧客、収益構造の違いに応じた組織の見直し、部門間での戦略的な経営資源の融通、技術ノウハウ等の共有などを実施。

: 燃料・火力事業のトップランナーに向けて、電源開発・リプレースの推進、燃料調達・運用の低コスト化。

: ネットワーク部門では、「世界一の次世代ネットワークを表現するネットワークサービスインテグレータ」に向けた、スマートメーターの配備等による新たな付加価値の創出、新エネルギーの導入拡大をリードする系統制御・運用の高度化・効率化。

: 小売部門では、「お客さまに選ばれたい会社」を目指した、お客さまセグメント別の競争戦略の構築、競争戦略に沿った組織形態への見直し、将来の販売事業が持つべき機能の明確化、それを見据えた人材育成。

AP(52): 全面自由化に備えた抜本的な情報システムの再構築 (顧客情報 (販売/ネットワーク部門間の情報遮断)、需給・系統運用など)。

※ HDカンパニー制: ホールディングカンパニー制の略

IV: 新生東電の収益基盤づくり (2) 再生に向けた収益基盤づくり

低コストでお客さまに選ばれられるエネルギーサービスをご提供することを目的に、10年以内に「発電・燃料事業のトップランナー」「世界一の次世代ネットワークを実現するネットワークサービスインテグレーション」を構築する。また、「セグメント別の小売競争への対応」に向けた基盤を構築

計画期間における方針

- ・燃料火力カンパニー: 低廉な電力を安定的にお客さまにお届けするとともに、費用削減と売上拡大による利益・カンパニー価値を最大化
- ・送配電カンパニー: ネットワーク利用の中立性・公平性の向上を図り、利便性の高いネットワーク利用環境を構築(スマートメーター導入等)
- ・小売カンパニー: セグメント別戦略の構築、新規ビジネス進出による営業力強化に向けた態勢の確立

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

- ①燃料火力カンパニー
 - AP(53)燃料費・固定費の抜本的なコストダウンの実施(2012年～)
 - AP(54)石炭・高効率LNG火力へのリプレース、LNGを中心とした燃料費の低減(2012年～)
 - AP(55)海外事業・燃料事業投資の検討・実施(2013年～)
- ②送配電カンパニー
 - AP(56)託送料金水準で業界トップクラス(系統信頼度でも業界トップクラス維持)(2012年～)
 - AP(57)収益拡大に向けた各種施策(スマートメーターの導入推進等)の策定(2013年)
- ③小売カンパニー
 - AP(58)リニューエーション提案を再構築し、10年後に需要獲得2,000億円/年と周辺事業売上獲得1,000億円/年を実現するアクションプラン策定(2013年)
 - AP(59)IPP入札などによる新規電源調達(2013年)
- ④海外事業
 - AP(60)2020年までに海外コンサルティング事業の売上高20億円を達成するための体制を整備(～2014年)
 - AP(61)IPP投資事業の利益3倍増を目指し当社の資金調達・拠出スキームを確立、ライアンスパートナーとの体制を強化(～2014年)

骨子

- AP(53): これまでの発想にとらわれないあらゆるコストダウンの方策を検討・実施。
 - ・経済性のあるLNG・石炭火力の稼働最大化(定期検査工程の短縮・建設中電源の稼働前倒し)。
 - ・燃料の経済的な調達、機器点検・修理費用の削減等を実施。
- AP(54): IPP競争入札に勝ち抜き、競争力のある電源の開発を着実に推進することで、石炭火力比率の抜本改善、LNG火力の熱効率1割向上達成。
 - ・電源の開発にあたっては、中長期的成長を見据えた内外のエネルギー事業者等とのライアンス組成により外部資本を導入。
 - ・調達数量の半分程度(最大1,000万t/年)までの北米産シェールガスなど軽質LNGの大幅な導入拡大に向けたアクションプランの策定。
 - ・燃料関連設備(LNG受入基地等)の共同運用体制の強化により、さらなる運用効率化を検討・実施。
- AP(55): 内外の事業者と連携し、海外発電事業に積極関与。
 - ・燃料調達とパッケージで燃料サプライチェーン全体への関与を強化。
- AP(56): これまで万全を優先する考えが強く残っていた領域についても、コスト削減の可能性を探し、安定供給や安全を損なうことがないよう配慮しつつ、更に踏み込んだコスト削減の方策を検討。
 - ・コスト削減による大規模停電や公衆被害の発生を回避するため、リスク管理を徹底。
- AP(57): スマートメーターの導入スケジュール(2014年～、2年で500万台、5年で1,400万台以上)を、要望に応じて積極的に前倒し。また、社内での関連ノウハウ・技術を集結。
 - ・ファミリー企業や自前インフラに拘泥しない、内外に開かれた「調達改革」を実施。
- AP(58): お客さまセグメント別リニューエーションモデルを活用した成長アクションプランの策定。
 - ・デマンドレスポンスの推進アクションプランの策定(2012年)
 - ・お客さま接点業務を通じたサービス改善・料金メニュー多様化と最適エネルギー提案の推進。
 - ・グループ企業・ライアンスパートナー企業との付加価値サービスの事業構築。
 - ・スマートメーター新ビジネスの推進(システム開発・事業化(2013年)、サービス開始(2014年～))。
- AP(59): 新規調達の火力電源はすべて入札。電源調達による競争力回復を目的に、既に入札実施を公表した260万kWに加えて高経年化火力のリプレース等に対応した1,000万kW規模の入札募集計画を策定。グリーン電源の割り当てによる選択料金を打ち出し。
 - ・AP(60): メーカー・金融機関等と提携し、当社海外コンサルティング事業の知見・ノウハウを活用した電力システム輸出実現の体制を構築。
 - ・AP(61): コーラスエナジーやタイEGCO社等の既存事業会社を通じた案件開発の推進により収益基盤をより堅固にしつつ、信用力強化を図り、中長期的なPPP投資拡大に向けた体制を整備・強化。

IV: 新生東電の収益基盤づくり (3) 業務改革(人事、会計、目標設定、広報)

I Ⅰ～Ⅲの改革を加速化する、合目的・厳正なマネジメント体制の構築

計画期間における方針

- 人事制度: 実力主義を徹底。経営環境の不連続な変化の中で、改革を断行し成長を牽引するリーダー人材を創出
- 管理会計: 可能な限り細分化された組織単位での自発的コスト削減メカニズムの確立
- 目標設定: 責任単位での目標設定による責任の明確化と経営管理の徹底
- 広報戦略: 徹底した透明性強化・情報公開と「伝わる広報」の実践を通じ、社会の信頼を回復(世論調査の信頼性評価向上)

具体的な目標

(AP=アクション・プラン)

- 人事制度改革
 - AP(62)実力主義の徹底と「改革牽引人材」の創出
 - AP(63)現場のミドルマネジメントの強化
- 管理会計
 - AP(64)「責任単位マネジメント制」導入
 - AP(65)社内取引による相互牽制メカニズムの導入
 - AP(66)経営意思決定への管理会計成果の徹底活用
- 目標設定
 - AP(67)各カンパニー・カンパニー内の責任単位に收支改善・成長基盤強化等の目標を設定
 - AP(68)きめ細かな経営管理(PDCA)
- 広報改革
 - AP(69)透明性強化、情報公開、リスクコミュニケーション・危機管理の充実・強化
 - AP(70)経営トップが前面に立った広報と経営トップサポート体制の強化
 - AP(71)福島復興本社に福島広報部(仮称)を設置

骨子

AP(62): 処遇制度の見直し(等級大括り化、年俸制拡大等)、評価制度の見直し(改善・改革の加点点評価、アセスメント導入等)により年功打破・実力主義を徹底、社員の努力に報いる仕組みとすることで、業務の改善・改革を促し新しい時代に相応しい人材の選抜・任用を実現。
 : 人材育成見直し(育成カルテ導入、経営幹部候補層の育成体系構築等)を通じ、現場レベルまで人材をきめ細かく育成し活躍を促すとともに、経営幹部候補の選抜と計画的な鍛錬機会付与・抜擢を通じ、現場・経営の各レベルで改革を牽引する人材を創出。

AP(63): チームリーダーの職位化により、現場を中心にミドルマネジメントを強化し、現場レベルの業務効率化推進や技術・技能の継承を強化。

AP(64): 部門・事業単位に責任者を明確にし、細分化された組織でのコスト管理を徹底することで、自発的なコスト管理・削減メカニズムの確立。

AP(65): 社内取引ルール設定により3つの競争メカニズムを導入し、コスト意識、収益拡大意識向上。

AP(66): 経営管理のツールとして会社実態を可視化し、経営判断のための情報を提供。経営資源配分や人事等の決定や経営目標の設定に使用。

AP(67): 各カンパニーのミッションに基づき目標とKPIを管理会計指標とあわせ設定。第一線職場まで展開。目標と行動のつながりを見える化するすることで、組織の一体感を醸成、責任体制を明確化。

AP(68): 管理会計の月次管理とあわせて各組織の目標達成状況をショートインターバルで管理することでPDCAを実施。

AP(69): 事故の当事者として、社会への説明責任を果たすため、原子力設備等の潜在リスクやトラブル情報等の迅速・正確な発信、緊急時の広報体制や訓練を強化。

AP(70): 社外人材や女性スポーツパーソンを登用し、経営トップによる広報をサポート。
 : 安全対策、原子力等の社内改革、福島重視の姿勢・意識・行動改革の取組み等を主体的に発信・可視化し、社会の皆さまのご関心・ご期待に能動的に対応する広報を徹底。

AP(71): 福島復興本社に福島広報部(仮称)を設置し、東京と連携しつつ、地域への迅速・正確な発信、地域との対話力を強化。

原子力災害からの福島復興の加速に向けて

平成 25 年 12 月 20 日

原子力災害対策本部

目次

はじめに	… P 1
(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える	
(2) 福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する	
(3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する	
1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する	… P 4
(1) 帰還に向けた安全・安心対策の具体化	
(2) 帰還のための必要十分な賠償	
(3) 福島再生加速化交付金の新設等による帰還支援の充実	
(4) 復興の動きと連携した除染の推進、除染実施後の更なる取組等	
(5) 避難指示解除の具体的な手順の提示	
2. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する	… P 8
(1) 故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民が新しい生活を始めるために必要十分な賠償	
(2) 復興拠点の整備	
(3) 帰還困難区域の今後の取扱い	
(4) 双葉郡を始めとする避難指示区域の中長期・広域の将来像	
3. 事故収束（廃炉・汚染水対策）に万全を期す	… P 10
(1) 予防的・重層的な汚染水対策の取りまとめと実施	
(2) 国と東京電力の取組	
(3) 廃炉関連の拠点の整備	
4. 国と東京電力の役割分担を明確化する	… P 12
～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応～	
(1) 基本的枠組み	
(2) 国と東京電力の新たな負担の在り方	
(3) 東京電力等による取組について	
おわりに	… P 15
(別紙) 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた具体的な国の取組について	

原子力災害からの福島復興の加速に向けて

はじめに

安倍政権の発足以降、政府は、東日本大震災からの一日も早い復興、とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け、全力を挙げて取り組んできた。

政権発足直後に福島復興再生総局を設け活動を開始し、本年8月にはすべての避難指示対象市町村において、避難指示区域の見直しが完了した。

放射線の健康影響等に関する不安に応える対策、賠償や帰還支援、廃炉や汚染水問題など、多くの課題に関しても、その解決に向けた取組を本格化した。放射線の健康影響等に関する不安に応える対策に関しては、地元からの要請も受け、避難指示解除に向け、線量水準に応じた防護措置の在り方に関して原子力規制委員会において、本年11月に取りまとめを行った¹。賠償に関しては、事故後2年を超えた現状で長期間にわたり故郷に帰還できない住民の方々への賠償の在り方も含め、原子力損害賠償紛争審査会が検討を始め、近く取りまとめる予定である²。帰還支援に関しては、経済対策で福島の早期再生を加速するための新交付金を設けることとした。東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）の事故収束に関しては、廃炉の研究開発組織を立ち上げるとともに、汚染水処理対策委員会を設けるなど課題解決に向けた取組を開始した。

こうした中、与党からも、復興の加速に向けた提言³を3回にわたり受けている。本指針は、以上のような状況を俯瞰して、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるため、政府としての大きな方向性を示すものである。

¹ 原子力規制委員会においては、①帰還後の住民の被ばく線量の評価に当たっては空間線量率から推定される被ばく線量ではなく個人線量を基本とすべきこと、②住民が帰還し生活する中で個人が受ける追加被ばく線量を長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指していくこと、③避難指示の解除後に被ばく線量の低減・健康不安対策をきめ細かく講じていくことなどの考え方を取りまとめた。

² 原子力損害賠償紛争審査会においては、①帰還のための住居の建替え等に必要な賠償の追加、②新たな生活拠点での住居取得に必要な賠償の追加、③帰還困難区域等の住民に対する精神的損害賠償の一括払い等の検討を進めている。

³ 「復興加速化のための緊急提言」（平成25年3月6日自由民主党・公明党）

「さらなる復興加速化のために」（平成25年6月18日自由民主党・公明党）

「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」（平成25年11月8日自由民主党・公明党）

(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える

避難指示区域の見直しがすべて完了し、事故後3年となる来春以降、避難指示の解除が順次具体化すると見込まれている。こうした中、帰還を実現するために帰還後の雇用機会の確保やきめ細かな健康不安対策を求める声がある一方で、線量が高く帰還が容易ではない地域の住民の方々を中心に、故郷を離れ新たな生活を開始するための支援を求める声も顕在化しつつある。避難指示解除に向けた準備を始めた自治体がある一方で、帰還する意向がないとの住民の方々の声が大きくなりつつある自治体もある。

このように、事故発生から2年9か月が過ぎ、いつかは故郷に戻り故郷を再生させたいという思いと、生活を安定させるためには新しい生活拠点を定めざるを得ないという現実が混在している。この複雑な思いに応えていくためには、国は、復興の基本である帰還支援を大きく拡充・強化するだけでなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も用意していかねばならない。

このため、国は、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、帰還支援と新生活支援の2つからなる支援策を提示する。これを踏まえ、国は、実情に即した福島再生を地元とともに具体化していく。

(2) 福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する

福島第一原発の事故収束は、福島再生の大前提である。廃炉や汚染水対策などの福島第一原発の事故収束は、東京電力が責任を持って取り組むことが基本であるが、過去に例を見ない大規模な事故からの廃炉作業であり、東京電力のみで対応することは難しい。

このため、住民の方々や地元自治体が安心して故郷の再生に取り組んでいけるよう、福島第一原発の事故収束に向け、国が果たすべき役割を明らかにし、国、東京電力、その他の国内外の関係者の力をどう結集し、どう福島第一原発の事故収束を実現するのか、その方策も明らかにする。

(3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する

原子力災害から一日も早く福島を再生させることは国の責務である。原子力政策を担ってきた国は、住民の方々や地元自治体が、将来に向けて多様な選択が行えるよう、十分な支援策を用意し、地元とともに悩み考えながら福島の再生を実現していく。

このことは、国が、国民に協力を求めながら福島再生を実行していくことに他ならない。廃炉・汚染水対策、生活の再建、除染やインフラ整備・街づくりなど、福島の再生のために必要なすべての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら、地元とともに、国も東京電力も、なすべきことは一日でも早く、という姿勢で取り組んでいく。

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

避難指示解除準備区域や居住制限区域では、来春以降、避難指示解除に向けた動きが順次本格化することが見込まれている。故郷への帰還を現実のものとするため、まずは、線量水準に応じた防護措置を具体化・強化する。同時に、帰還する住民の方々のための賠償を充実し、支援策も拡充する。インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を進める。帰還準備のための宿泊を実施し、地元と協議しながら、避難指示の解除を進める。避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていく。

(1) 帰還に向けた安全・安心対策の具体化

帰還に伴う放射線の健康影響等に関する不安に応えるため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。

具体的には、原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」⁴を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する以下を柱とした総合的・重層的な防護措置を講じる（詳細については、別紙『「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた具体的な国の取組について」参照）。

- ・ 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量の把握・管理
- ・ 個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開
- ・ 保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進
- ・ 住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施
- ・ 帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

⁴ 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会）

上記の対策は、個々の地域ごとに地元とともにロードマップを策定し、地元の実情や意向に合わせて着実に実施する。また、現場での実施状況や個人線量の低減状況を確認しながら、必要な見直し・拡充を行う。

以上の対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努める。

(2) 帰還のための必要十分な賠償

現在の財物賠償では、特に古い住宅に住んでいた住民の方々にとっては、賠償金額が低額となり、荒廃した自宅を再び住める状態にするための費用が十分に賄えないとの声がある。避難指示の解除後、賠償がどの程度の期間継続するのか明らかにして欲しいとの声もある。こうした声に応え、原子力損害賠償紛争審査会において、新たな指針を策定し、以下の賠償を追加する。

- ・ 住宅の修繕や建替え等に係る賠償
住宅の修繕、解体・建替えに必要な費用について賠償を追加
- ・ 精神的損害等の賠償
避難指示の解除後1年間は精神的損害や避難費用の賠償を継続

さらに、避難指示解除後の帰還に伴う生活再建への配慮が足りないとの声に応えるため、早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便さに伴う費用についての賠償（早期帰還者賠償）も追加する。

国は東京電力に対して、上記の追加賠償の円滑な実施に向け指導を行う。

(3) 福島再生加速化交付金の新設等による帰還支援の充実

地元自治体が直面する課題は各自治体によって様々であり、各自治体からはそれぞれの実情に応じた施策を住民の方々と話し合いながら柔軟に展開したい、このための支援策を充実して欲しいとの声が強い。

このため、今回の経済対策（平成25年度補正予算）及び平成26年度予算から、新たな交付金として「福島再生加速化交付金」を創設する。

本交付金では、放射線不安を払拭する生活環境の向上、帰還に向けた安全・安心対策、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括した多様な事業メニューの中で、地元が自主的・主体的に実施することを可能とした。また、この交付金を活用して、地域に根付いたきめ細かなニーズに対応した事業を展開し、帰還した住民の方々の支援を行いながら復興を加速することも可能となる。

新交付金を、インフラの復旧、商業機能や医療・介護施設、学校の復旧、雇用の創出、風評被害対策、営農再開支援等に係る他の事業とも連携させつつ、福島再生を加速する原動力としていく。

（４）復興の動きと連携した除染の推進、除染実施後の更なる取組等

個々の市町村の状況に応じ、地元とも相談の上で除染スケジュールの見直しを進める中で、帰還に向けた環境をなるべく早く整えるため、住民の方々の声に応え、除染の加速化・円滑化のための施策を総動員する。

具体的には、以下に取り組む。

- ・ 除染とインフラ復旧の一体的施工や居住地周辺の重点的实施等、復興の動きと連携した除染の推進
- ・ 除染の際に考慮する情報として個人線量を活用することの検討
- ・ 効果の高い新技術を積極的に採用できる仕組みの推進
- ・ 除染の加速化・円滑化に有効な取組事例の横展開
- ・ 除染に関する分かりやすく丁寧な情報の提供

現在計画されている除染を実施した後の更なる取組については、復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から、帰還者・移住者の定住環境の整備等、地域再生に向けた取組として実施する。

除染に伴い生ずる土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設等は、除染の推進に必要不可欠な施設であり、本年12月14日に、これまでの現地調査や有識者による検討等を踏まえ、地元以案を提示し、受入

れの要請を行った。引き続き、地元に対し施設の必要性や安全性についての丁寧な説明を行うこと等を通じ、できるだけ早期に地元の理解を得て、建設に着手できるよう努める。

(5) 避難指示解除の具体的な手順の提示

避難指示は、住民の方々の生命・身体の危険を回避するために原子力災害対策特別措置法に基づき発出されたものであるが、避難指示が継続することで、住民の方々に不便な生活を強いる状態が継続している。

こうした状態を解消し帰還を可能にするため、上記(1)から(4)までに掲げる取組を通じて住民の方々の不安や懸念を払拭する。同時に、避難指示解除の要件⁵が概ね充足された地域において、個人線量の把握や専門家による健康相談等の体制を整え、帰還準備のための宿泊を実施する。その上で、地元との協議の上で、避難指示を解除する。

避難指示が解除された後、復興に向けた施策を一層本格化する。住民の方々の放射線による健康不安等に応える施策も継続していく。これによって、復興を軌道に乗せつつ、長期的に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。

⁵ 避難指示解除の要件（「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

2. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

避難指示が継続し、故郷に帰還できない状態が長期化する帰還困難区域等の住民の方々に対しては、移転先・移住先での新しい生活を始めるために必要な費用について追加の賠償を行う。あわせて、町内外の復興拠点を整備し、コミュニティの維持が図れるよう努めていく。また、新たな生活を選択する住民の方々への支援を設ける中では、地元自治体をどう復興再生するかという課題にも取り組む必要がある。国は、中長期、広域の視点も含めた地域の将来像について、地元自治体との話し合いを本格化する。これにより、先行きが見通せない一方で、新しい土地での生活を始めることもできないという不安定な状況を改善し、個々人が自らの判断に基づき今後の生活設計ができる環境を整える。

(1) 故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民が新しい生活を始めるために必要十分な賠償

現在の財物賠償では、新しく生活拠点を定めようとする住民の方々にとって、新たに宅地や住宅を購入する費用が十分賄えないとの声がある。また、事故後6年後以降の精神的損害への賠償がどうなるかが明らかでなく、生活再建の見通しが立てにくいとの声もある。こうした声に応え、原子力損害賠償紛争審査会において、新たな指針を策定し、以下の賠償を追加する。

・ 住居確保に係る賠償

帰還困難区域等の住民の方々や個別の事情により他所で新しく生活拠点を定める必要がある住民の方々に対して、移住先等での宅地・住宅の取得に必要な費用について賠償を追加

・ 精神的損害の賠償

帰還困難区域やそれに相当する帰還見通しの立たない居住地の住民の方々に対して、見通しのつかない長期間にわたり帰還できないことに対する精神的損害を一括で賠償

国は東京電力に対して、上記の追加賠償の円滑な実施に向け指導を行う。

(2) 復興拠点の整備

避難指示が継続することにより、故郷に帰還できない状態が長期化する地域等の住民の方々のための生活拠点の整備を求める声に応えるため、これまで進めてきた避難期間が長期に及ぶ避難者等のための町外の生活拠点の確保に加え、福島再生加速化交付金を活用し、町内復興拠点の整備などを進める。これにより、コミュニティの維持を図りながら新たな生活を始めることの一助とする。

(3) 帰還困難区域の今後の取扱い

上記(1)及び(2)の取組を実施しつつ、帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取扱いについて、地元とともに検討を深めていく。

(4) 双葉郡を始めとする避難指示区域の中長期・広域の将来像

新たな生活を始める住民の方々への支援を行うに当たっては、同時に、双葉郡を始めとする避難指示区域の将来像について、中長期的に、かつ、広域の視点で、検討を始める必要がある。国が、地元の意見を十分踏まえつつ、検討を進める。

3. 事故収束（廃炉・汚染水対策）に万全を期す

福島第一原発の事故収束は、福島再生の大前提である。廃炉については、中長期ロードマップ⁶を踏まえ、安全かつ確実に進める。特に汚染水問題については、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」⁷を踏まえ、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。

（1）予防的・重層的な汚染水対策の取りまとめと実施

予防的・重層的な対策として、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」⁸を着実に実施する。

このうち、港湾内の浄化や土壌中の放射性物質除去等に係る技術の検証等、技術的難易度が高く、国が前面に立つ必要があるものについては、平成25年度補正予算を活用して取り組む。

（2）国と東京電力の取組

① 国の取組

今後、廃炉・汚染水対策にかかる司令塔機能を一本化し、体制を強化するため、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に統合するとともに、関連する組織の整理を行う。

福島第一原発の廃炉に向けた取組は、終了までに30～40年程度かかると見込まれており、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」で決定した大方針や中長期計画を着実に進めるため、内外の専門人材を結集し、技術的観点か

⁶ 「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日原子力災害対策本部・政府・東京電力中長期対策会議）

⁷ 「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成25年9月3日原子力災害対策本部）

⁸ 「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」（平成25年12月20日原子力災害対策本部）

ら新たな支援体制を構築する。その際、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）の活用も含めて検討する。

② 東京電力の取組

炉の設置者であり、現場に精通し、作業に取り組んできた東京電力に対しては、実施主体としての責任を引き続きしっかりと果たすことを求める。廃炉に向けた安全対策に万全を期すため、これまでに手当てした約1兆円と同程度の支出が必要になっても対応できるよう、コストダウンや投資抑制により、今後10年間の総額として更に1兆円を確保することとなっており、この点を着実に実施することが求められる。

廃炉・汚染水問題に優先的に取り組む上で適切な意思決定がなされる社内体制を確保するため、可及的速やかに行う対策として、東京電力は、社内分社化をするとともに、廃炉・汚染水対応の総責任者として迅速に意思決定を行う権限を有する廃炉汚染水対策最高責任者の設置や、必要な人的・資金的リソースの投入を決定する独立会議体の設置等を行うことが必要である。

東京電力が、責任主体として、廃炉・汚染水対策に持続的に集中して取り組むため、電力システム改革における制度改革を踏まえて、発電・燃料事業、送配電事業、小売事業をそれぞれ子会社として電力供給等に専念させ、東京電力本体はその収益を活用することなどにより、全社的な観点から資源を投じて廃炉・汚染水対策に取り組むことが必要である。

（3）廃炉関連の拠点の整備

今後、30～40年程度かかると見込まれる廃炉の取組を円滑に進めていくためには、その周辺地域において、国内外の専門人材を集め、ロボットや分析技術を始めとする多岐にわたる廃炉関連技術の研究開発拠点やメンテナンス・部品製造を中心とした生産拠点も必要となり得る。こうした拠点の在り方について、地元の意見も踏まえつつ、必要な検討を行っていく。

4. 国と東京電力の役割分担を明確化する

～賠償、除染・中間貯蔵施設費用に関する具体的な対応～

福島再生には、廃炉・汚染水対策のほか、賠償、除染・中間貯蔵施設事業など、十分な資金的手当てなくしては進まない事業が多い。このため、福島再生を滞りなく進めるためには、国が前面に出る意味を明らかにし、国と東京電力の役割分担を明確にせねばならない。国と東京電力の役割について、以下の方針のとおり整理することにより、除染・中間貯蔵施設事業を加速させ、国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島再生を両立させる。

(1) 基本的枠組み

被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行う。また、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用⁹は、放射性物質汚染対処特措法¹⁰に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する¹¹。

東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法（以下「機構法」）に基づき、機構への交付国債の交付・償還により支援する。

このため、平成 26 年度予算において、機構に交付する交付国債の発行限度額を引き上げる。

⁹ 現時点において、環境省の試算等によれば、実施済み又は現在計画されている除染（汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。）の費用は約 2.5 兆円程度、中間貯蔵施設（建設・管理運営等）の費用は約 1.1 兆円程度と見込まれる。これらや賠償を踏まえ、平成 26 年度予算において、機構に交付する交付国債の発行限度額（現行 5 兆円）を 9 兆円に引き上げる。

なお、上記の費用見込みは、上記の交付国債発行限度額の算定のためのものであり、今後速やかに計数を精査するとともに、除染・中間貯蔵施設事業の進捗等に応じて、適時に見直す。

¹⁰ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

¹¹ 上記除染・中間貯蔵施設費用の求償に対して東京電力は支払うこととなるが、その対応を一層円滑にするため、同社の自律的な資金調達を阻害しないための財務会計面の対応について、その導入に向けて、関係省庁・機構・東京電力が連携して検討する。

(2) 国と東京電力の新たな負担の在り方

交付国債の償還費用の元本分は、原子力事業者の負担金を主な原資として、機構の利益の国庫納付により回収される。ただし、福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにする観点から、以下の見直しを行う。

機構が保有する東京電力株式を中長期的に、東京電力の経営状況、市場動向等を総合的に勘案しつつ、売却し、それにより生じる利益の国庫納付により、除染費用相当分の回収を図る。売却益に余剰が生じた場合は、中間貯蔵施設費用相当分の回収に用いる。不足が生じた場合は、東京電力等が、除染費用の負担によって電力の安定供給に支障が生じることがないように、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。

中間貯蔵施設費用相当分については、事業期間（30年以内）にわたり、機構に対し、機構法第68条に基づく資金交付を行う¹²。このための財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない。

(3) 東京電力等による取組について

上記の措置は、東京電力の改革が前提である。東京電力は、福島の再生に正面から向き合うとともに、廃炉・汚染水対策のために十分な体制を確保しなければならない。また、電力システム改革を先取りして自ら実行し、分社化など従来の発想にはない経営改革や、燃料調達コスト削減のための他企業との包括的なアライアンスなど大胆な企業戦略の断行を通じて、エネルギーの低廉かつ安定的な供給及び新たなサービスの提供等により、需要家の期待とニーズに応えていくことが求められる。そのことが、企業価値を高め、結果として除染等費用相当分の早期回収及び国民負担の抑制につながる事となる。これらの取組については、電力システム改革や電気事業の環境変化等を踏まえつつ、機構において政府と協議の上でその進捗

¹² 平成26年度のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳出予算に350億円程度を計上し、その財源は、エネルギー関係の歳入歳出予算全体を編成する中で捻出する。以後の年度においても同様に対応することとし、毎年度必要額を計上する。

について定期的に点検を行い、その結果を踏まえ、機構保有株の議決権や売却の在り方等についても検討を加える。

政府による措置の前提となる東京電力の改革は、金融機関の一段の関与・協力が不可欠と考えられる。かかる観点から、金融機関には、上記の東京電力による前例のない取組に対する協力が求められる。これにより、東京電力の改革が確実に実行に移され、政府による取組とあいまって福島の再生を加速することにつながるものである。

おわりに

本指針では、原子力災害からの福島復興・再生を加速するため、避難指示区域の住民の方々、地元自治体に対して、将来に向けた判断の一助となるよう包括的な支援策の方向性を提示するとともに、国や東京電力が福島第一原発の安定に向けどのような方策を講じていくのか、また国と東京電力は福島再生においてどういう役割を担っていくのかを明らかにした。

本指針を出発点とし、今後、国は、地元と十分に協議し、福島の再生の道筋を順次具体化していく。すなわち、避難指示の解除・早期帰還の実現に向け、市町村ごとの実情に即した取組を実施する。同時に、帰還困難区域等の将来像について地元と一緒に検討を深めていく。

国は、この指針を、いまだ避難生活が継続している10万人を超える原子力災害の被災者の方々の生活再建と、地元自治体の自立、再生への出発点として、活用し、充実し、具体化していく。

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた
具体的な国の取組について

国は、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(平成25年11月20日原子力規制委員会)(以下「基本的考え方」)を踏まえ、帰還に向けた取組を講ずるに当たっては、地元の意向を十分斟酌しつつ、事業を実施し、又は地元自治体の実施できるための財政措置などの環境整備を行うこととし、個々の地域や住民の方々のニーズに応じて、柔軟に対策の追加等を行うことを基本原則とする。

1. 「住民の帰還の判断に資するロードマップの策定」について【基本的考え方3.(1)】

- ① 帰還に伴う放射線の健康影響等に対する不安に応えるため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国は、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。
原子力規制委員会の「基本的考え方」を踏まえ、住民の方々の自発的な活動を支援する、「個人線量の把握・管理」、「被ばく低減対策」、「健康不安対策」、「住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション」、「相談員の配置とその支援拠点の整備」を柱とした総合的・重層的な防護措置を講じる。
- ② ①の対策について、地域ごとに、どの時期に、どのような対策が、どのような仕組みで利用できるかを示したロードマップを地元とともに策定し、「早期帰還・定住促進プラン」(平成25年3月7日福島復興再生総括本部)に基づく工程表等とともに提示し、地元の実情や意向に合わせて着実に実施していく。また、ロードマップは、現場での実施状況や個人線量の低減状況を確認しつつ、必要な見直し・拡充を行う。
- ③ 以上の対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していく。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努める。

2. 「帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組の構築」について

【基本的考え方3.(2)】

(1) 帰還の選択をする住民を身近で支える相談員の配置

- ① 帰還の選択をする住民の方々が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果

等に着目した被ばく低減対策等を探り、放射線と向き合いながら生活していくため、また、日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消や故郷の復興・再生やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上に資するため、各市町村が地域の実情に応じて選出する相談員の配置や住民の方々からの要望にワンストップで応えられる相談員の活動を継続的に支援する。

- ② 相談員の配置時期、担い手、担わせる役割、活動内容等については、各市町村による自主的な選択を基本とし、国は、各市町村からの求めに応じ、相談員体制の整備に協力することとする。なお、相談員としては、例えば、自治会の代表者や地元自治体の職員、地元自治体の職員であった者、社会教育指導員、各市町村で活動する保健医療福祉関係者等などが想定され、放射線に関する知識等の住民の方々への伝達、個人線量測定結果を踏まえた、例えば、コミュニティ単位での詳細なモニタリングの提案、故郷の復興・再生やコミュニティの向上に資する取組の提案等を通じて、住民の方々の自発的な活動を支援する中心的な役割を果たしていくことが期待される。

(2) 相談員の活動を支援する拠点の整備

- ① 相談員の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的に支援するため、関係省庁が連携して、相談員だけでは解決が困難な住民の方々の放射線による健康不安等の幅広いニーズにワンストップで対処できるような、以下の機能を有する相談員の活動を支援する拠点の体制を整備し、各市町村だけでは解決が困難な専門的課題に対応できる仕組みも構築する。
- ・相談員を科学的・技術的に支援するための専門家ネットワークの構築（放射線防護の専門家、環境モニタリングの専門家、保健医療福祉関係者等で構成）
 - ・相談員の放射線に関する知識の習熟のための研修
 - ・住民の方々の健康不安対策に資する、地域の個人線量結果等の継続的な把握
 - ・帰還の選択をする住民の方々の放射線による健康不安等の幅広いニーズに対応する相談体制
 - ・相談員と連携し、各市町村が住民の方々のニーズに応じて自主的に取り組む活動に対する専門的な知見の提供
- ② 本拠点は、相談員の活動状況や地域の復興状況に応じて、専門家ネットワークを構成する専門分野の追加・変更を図るなど、放射線による健康不安等の対策に資する機能を柔軟に変更していくこととする。

3. 「住民の帰還の選択を支援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき課題」について 【基本的考え方（別紙）】

（1）個人線量の把握・管理

- ① 住民の方々が帰還するか否かの判断に資するよう、帰還する前から、帰還後に想定される個人線量の水準をあらかじめ把握するため、避難指示解除準備区域等で活動する国や自治体の職員や「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の宿泊者など、日常的に避難指示解除準備区域等に立入りをしている人の個人線量について、行動パターンや職業等とともに把握する。また、把握した情報等を活用してマップを作成するなど、住民の方々に分かりやすく情報を提供する。
- ② 個人線量の測定に当たっては、測定の趣旨、個人線量計の使い方や測定結果を活用した相談事例などについて、専門家や相談員等からの丁寧な説明を受ける機会を確保するとともに、相談員等が測定等に関する相談に随時応じられる体制を整備する。その際、説明機会の規模や相談体制などについては、地元の意向が反映されるようにする。個人線量計の付帯を望まない方に対しては、地域の個人線量の水準について情報提供するため、測定した住民の方々の意向を慎重に確認した上で、地元自治体に対し、個人が特定されない形で地域の測定結果等の提供等を実施する。
また、国は、日常における個人線量計の携行方法など、個人線量の共通的な測定・評価方法についてガイドラインを策定する。
- ③ 県民健康管理基金等を活用して実施している個人線量の測定結果は、福島県が県民健康管理基金を活用して構築するデータシステム上で、健康診査等の県民健康管理調査で得られた結果と統一的に管理を行う。
また、上記のデータについては、個々の住民の方々の求めに応じて提供できる仕組みの構築を検討するとともに、事前に同意取得を行うなど個人情報の取扱いに配慮した上で比較できるようにする。
- ④ 個人線量の測定結果について、相談員等から、測定期間中の行動の聞き取りなどを踏まえた丁寧な説明とともに、被ばく低減のためのアドバイスや対策などを受けられるようにする。

（2）被ばく低減対策

- ① 住民の方々の要望や行動パターンに応じた、生活圏の空間線量率の測定、井戸水、土壌等のきめ細かなモニタリング、避難指示区域におけるモニタリングポストの増設を行うとともに、無人ヘリコプター等による航空機モニタリングや走行サーベイ等の地上モニタリングによる生活圏の精密な線量マップの作成を行う。

また、モニタリングの実施に当たっては、通学路や学校等の児童関係施設周辺のモニタリングも含め、市町村の状況、住民の方々の要望や行動パターン等に応じ、地域の自主性を重視したモニタリングを可能とする。

- ② ①のモニタリング結果については、国・県・市町村等の様々な機関で測定・記録されている様々なモニタリングデータを統合し、地図上に高線量域等を示すなど、分かりやすく示すとともに、科学的知見に基づいた丁寧な説明を行う。
- ③ 除染とインフラ復旧の一体的施工や居住地周辺の重点的实施等、復興の動きと連携した除染の推進、除染の際に考慮する情報として個人線量を活用することの検討、効果の高い新技術を積極的に採用できる仕組みの推進、除染の加速化、円滑化に有効な取組事例の横展開、除染に関する分かりやすく丁寧な情報の提供等に取り組む。
- ④ 更なる線量低減効果が期待できる生活環境の向上や健康管理・健康不安対策について、地元自治体の取組をきめ細かく支援する。具体的には、個人線量の測定結果や①のモニタリング結果に基づき、生活圏において個人線量への影響が大きいと考えられる地点の遮へい・改修等について、例えば、コミュニティ単位での対策の策定を支援し、花壇の設置や道路側溝の有蓋化、掲示板の設置などの実施を可能とする。
- ⑤ 内部被ばくの低減対策として、出荷されている食品の放射性物質の濃度の継続的な測定に加え、自家消費・自家栽培作物等の放射性物質の濃度測定を簡易に行えるよう、地元のニーズに応じ、例えば、コミュニティ単位で、検査機器等を設置するとともに、必要に応じて測定方法を説明する体制を整え、住民の方々の測定を支援する。

(3) 健康不安対策

- ① 関係省庁が連携して、放射線に対する健康不安やそれに伴い外出を控えることなどによる生活習慣病等に向き合うため、保健師等による身近な健康相談等の保健活動、保健医療福祉関係者の確保やその人材育成・研修など、各市町村又は地域に根を張った保健医療福祉関係者の活動を実施する。
- ② 県民健康管理調査（事故後4か月間の外部被ばく線量の推計、甲状腺検査、健康診査等）を継続的に実施するとともに、県民健康管理調査を受けやすい環境の整備等を支援するため、定期的な調査の案内の実施、説明会の開催などによる周知活動の拡充や簡略化した問診票の作成などによる調査の簡素化などを実施する。
- ③ 避難生活が長引いたことによる、日常生活の変化による心理ストレスやこれに起因した健康問題の対策など健康管理のための対策を講じる。また、帰還後の住民の方々が健康診断を受けやすい環境の整備等を支援する。さらに、子供の心のケアの充実を

図るため、学校等へのスクールカウンセラーの派遣等を推進するとともに、遊具の設置などによる健康増進等を支援する。

- ④ 放射線による健康不安等に向き合うために、健康管理の結果の確認のみならず、低線量被ばくによる健康影響に係る調査研究を進め、科学的知見を集積する。

(4) 住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション

- ① 最先端の科学的知見やこれまでの経験を踏まえた説明方法等に基づき、放射線被ばくによる健康影響等の考え方などの基礎的な情報をまとめた基礎的な資料を作成し、放射線の健康影響への不安に向かい合ったリスクコミュニケーションを推進する。また、当該資料については、常に、最先端の知見や住民の方々の新たな懸念・不安に対応するため、適宜更新を図る。
- ② リスクコミュニケーションとして、地元の意向を踏まえ、健康不安に向き合うためのモデル的な住民参加型プログラム等を実施する。また、地元の意向を踏まえ、例えば、講師派遣による講演会、健康相談などの地元自治体等の取組を支援する。その際、リスクコミュニケーションを行う上では、放射線による健康影響に関する考え方が住民の方々それぞれによって異なるという前提に立ち、少人数の説明会などを重視して、科学的事実をただ伝達するのではなく、個々人の懸念・不安にきめ細かに対応する。
- ③ 個々人の懸念・不安にきめ細かに対応するため、放射線による健康影響に関する科学的な情報を伝達する人材について、引き続き放射線による健康影響に関する最新の国際的・科学的な情報に関する研修の実施等により育成を行うとともに、リスクコミュニケーションを行う者による定期的な意見交換会を通して、適切なリスクコミュニケーションの取組姿勢や効果的手法等について情報交換を行う。
- ④ また、日常から住民の方々と接する機会が比較的多く、健康不安等に関する相談を受けている、地域に密着した保健医療福祉関係者によるリスクコミュニケーションは有効であると考えられるため、当該者によるリスクコミュニケーション活動の充実のための支援を行う。

**「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえた
具体的な国の取組に係る予算¹³一覧**

2. 「帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組の構築」について

(1) 帰還の選択をする住民を身近で支える相談員の配置

- ・福島再生加速化交付金（相談員育成・配置事業）【内閣府／復興庁】

(2) 相談員の活動を支援する拠点の整備

- ・放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【環境省】

3. 「住民の帰還の選択を支援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき課題」について

(1) 個人線量の把握・管理

- ・福島再生加速化交付金（個人線量管理・線量低減活動支援事業）【内閣府】
- ・避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業【原子力規制庁】
- ・住民の個人被ばく線量把握事業【環境省】
- ・県民健康管理調査（県民健康管理基金）【環境省】
- ・放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【環境省】（再掲）

(2) 被ばく低減対策

- ・避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業【原子力規制庁】（再掲）
- ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金【原子力規制庁】
- ・放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費【原子力規制庁】
- ・福島再生加速化交付金（個人線量管理・線量低減活動支援事業）【内閣府】（再掲）
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施【環境省】
- ・独立行政法人国立環境研究所運営費【環境省】
- ・福島再生加速化交付金（生活環境向上支援事業）【復興庁】
- ・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進経費【厚生労働省】
- ・放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策【農林水産省】
- ・放射性物質影響調査推進事業【農林水産省】
- ・学校給食安心対策事業【文部科学省】
- ・地方消費者行政活性化事業（地方消費者行政活性化基金）【消費者庁】
- ・放射性物質検査機器貸与事業【消費者庁】
- ・児童福祉施設等での給食検査（安心こども基金）【厚生労働省】

¹³ 平成25年度補正予算までに措置された事業のほか、平成26年度予算編成において要求中のものを含む。

(3) 健康不安対策

- ・ 県民健康管理調査（県民健康管理基金）【環境省】（再掲）
- ・ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）【厚生労働省】
- ・ 被災者の心のケア支援事業【厚生労働省】
- ・ 健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策【厚生労働省】
- ・ がん検診の受診率向上の推進【厚生労働省】
- ・ 東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査に必要な経費【厚生労働省】
- ・ ふくしまっ子体験活動応援補助事業（原子力被害応急対策基金）【内閣府】
- ・ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業【文部科学省】
- ・ 福島再生加速化交付金（個人線量管理・線量低減活動支援事業）【内閣府】（再掲）
- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】
- ・ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業（安心こども基金）【厚生労働省】
- ・ 遊具の設置や子育てイベントの開催（安心こども基金）【厚生労働省】
- ・ 低線量被ばくによる健康影響に係る調査研究【原子力規制庁】
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所運営費【文部科学省】

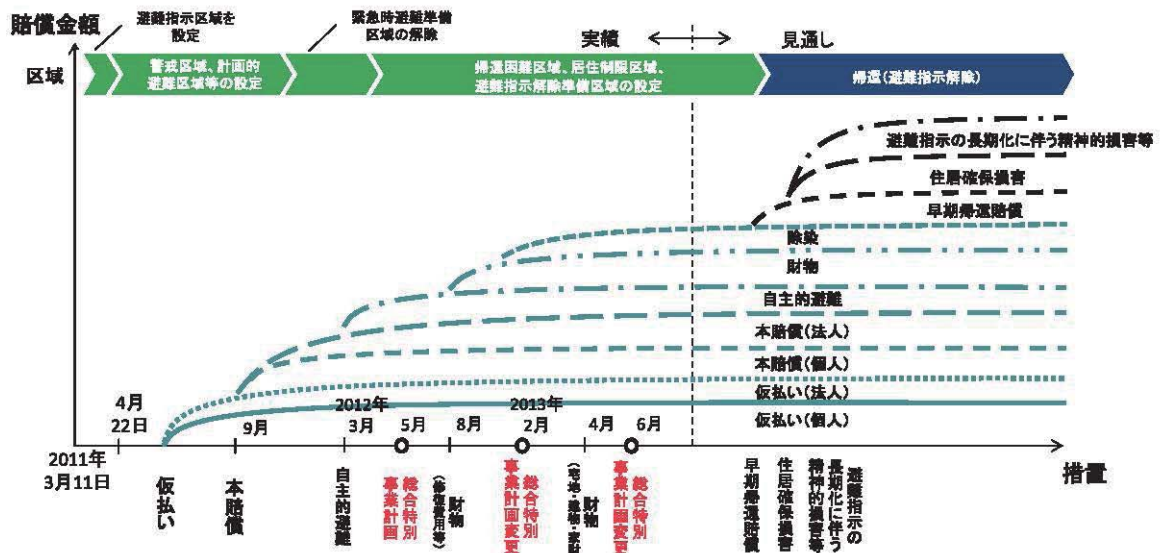
(4) 住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション

- ・ 個人線量に基づく放射線健康不安対策事業【環境省】
- ・ 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション【消費者庁】
- ・ 放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業【環境省】（再掲）
- ・ 県民健康管理調査支援のための人材育成事業【環境省】
- ・ 食品安全に関するリスクコミュニケーション事業【厚生労働省】
- ・ リスクコミュニケーション実施経費【内閣府食品安全委員会】
- ・ 地方消費者行政活性化事業（地方消費者行政活性化基金）【消費者庁】（再掲）
- ・ 放射線による健康影響等に関する資料作成及び保健医療関係者等に対する研修会の講師育成事業【環境省】
- ・ 放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラムの開発【環境省】
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所運営費【文部科学省】（再掲）
- ・ 独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費【文部科学省】
- ・ 新教育課程説明会等【文部科学省】
- ・ 学校教育における放射線に関する教育の支援【文部科学省】
- ・ 政府広報の実施【内閣府】
- ・ 個別相談受付体制整備事業【原子力規制庁】

(2) 迅速かつ適切な賠償に向けた取り組み

原子力損害の状況

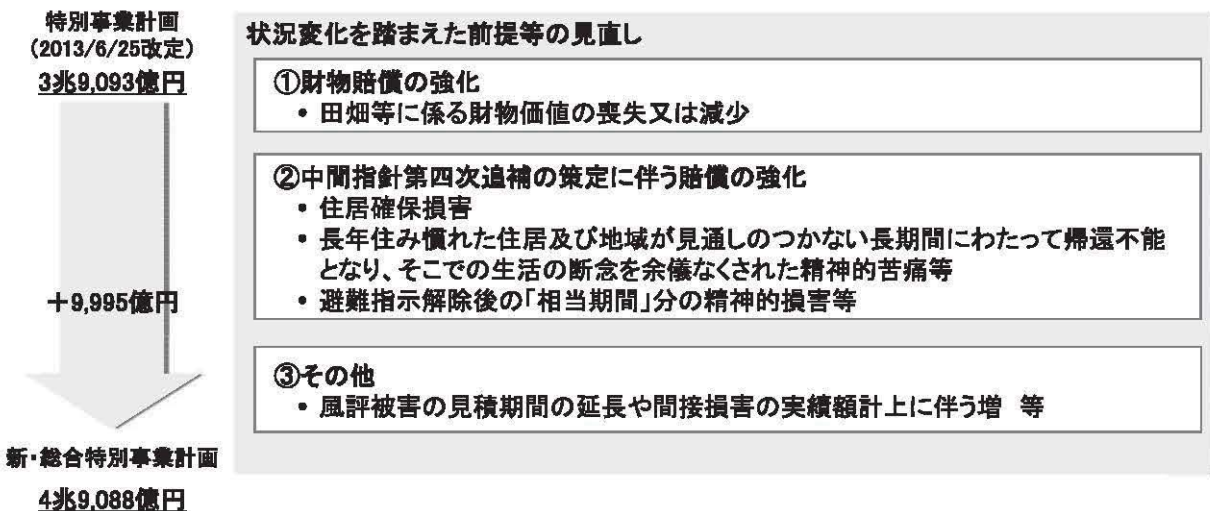
- これまで東電は、紛争審査会が策定した中間指針の追補に対応して、体制整備や賠償方針・対象の見直し等を行ってきた。
- 今回の中間指針第四次追補の策定(2013.12)等に従い、今後さらなる賠償項目の追加を行う。



要賠償額の見直し

- 中間指針第四次追補において、住居の確保や避難指示の長期化に伴う精神的損害等に係る賠償の指針が示され、迅速かつ適切な賠償の実現に向けた新たな対応が必要に。
- これらを踏まえ、賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見直しは4兆9,088億円に増加。

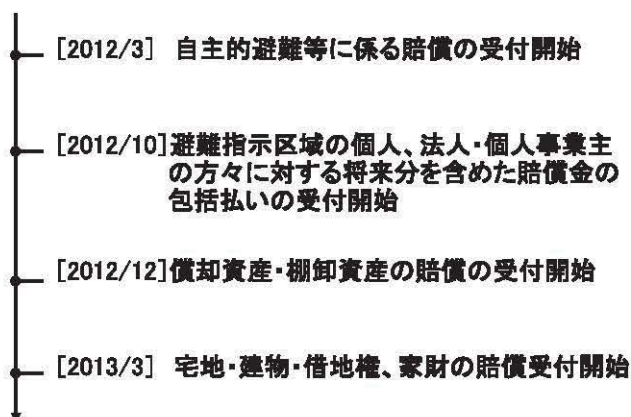
【要賠償額の見通しの増加】



損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(「3つの誓い」) ①

- 「5つのお約束」に則り、支払・紛争解決手続きの迅速化、請求のご負担軽減、被害者の方々のご事情を斟酌した対応など、「親身・親切的な賠償」を徹底・加速。

【本賠償受付開始以降の主な取り組み】



【2013年11月末までの実績】

- **請求書受付数(延べ件数):** 約204万件
(個人:52万件、法人・個人事業主等:22万件、自主的避難:130万件)
- **仮払補償金をお支払いした方の本賠償請求受領率:** 96%
- **仮払補償金と本賠償の合計支払額:** 3兆1,687億円
- **必要書類の確認日数:**
個人:平均15日、法人:平均13日

損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策(「3つの誓い」) ②

- 被害者の方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくために、これまでの「5つのお約束」を包含した、より明確な意思表示として、以下の「3つの誓い」を新たに掲げ、これまでの取り組みにとどまらず、各種取り組みを全社を挙げて実施。

i)最後の一人まで賠償貫徹	● 消滅時効特例法の趣旨を踏まえるとともに、最後の一人が新しい生活を迎えることが出来るまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹
ii)迅速かつきめ細やかな賠償の徹底	● ご請求手続きが煩雑な事項の運用等を見直し、賠償金の早期お支払いをさらに加速(財物賠償の現地評価等) ● 被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせ(生活再建や事業再開検討の参考にさせていただく) ● 戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝い
iii)和解仲介案の尊重	● 紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む
その他	● 避難指示の解除後早期に帰還される方に、生活上のご不便さに伴う追加賠償を実施 ● 帰還後の事業再開に係る追加的費用等の賠償基準を明確化 ● 飲料水の安全確保に国と一体となって取り組み(セシウムが検出された水源を利用されている方に、井戸の掘削やフィルターの設定等の費用を賠償) ● 放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した除染作業に係る費用等について、早急に賠償基準を検討・策定

「中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」の概要

避難区域について、賠償すべき損害として、中間指針及び中間指針第二次追補に加え以下を明示。

1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する

対象：帰還困難区域（除染・インフラ復旧計画がない等、避難指示解除の見通しが無い区域）
ただし、原発が立地し、町の中核的機能が帰還困難区域にある大熊町・双葉町については町全域

内容：一人1,000万円（一括払い。生活費の増加費用を含まない。）
避難区域の見直しが平成24年6月の場合、追加賠償額は700万円

※対象者以外（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）については、事故後6年間経過後も引き続き1人月額10万円

2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

①上記1.の対象者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%を賠償
（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償）

宅地：新たに取得した土地の価格^(注)と従前の土地の価格の差額を賠償

(注)福島県の平均宅地面積400㎡、福島県内の主要な避難先（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市）の平均宅地面積250㎡、単価38,000円/㎡を基準とする。

②移住することが合理的と認められる者（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%を賠償
（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償）

宅地：①の75%を賠償（元の土地の価値を考慮）

※①②の賠償を受けた後、新たな住居に転居した時点で、避難費用の賠償は終了。

③帰還する者

住宅：元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%まで（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割まで）を上限として、実際に負担した修繕・建替え費用（建替えの場合、元の住宅の解体に要した費用も賠償）

※従前の住居が借家であった者が新たに借家への入居が必要となった場合には、一時金(礼金等)に加え、新たな借家の家賃^(注)と従前の家賃の差額の8年分を賠償

(注)元の借家面積に応じた平均的な家賃を上限とする。

3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間を当面の目安とする。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子供の通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。）

(3) 福島復興に向けた取り組み

福島復興に向けた取り組みの深化 早期帰還に向けた生活環境の整備

- 早期帰還に向けた人的・技術的資源の集中投入
放射性物質への不安を感じることなく、安心して暮らせる環境を整備
- 農業、漁業、商工業再開に向けたご協力
農業・商工業など暮らしと密着した産業の再生

「10万人派遣プロジェクト」による社員派遣や国の実施する除染の加速化へ向けた協力など、人的・技術的資源を集中投入することで、生活環境の整備を推進し、住民の方々の早期帰還に向けて全力を尽くす。

- ご帰還を希望される方全員のご自宅を対象に清掃・除草及び屋内・敷地内の線量測定を実施
- 生活環境や生活パターンに応じて個人線量を計測
- 介護技術・知識を取得するための講習会の開催
- “いきがい”としての農業再開に向けて、田畑周辺の除草やモニタリング等へご協力
- 海水や魚介類のサンプリング調査・公表を通じた風評被害の払拭
- 商店や事務所等の片付け・清掃等や、労働・執務環境の線量計測等へご協力



福島復興に向けた取り組みの深化 産業基盤や雇用機会の創出 ①

- 先端廃炉技術グローバル拠点構想
廃炉や放射性廃棄物処理に資する複数の研究開発拠点、新産業拠点を「先端廃炉技術グローバル拠点構想」としてとりまとめ、「廃炉に向けた課題解決」と「原子力に代わる新たな雇用機会創出」を同時に実現

- ロボット開発用モックアップセンター
「遠隔操作機器・装置の開発実証施設*」において、廃止措置の各段階で必要な遠隔操作技術の研究開発を促進
- 燃料デブリ等高放射性物質分析のための分析センター
「放射性物質の分析・研究施設*」において、燃料デブリ等の性状把握や放射性廃棄物の処理・処分技術を開発
- リサイクルセンター
帰還・事業再開、廃炉等の過程で排出された金属、コンクリート等のリサイクルを促進するための複合施設
- 周辺施設のバックオフィスや国際会議場等のサテライトセンター
- 福島廃炉技術開発センター(仮称)
現場第一線のサポート機能の強化を目的に研究施設を設置

※(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)が設置



福島復興に向けた取り組みの深化 産業基盤や雇用機会の創出 ②

- 世界最新鋭高効率石炭火力の建設による産業・雇用創出。
 福島の地で、我が国が誇るクリーンコール技術である大型IGCC*設備を世界に先駆けて実証し、復興のシンボル「クリーンコール技術の発信拠点」として世界にアピール
- 中小経年水力発電所の継続的設備改修による雇用創出等。
 福島県の猪苗代水系の中小水力発電所を今後10年間で順次設備改修し、地元雇用と経済に貢献
- 東電の一部業務の浜通り地域への移転。
 東電の業務の一部(給与計算やお客さまへの資料郵送業務等)を浜通り地域へ業務移転

- ・ 広野火力発電所(双葉郡)及び常磐共同火力株式会社勿来発電所(いわき市)の構内に、50万kW級の世界最新鋭の高効率石炭火力発電所(IGCC)を各1基建設・運転する実証プロジェクト
- ・ 中小経年水力設備改修時の工事資機材も、福島県内の事業者様からの調達を最大限に推進
- ・ 給与計算等の労務人事関連業務の一部を2014年度上半期中、お客さまへの資料郵送業務等営業関連業務の一部を2013年度中に移転



※IGCC(Integrated coal Gasification Combined Cycle=石炭ガス化複合発電)

福島復興に向けた取り組みの深化 福島復興本社の機能強化

- 福島復興本社の避難指示区域への移転。
 福島復興本社を、避難を継続されている方々のご帰還に先駆け避難指示区域内に移転し、住民の皆さまに寄り添った復興・除染推進の体制を再整備
- 福島復興本社の人員増強。
 「10万人派遣プロジェクト」に基づく社員の福島県各地への派遣を継続するとともに、500人規模の管理職を福島専任化
- 福島原子力事故・廃炉資料館(仮称)の設立。
 甚大な被害をもたらした福島原子力事故の記憶と記録を残すとともに、膨大かつ長期間にわたる廃炉事業の過程を体系的に資料化

- ・ Jヴィレッジ(楢葉町、広野町)内に設置している福島復興本社を、避難指示区域内に移転し、復興・除染推進体制を再整備
- ・ 日本サッカー協会や地元自治体と協力し、Jヴィレッジを本来のナショナルトレーニングセンターに再生・返還
- ・ 帰還者のご自宅の清掃・除草・線量測定等、様々なご協力を実施してきた「10万人派遣プロジェクト」に加え、福島復興本社の企画立案機能を強化し、国や自治体との連携を加速
- ・ 事故の発生から現在に至る過程や、廃炉の進捗状況・今後の計画などについて、写真・動画・ジオラマ等を用いてわかりやすく展示



「福島復興が私たちの原点です」

～福島復興へ向けた取り組み～

平成25年12月26日

東京電力株式会社
福島復興本社



私どもの福島第一原子力発電所の事故により、今なお、発電所周辺地域をはじめとした福島県のみならず、広く社会のみならず大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

水力、火力、原子力と、私どもが携わっている電気事業は、明治の時代からこの福島に大変お世話になってきました。このご恩を常に忘れず、そして被災されている方々の苦しみを常に忘れず、福島の再生のために「私たちにできること、私たちにしかできないこと」を、ひたむきに続けてまいりたいと思っています。

平成25年12月

福島復興本社の組織体制

福島復興本社

- ▶ 設立: 平成25年1月1日
- ▶ 代表: 執行役副社長 石崎 芳行
- ※ 約4,000人体制(平成25年12月現在)

企画総務部

- ▶ 主な業務: 総括機能、地域経済復興策等の企画立案
- ▶ 設置場所: 楢葉町(Jヴィレッジ)

福島原子力補償相談室

- ▶ 主な業務: 賠償業務(迅速かつ円滑な賠償)
- ▶ 設置場所: 福島市(総括箇所)

除染推進室

- ▶ 主な業務: 除染業務(人的・技術的な協力等)
- ▶ 設置場所: 福島市(総括箇所)

復興推進室

- ▶ 主な業務: 復興推進業務(地域・被災者の方々との対話活動等)
- ▶ 設置場所: 福島市(総括箇所)

復興調整室

- ▶ 主な業務: 復興調整業務(関係省庁対応等)
- ▶ 設置場所: 東京都

※平成25年6月26日新設 復興推進室から独立

福島広報部

- ▶ 主な業務: 広報活動(県内の原子力・火力・水力発電所の広報活動、賠償・除染・復興推進の状況の広報活動等)
- ▶ 設置場所: 福島市

各事務所

- ▶ 福島市・いわき市・郡山市・会津若松市・南相馬市

福島県内の猪苗代電力所、浜通り電力所、広野火力発電所、広野火力建設所、福島第一安定化センター、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所との協力体制を構築

復興推進活動

	(ページ)
1. 福島県内への派遣活動と安全教育	4
2. 一時帰宅対応	5
3. 清掃・片付け	
▪ 屋内清掃・片付け	6
▪ 道路の清掃	7
▪ 図書館清掃・片付け	8
4. 除草作業	
▪ 墓地の除草・清掃	9
▪ 町道の除草	10
▪ 住宅等への進入路の除草	11
5. 荷物運搬	
▪ 生活支援物資の移送	12
▪ 役場移転に伴う荷物運搬	12
▪ 旧校舎解体に伴う機材等搬出	13
▪ 幼稚園移転に伴う荷物運搬	13
6. 除雪作業	
▪ 仮設住宅の除雪	14
7. その他	
▪ ふくしま浜街道・桜プロジェクト（植樹等）	14
▪ ならば雪まつり（準備等）	15
▪ タブレット端末機設定及び操作方法相談窓口対応	15
▪ 石川町桜祭り（ゴミ拾い等）	16
▪ ガンマカメラ撮影補助	16
▪ 富岡町桜の集い2013（車両誘導等）	17
▪ ひろのオリーブ村オリーブ植樹（植樹等）	17
▪ 介護研修会（講師派遣等）	18
▪ 都路灯まつり（会場準備等）	19
▪ 花の植込みおよびプランターの設置	20
▪ 福島わらじまつり（ゴミ拾い等）	21
▪ 田畑に設置した電気柵の点検	21

除染推進活動

1. モニタリング業務への対応	(ページ)
・ 楢葉中学校解体工事着手前のモニタリング作業	22
・ 穀物乾燥・調整・保管施設の運用再開に向けたモニタリング	22
・ 農地モニタリング	23
・ 小学校通学路歩行モニタリング	23
・ モニタリングカーによる走行サーベイ	24
・ 走行モニタリング	24
2. 除染作業現場での現場管理に関する対応	
・ 常磐自動車道除染工事への対応	25
3. 直営簡易除染	
・ 学校施設における簡易除染作業	26
・ 公園における簡易除染作業	27
4. 廃棄物関連業務	
・ 滞留牛糞堆肥流通回復への取り組み	28
5. その他	
・ ベクレルモニターによる汚染の分析	28

原子力損害賠償について

1. 組織体制	29
2. 補償相談センター	29
3. 補償相談コールセンター	30
4. 補償推進ユニット	30

福島県産品購入の取り組み

1. 社内販売会	31
2. 社外販売会	31

活動実績

1. 復興・除染推進活動の実績	32
---------------------------	----

福島県内への派遣活動

■実施日：平成23年5月～

■実施内容：

○復興推進活動のため、本店や各事業所・発電所等から、バスで福島県内へ社員を派遣している。
また、活動拠点としているJヴィレッジでは、活動に必要な情報共有のためガイダンスや、研修を実施している。

■実績：

○ほぼ毎日、片道数時間かけて1台のバスに約35名の社員が乗車（最大1日3台運行実績有り）。
【参考】乗車時間：東京→Jヴィレッジ 約3時間半／柏崎刈羽原子力発電所→Jヴィレッジ 約5時間
○1日100人以上の社員が、福島県内各地で復興推進活動に取り組んでいる。



バスへ乗り込む社員達（東京：鍛冶橋）【平成25年11月29日】



ガイダンスの様子（Jヴィレッジ）【平成25年7月8日】

刈払機の安全教育

■実施日：平成25年4月～

■実施内容：

○除草作業に使用する刈払機の使用にあたっては、事前に安全教育（座学・実技）を実施し、福島県内の各地へ社員を派遣している。

■実績：受講者数は延べ約11,800人（平成25年11月末）。



刈払機の安全教育（座学：本店）【平成25年11月29日】



刈払機の安全教育（実技：Jヴィレッジ）【平成25年12月8日】

■実施日：平成23年5月23日～

■実施場所：福島県 大熊町(中屋敷)・富岡町(毛萱・波倉)・浪江町(幾世橋、津島)
 楢葉町(道の駅ならは)・南相馬市(馬事公苑)

■実施内容：

○帰還困難区域の市町村住民の方々がマイカーまたは、マイクロバスで一時帰宅される際、
 中継基地における住民の受付時(防護服・線量計配布)、帰着時(線量測定)の対応を実施。

■実績：

○10～60人程度／日・箇所

○福島復興本社設立以降、延べ約13,700人が実施。



車両の誘導【平成24年2月15日】



車両の誘導【平成24年12月3日】



車両の線量測定【平成25年10月22日】



車両の誘導【平成25年10月22日】

屋内清掃・片付け

- 実施日：
 - 広野町：平成24年3月～
 - 南相馬市：平成24年4月～
 - 楡葉町：平成24年8月～
 - 富岡町：平成25年5月～
 - 浪江町：平成25年7月～
 - 川内村：平成25年7月～
- 実施場所：福島県 川内村、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、南相馬市
- 実施内容：
 - 家屋内の片付け、清掃、ゴミの運搬を実施。
- 実績：福島復興本社設立以降、6市町村合計で約340軒、延べ約4,500人が実施。



片付けの様子【平成25年10月28日】



片付けの様子【平成25年12月4日】



片付けの様子【平成25年12月4日】



片付け後の様子【平成25年12月4日】

この活動については、NHK教育番組(Eテレ)の福島をずっと見ているTVにて密着取材を受け、復興推進活動の1つの活動として平成25年11月3日(日)に報道されました。

道路の清掃

■実施日:平成25年4月4日・5日、8月22日・23日

■実施場所:福島県 広野町内主要道路

■実施内容:

○日頃、弊社や弊社協力企業が多く通行している町内の道路沿いにゴミが散見されており、小中学校の新学期の時期等にあわせ、道路清掃(主にゴミ拾い)を実施。

■実績:4日間延べ約350人が実施(弊社協力企業の方を含む)。

○4月 4日・5日:延べ約210人で実施。収集したゴミ量139袋。

○8月22日・23日:延べ約140人で実施。収集したゴミ量 42袋。



清掃の様子【平成25年4月4日】

■実施日：平成25年6月12日～7月16日

■実施場所：福島県 富岡町、浪江町（富岡町図書館、浪江町図書館）

■実施内容：

○震災により倒れた書棚等の引き起こしや、散乱した本などの片付けを実施。

■実績：7日間延べ80人が実施。



片付け前【平成25年4月23日】



片付けの様子【平成25年6月12日】



片付け後【平成25年6月13日】

墓地の除草・清掃

■実施日：平成25年3月2日～9月20日

■実施場所：

○福島県 大熊町、葛尾村、川俣町、富岡町、浪江町、楡葉町、双葉町

* 葛尾村、川俣町、富岡町、楡葉町は平成25年7月から活動実施。

■実施内容：墓地の除草および清掃を実施。

■実績：約200日間延べ約3,300人が実施。



墓地清掃の様子【平成25年3月13日】



墓地の除草の様子【平成25年7月12日】



墓地の除草の様子【平成25年8月20日】



■実施日：平成25年7月2日～10月30日

■実施場所：福島県 浪江町

■実施内容：

○帰宅の際、草が支障となり車の進入が困難な箇所や歩行困難な箇所の除草を実施。

■実績：

○60日間延べ約1,800人が実施。浪江町内町道（全長約80km）。



除草の様子【平成25年9月11日】



除草後の清掃【平成25年9月12日】



草刈り前【平成25年7月11日】



草刈り後【平成25年7月11日】

■実施日：平成25年9月24日～

■実施場所：福島県 大熊町、双葉町

■実施内容：

○公道から住宅への進入路および駐車スペースで支障になっている雑草の除草を実施。

■実績：

○大熊町実施箇所数：約530箇所：29日間延べ約760人が実施（平成25年11月末現在）。

○双葉町実施箇所数：約170箇所：39日間延べ約470人が実施（平成25年11月末現在）。



除草の様子(双葉町)【平成25年10月22日】



除草の様子(大熊町)【平成25年11月21日】



除草前(双葉町)【平成25年9月17日】



除草後(双葉町)【平成25年9月24日】

生活支援物資の移送

- 実施日：平成25年2月5日～2月22日
- 実施場所：福島県 いわき市、楢葉町公共施設等
- 実施内容：
 - 分散して保管していた生活支援物資を、他の公共施設等へ運搬実施。
- 実績：7日間延べ52人が実施。



物資運搬の様子【平成25年2月8日】

役場移転に伴う荷物運搬

- 実施日：平成25年4月26日・27日
- 実施場所：福島県 三春町内
- 実施内容：
 - 三春町内の葛尾村役場貝山事務所および三春の里事務所から三春出張所（仮設新庁舎）への移転に伴う事務用品、机、椅子等の運搬を実施。
- 実績：2日間延べ46人が実施。



荷物運搬の様子【平成25年4月27日】

旧校舎解体に伴う機材等搬出

■実施日：平成25年6月17日～19日・27日・28日、8月20日～22日

■実施場所：福島県 楳葉町

■実施内容：

○楳葉中学校旧校舎内28教室の片付け、処分品の搬出、再利用品を町民体育館へ運び出しを実施。

■実績：8日間延べ約220人が実施。



片付けの様子【平成25年8月21日】



荷物の積み込みの様子【平成25年8月22日】

幼稚園移転に伴う荷物運搬

■実施日：平成25年8月21日

■実施場所：福島県 三春町
(葛尾小中学校三春校、葛尾幼稚園三春分園)

■実施内容：

○葛尾幼稚園三春分園が、葛尾小中学校の新園舎へ移転に伴い、机、タンス、本等の運搬と遊具の設置を実施。

■実績：10人が実施。



荷物の積み降ろし【平成25年8月21日】



荷物の積み込み【平成25年8月21日】

仮設住宅の除雪

- 実施日：平成24年12月10日～平成25年2月27日
- 実施場所：福島県 会津美里町内仮設住宅（楢葉町）
- 実施内容：
 - 敷地内の通路および児童館・集会所等の公共施設周辺の除雪を実施。
 - スノーダンプ、シャベル等を使用し作業実施。
- 実績：22日間延べ約340人が実施。



除雪の様子【平成25年1月28日】

ふくしま浜街道・桜プロジェクト（植樹等）

- 実施日：平成25年1月27日
- 実施場所：福島県 広野町（広野町内の国道6号線沿い）
- 実施内容：
 - 国道6号線や常磐道等に桜を植樹する「ふくしま浜街道・桜プロジェクト」に参加し八重桜を植樹。
- 実績：10人が実施。



植樹の様子【平成25年1月27日】



植樹から約11ヶ月後の様子【平成25年12月4日】

ならは雪まつり（準備等）

- 実施日：平成25年2月12日～2月16日
- 実施場所：福島県 会津美里町内仮設住宅（榎葉町）
- 実施内容：
 - 事前準備では雪のすべり台（長さ40m、高さ7m程度）の作成や雪合戦会場を作成。
 - 当日は、会場設営や雪のすべり台を利用する子供たちへの安全管理等を実施。
- 実績：5日間延べ36人が実施。



すべり台作成の様子【平成25年2月12日】



完成したすべり台【平成25年2月16日】

タブレット端末機設定および操作方法相談窓口対応

- 実施日：平成25年3月18日～6月7日
- 実施場所：福島県 いわき市内
- 実施内容：
 - 榎葉町様にて全世帯を対象に配布しているタブレット端末について、配布前の初期設定作業、配布直後の操作に関する問い合わせ窓口対応。
- 実績：56日間延べ約260人が実施。



初期設定の様子【平成25年3月22日】

石川町桜祭り（ゴミ拾い等）

- 実施日：平成25年4月13日～4月26日
- 実施場所：福島県 石川町（石川町桜まつり会場）
- 実施内容：
 - 桜まつり会場全体のゴミ拾い、ゴミ回収運搬分別を実施。
- 実績：14日間延べ約110人が実施。



ゴミ拾いの様子【平成25年4月15日】



ゴミ拾いの様子【平成25年4月23日】

ガンマカメラ撮影補助

- 実施日：平成25年4月16日～
- 実施場所：福島県 川内村内
- 実施内容：
 - 川内村様が実施しているガンマカメラ*の補助を実施。
- 実績：約120日間延べ約240人が実施。（平成25年11月末現在）

※ガンマカメラ：特定方向からの放射線（ガンマ線）、対象表面までの距離を測定し、解析により表面の放射能の大きさを可視化する装置。



ガンマカメラによる測定作業の様子【平成25年5月21日】

富岡町桜の集い2013（車両誘導等）

- 実施日：平成25年4月19日～21日
- 実施場所：福島県 広野町（広野町中央体育館） ※当時、富岡町は警戒区域内にあったため、広野町にて開催
- 実施内容：車両誘導や会場設営・片付けなど。
 - 4/19：会場準備（体育館内におけるステージの準備など）。
 - 4/20：交通整理（来場者車の駐車場への誘導）。
 - 4/21：来場者車の駐車場への誘導関係、後片付け。
- 実績：3日間延べ約110人が実施。



車両誘導【平成25年4月20日】



会場の後片付け【平成25年4月21日】

ひろのオリーブ村オリーブ植樹（植樹等）

- 実施日：平成25年5月19日・6月2日
- 実施場所：福島県 広野町（二ツ沼総合公園内）
- 実施内容：
 - オリーブの植樹準備作業後、苗89株を公園内に植樹。また、マリーゴールド・サルビアの花の苗も合わせて植樹実施。
- 実績：2日間延べ26人が実施。



植樹の様子【平成25年6月2日】

介護研修会（講師派遣等）

■実施日：平成25年5月20日～

■実施場所：福島県内で避難されている方々がお住いの市町村（いわき市、郡山市、南相馬市等）

■実施内容：

- 福島県をはじめ、13市町村※1を対象に、ご説明・ご提案や研修会活動を実施。
 - 避難生活を余儀なくされている高齢者の方およびその介護に携わること家族を対象として、健康の維持や介護状態の悪化防止に関するサロンイベントや勉強会を実施。また、介護職員の方々を対象とした介護技術研修会も実施。
- 各講師はグループ会社※2の介護福祉士等

■実績：

- サロン企画・運営10回 [参加者：143人]
 - 介護勉強会7回 [参加者：90人]
 - 介護技術研修会17回 [参加者：325人]
- ※1回あたりの参加者数：10～30人程度

〔合計 34回 [参加者：558人]
（平成25年11月末現在）〕

※1 13市町村とは、飯舘村、いわき市、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、双葉町、南相馬市

※2 グループ会社とは、東電パートナーズ（株）事業内容は介護保険事業およびこれに関する研修事業・訪問介護・デイサービス・福祉用具のレンタル等



【サロン企画・運営(すき焼きじゃんけん)】



【介護勉強会(ベッドからの起き上がり介助)】



【介護技術研修会(接客マナー)】



【介護技術研修会(介助実習)】

都路灯まつり（会場準備等）

- 実施日：平成25年7月29日～8月4日
- 実施場所：福島県 田村市都路町（都路運動場、都路中学校）
- 実施内容：会場付近の除草や清掃。灯まつりで使用する、竹灯の搬入、加工、設置等を実施。
 ○8/3：灯まつり当日は受付補助や交通整備等実施。
 ○8/4：灯まつり後の後片付け等を実施。
- 実績：7日間延べ約160人が実施。



会場付近の除草【平成25年7月30日】



竹灯の加工【平成25年7月30日】



竹灯の設置作業【平成25年8月3日】



まつりの様子【平成25年8月3日】

■実施日平成25年7月30日・31日、8月5日

■実施場所:

○福島県 広野町(広野町役場・JR広野駅)・南相馬市(小高駅前通り)

■実施内容:

○弊社グループ会社と協働で、土入れ等の事前準備から花の植込み、プランターの設置、道路清掃を実施。

■実績:3日間延べ60人が実施。



植込み作業(南相馬市)【平成25年8月5日】



植込み作業(広野町)【平成25年7月30日】



プランター設置前(南相馬市)【平成25年7月31日】



プランター設置後(南相馬市)【平成25年7月31日】

福島わらじまつり（ゴミ拾い等）

- 実施日：平成25年8月2日・3日
- 実施場所：福島県 福島市内（国道13号信夫通り周辺）
- 実施内容：
 - ゴミ拾いおよび車両・観客誘導およびを実施（交通誘導時間：17:00～22:00）。
- 実績：2日間延べ70人が実施。



来場者のゴミを回収【平成25年8月2日】



会場周辺のゴミ拾い【平成25年8月3日】

田畑に設置した電気柵の点検

- 実施日：平成25年9月4日～10月25日
- 実施場所：福島県 田村市都路町
- 実施内容：
 - イノシシなどの野生動物侵入による被害の防止のために、田畑に設置した電気柵の状況確認や電圧測定を実施。
- 実績：約200箇所 33日間延べ約120人が実施。



電気柵の電圧測定【平成25年9月17日】

榑葉中学校解体工事着手前のモニタリング作業

22

■実施日：平成25年4月4日

■実施場所：福島県 榑葉町

■実施内容：

○町が、学校の解体工事において汚染廃棄物の数量を確認したり処理方法を検討したりする際の判断材料としていただくために、解体工事に先立ち学校内外の放射線量を詳細に約180箇所測定。

■実績：10人が実施。



【榑葉中学校外観】



【校舎内でのモニタリング作業】

穀物乾燥・調整・保管施設の運用再開に向けたモニタリング

■実施日：平成25年5月16日／6月12日

■実施場所：福島県 南相馬市1箇所／榑葉町2箇所

■実施内容：

○穀物乾燥・調整・保管施設の運用再開に向け、農林水産省より汚染状況把握のためのモニタリング要請を受け実施。

■実績：延べ20人が実施。



【荷受口モニタリングの様子】



【機械表面の汚染測定の様子】

農地モニタリング

- 実施日：平成25年6月3日～7月23日(うち29日間作業)
- 実施場所：福島県 田村市
- 実施内容：
 - 田村市からの要請により、田村市の汚染状況重点調査地域の農地等 約2,400箇所について、状況把握のためのモニタリングを実施。
- 実績：延べ約380人が実施。



【モニタリング作業の様子】



【モニタリング作業の様子】

小学校通学路歩行モニタリング

- 実施日：平成25年7月30日～8月23日(うち13日間作業)
- 実施場所：福島県 西郷村
- 実施内容：
 - 西郷村からの要請により、村内5つの小学校の通学路の歩行モニタリング※を実施。
 - 測定道路長 約185km、測定点 185,387点。
- 実績：延べ26人が実施。

※歩行モニタリング

歩行しながら移動距離1m毎に空間線量を自動計測し、自動車(モニタリングカー)が入りづらい狭い道での測定が可能。



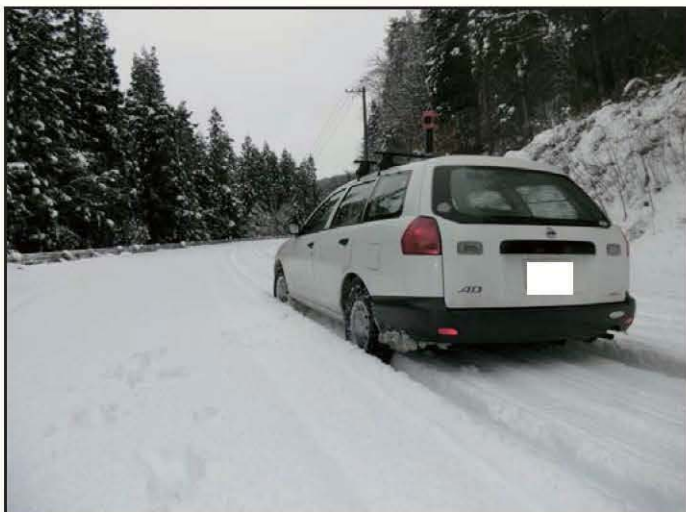
【測定器収納BOXの中】



【歩行モニタリングの様子】

モニタリングカーによる走行サーベイ

- 実施期間：平成25年1月9日より第12巡目を実施。11月末現在、第15巡目まで終了。
- 実施内容：
 - 内閣府・原子力規制委員会からの要請により、福島県内の避難指示区域の主要道路（約1,550km）を走行サーベイ実施。1巡あたり5週間程度、計測走行。計測データを提出後、国から公表。
 - 平成23年8月から実施の第1巡より継続的に対応。
- 実績：平成25年1月以降、延べ約280名が実施。



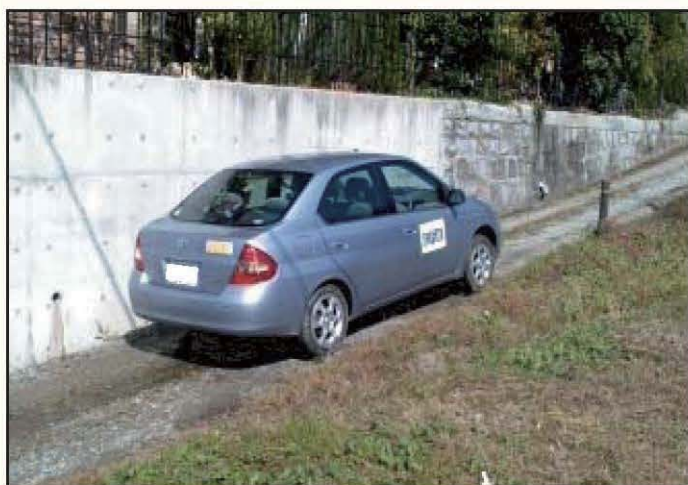
【走行サーベイの様子】



【走行サーベイの様子】

走行モニタリング

- 実施日：平成25年9月20日～10月22日（うち19日間作業）
- 実施場所：福島県 川俣町（避難指示区域外）
- 実施内容：
 - 川俣町では、近畿大学が開発したサーベイモニタリングシステムを活用して、自動車走行モニタリングを実施しており、第1～14巡目まで終了。
 - 第五巡目以降の走行モニタリングについて川俣町から要請があり、当社が第5巡目の走行モニタリングを実施（走行距離は約960km）。
- 実績：社員 延べ55人が実施。



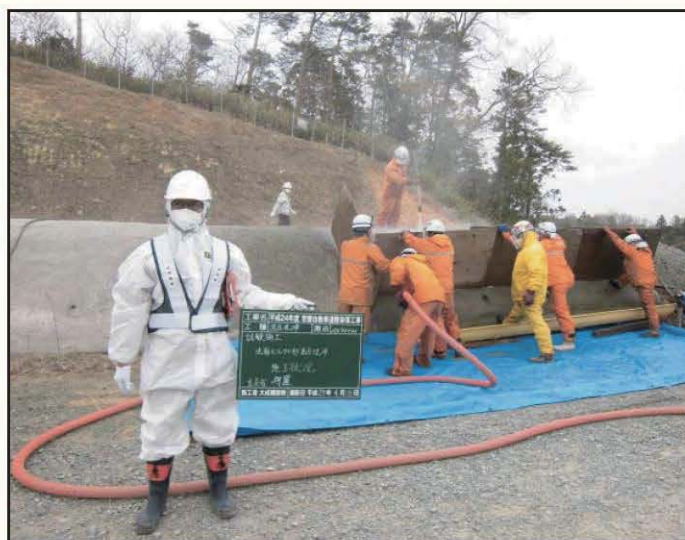
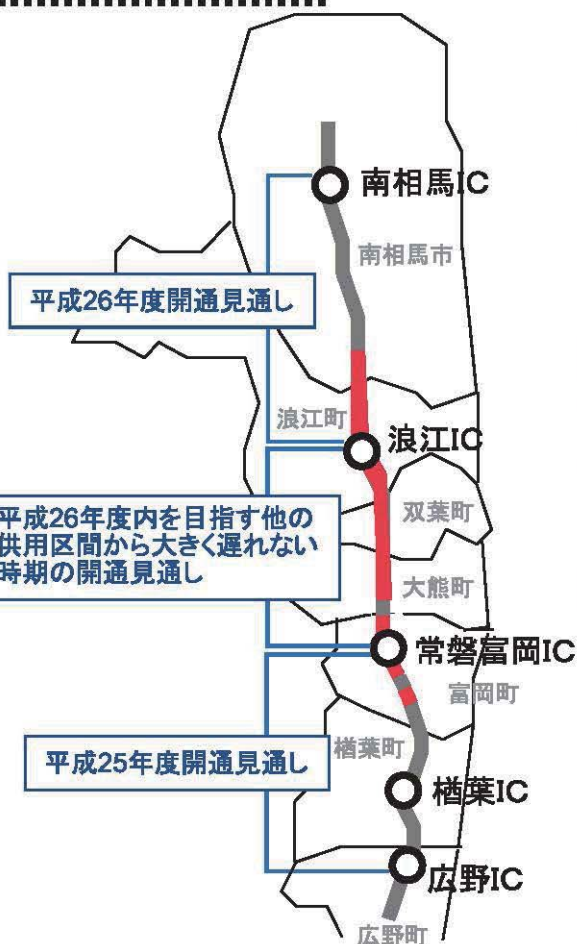
【走行モニタリングの様子】



【測定装置】

- 実施日:平成24年11月16日～平成25年10月31日
- 実施場所:常磐自動車道(富岡町～南相馬市間)約21km
- 実施内容:
 - 工事監督員として、平成24年11月より工事監理業務に対応。
 - 工事の設計資料等の作成の他、工事監理時の品質面や安全面に対応。
 - 除染作業は無災害で6月末に終了し、10月末には仮置場整備、除染後モニタリングを実施。
 - NEXCO東日本様によれば、広野IC～南相馬ICの復旧・整備工事が再開され、平成25年度内には広野IC～常磐富岡IC間の開通見通しの状況。
 - 今回の工事監督経験を踏まえ、今後環境省が進める除染活動の加速化に力を注いでいく。
- 実績:延べ約1,500人が実施。

本格除染実施箇所



【法面コンクリート部高圧水洗浄の様子】



【橋梁部ブラスト作業の様子】

学校施設における簡易除染作業

- 実施日：平成25年5月7日～6月4日（内18日間の作業）
- 実施場所：福島県 西郷村
- 実施内容：
 - 村からの要請により、小学校等9校の木製ベンチ89個について、簡易除染作業を実施。
- 実績：延べ約150名が実施。



【除染前のモニタリングの様子】



【簡易除染の様子】

学校施設における簡易除染作業

- 実施日：平成25年5月11日、12日
（後日に3日間の覆土作業あり）
- 実施場所：福島県 大玉村
- 実施内容：
 - 村からの要請により中学校の中庭の除染を実施（庭石、樹木、池等があり、起伏の多い場所のため、全て手作業で実施）。
 - 作業の結果、空間線量は地上1mで0.3～0.4 μ Sv/h程度から半分程度に低減。
- 実績：延べ70人が実施（各日24名ずつ+覆土作業22名）。



【簡易除染の様子】



【簡易除染の様子】

学校施設における簡易除染作業

- 実施日：平成25年7月10日～11日
- 実施場所：福島県 大玉村
- 実施内容：
 - 村からの要請により、校庭植込み部の簡易除染作業を実施。
 - 作業範囲は約540m²。作業によりモニタリングポストの指示値は約0.34μSv/hから約0.20μSv/hへと低減。
- 実績：延べ28人が実施。



【簡易除染の様子】



【簡易除染の様子】

公園における簡易除染作業

- 実施日：平成25年8月26日～9月2日(うち5日間作業)
- 実施場所：福島県 郡山市
- 実施内容：
 - 郡山市からの要請により、公園内の祭り会場他の簡易除染作業を実施。
 - 作業範囲は約1,200m²。作業により空間線量率は約半分まで低減。
- 実績：延べ80人が実施。



【簡易除染の様子】



【簡易除染の様子】

滞留牛糞堆肥流通回復への取り組み

■実施日：平成25年5月23日（初回運搬）

■実施内容：

○暫定許容値(400Bq/kg)以下の滞留堆肥を流通させるため、県及び地元自治体等が、各地域の滞留堆肥供給者と受け入れ先とのマッチングの調整を行い、当社が堆肥の運搬、施用を行うもの。第一弾として白河市農業再生協議会、福島県及び当社で協定書を締結し、5月末から運用開始。新たな受け入れ先の確保に向けて継続して対応。



【運搬された堆肥】



【堆肥施用の様子】

ベクレルモニターによる分析

■実施日：随時実施

■実施内容：

○市町村からの依頼により、現地で採取した土壌等の放射能を分析。

○1月からの累計で約1,300検体の分析を実施。

■実績：延べ約400人が実施。



【ベクレルモニターによる分析】



【測定用の容器に試料を入れる様子】

迅速な原子力損害賠償に向けた組織体制

- 「親身・親切な賠償のための5つのお約束」を踏まえ、被害を受けられた皆さまに迅速かつ公正な賠償金のお支払いを実現するため、約1万人体制で賠償を進めております。
- 今後も賠償の進捗に応じて必要な体制を弾力的に整備するとともに、業務の運用改善等を図ることにより、引き続き最大限努力してまいります。



【福島原子力補償相談室配属前研修の様子】

福島原子力補償相談室(約1万人体制)

全
体
の
支
援
・
管
理

150
人

補償相談ユニット

補償相談センター

(14カ所) 2,000人
[内、福島県内は1,200人]

補償相談コールセンター

600人

補償推進ユニット

6,600人

補償相談センター

- 設置数: 14カ所(福島県内に4カ所、福島県外に10カ所)
- 業務内容:
 - 説明会、相談窓口、事前審査、個別訪問、ご請求書等の配布・受付、現地調査・説明。
 - 補償相談センターは相談窓口(18カ所)を設置し、ご請求者さまからのご相談を承ったり、説明会の開催や、ご請求者さまからのご要請等による個別訪問をおこなっています。
- 体制: 約2,000人(内、福島県内は1,200人)
- 実績: 窓口での受付対応件数 約185,500件、説明会開催件数 約700件、説明会へのご来場者数 約16,500人、個別訪問件数 約24,600件(復興本社設立以降平成25年11月27日まで)。



【相談窓口】



【個別相談ブース】
(ご来場をお待ちしているところ)

■業務内容:

- 電話での受付・ご説明・ご相談対応を1年365日(9時~21時まで)、実施しております。
- 仮払補償金を受けておられながら本賠償を全く請求されていない方々に対しては、平成25年7月からダイレクトメールをお送りしておりますが、その方々に対し翌8月から、当コールセンターより電話をかけてご請求のご案内をしています。

■体制:約600人

■実績:ご請求者さまからいただくお電話の本数は1日あたり約2,300本(開設からの平均値)。



【補償相談コールセンターの様子】

補償推進ユニット

■業務内容:

- ご請求書等の発送・受領、ご請求書記載内容等確認、賠償額算定、賠償の考え方についてのご説明と協議、支払い手続き。
- ご請求の確認には、「個人賠償」「法人賠償」「財物賠償」に大別した業務運営体制で迅速かつ公正な賠償の実施に努めております。

■体制:約6,600人



【補償推進ユニットの様子】

福島県産品購入の取り組み（社内販売会）

■実施日：平成23年11月～

■実施場所：東京電力本店（本館2階）・各店所

■実施内容：

○社員一人ひとりが福島県産品を購入するよう、本店をはじめ各店所で福島県産品の社内販売会を実施。

■実績：販売会 約50箇所延べ70回程度開催（復興本社設立～10月末現在）



本店販売会の様子【平成25年7月11日】



本店販売会の様子【平成25年9月11日】

福島県産品購入の取り組み（社外販売会）

■実施日：平成25年9月～

■実施場所：一般企業工場内等

■実施内容：

○一般企業等を対象に福島県産品の販売会を実施。

■実績：販売会 3回開催



販売会の様子【平成25年9月30日】



販売会の様子【平成25年10月30日】

＜復興推進活動＞

項目	内容	対応人数実績
一時帰宅対応 (p5)	一時帰宅対応、住民スクリーニング、測定対応等	約18,200人
清掃・片付け (p6,7,8)	屋内清掃・片付け、道路の清掃、図書館清掃・片付け	約8,700人
除草作業 (p9,10,11)	墓地の除草・清掃、町道の除草、住宅等への進入路除草	約7,300人
荷物運搬(p12,13)	生活支援物資の移送、役場移転に伴う荷物運搬、幼稚園移転に伴う荷物運搬	約400人
除雪作業 (p14)	仮設住宅の除雪	約400人
その他 (p14～21)	ガンマカメラ撮影補助、タブレット端末機設定および操作方法相談窓口対応、田畑に設置した電気柵の点検、他	約7,800人
合 計		約42,900人

＜除染推進活動＞

項目	内容	除染特別地域	除染状況重点調査地域
モニタリング業務への対応 (p22～24)	公共施設(学校、農業関連施設)のモニタリング作業、モニタリングカーによる走行サーベイ、小学校通学路歩行モニタリング、スクリーニングポイントへの対応	約5,600人	約7,100人
除染作業現場での現場管理に関する対応 (p25)	各市町村での除染作業情報の収集と提供、常磐自動車道除染工事への対応	約2,500人	約1,600人
直営簡易除染 (p26,27)	学校施設における簡易除染作業、公園における簡易除染作業	—	約1,400人
除染発注業務への対応	除染作業や仮置場の設計・建設に係る技術的協力、除染作業に係る歩掛り調査への対応	約500人	約900人
廃棄物関連業務 (p28)	滞留中の牛糞堆肥運搬・施用を促進するスキームへの対応	約100人	約600人
その他(p28)	墓地除染のための事前現場調査、除染情報プラザの運営協力、除染作業請負者さま向け「除染講習会」に係る対応、ベクレルモニターによる分析、他	約3,100人	約3,600人
合 計		約11,800人	約15,200人

本写真集の一部をインターネット上に掲載するなど、他の媒体に転載することは、
当社の著作権の侵害になるとともに、被写体の肖像権（人格権）の侵害となる
おそれがあります。ご使用になる際は、当社へご相談下さい。
024-522-7954（福島広報部直通）

(4) 事故炉の安全収束・廃炉と 原子力安全への取り組み

福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進 汚染水・タンク問題に対する反省と今後の取り組み ①

- 東電は、汚染水・タンク問題の継続発生を受け、2013年8月に「汚染水・タンク対策本部」を設置。
- 政府は、同年9月に原子力災害対策本部に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議などを設置し、総力を挙げた対策の推進体制を整備。

「停電に伴う使用済燃料プールの冷却停止」や「地下貯水槽からの汚染水漏えい」等を受け、設備・運営管理の信頼度向上対策を実施。

その後も汚染水の発電所港湾への流出やタンクからの汚染水漏えい等の問題が継続

2013年8月 東電は「汚染水・タンク対策本部」を設置。

- ・タンク管理の緊急かつ抜本的な強化
- ・解析・リスク管理の強化と中長期対策の加速化
- ・国内外の社外専門家招聘による知見等の導入などにより対策を強化・加速化。

2013年9月 政府は、国が前面に出て、予防的かつ重層的に抜本的な対策を講じることを旨とした基本方針を決定。以下を設置し、政府が総力を挙げて対策を推進する体制を整備。

- ・「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」(議長:官房長官)
- ・「廃炉・汚染水対策チーム」(チーム長:経済産業大臣)
- ・「廃炉・汚染水対策現地事務所」 現地に設置
- ・「汚染水対策現地調整会議」

技術的難易度が高い凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の整備実証等について国が費用を措置し、東電が着実にこれらの整備実証を行う。

福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進 汚染水・タンク問題に対する反省と今後の取り組み ②

- 東電は、廃止措置や汚染水・タンク問題対策の加速化・信頼性向上のため、2013年11月に緊急安全対策を策定。社内の全てのリソースを挙げて、ハード面・ソフト面の対策及び現場のモチベーション向上策など総合的な対策を迅速かつ着実に実施。

i) 労働環境を抜本的に改善し、現場作業の加速化と信頼性を向上

- ・ サイト内除染(被ばく線量の低減、全面マスク省略エリアの拡大)
- ・ 新事務棟や大型休憩所、給食センターの設置
- ・ 設計上の作業員労務費割増分の増額 等

ii) マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保

- ・ 原子力・立地本部長の下に安全・品質管理部門を統括する「安全品質担当」の設置
- ・ 社内外総動員体制による対策要員の増強(220名増) 等

iii) 設備の恒久化対策による設備信頼性の向上

- ・ 中央監視室の本設化、電源設備のリプレース、構内インフラ整備 等

新事務棟内(イメージ)



iv) 汚染水の適切な管理

- ・ 汚染水漏えい原因を踏まえた同型タンクからの優先的な設備対策、パトロール強化の継続
- ・ タンク堰からの溢水防止や堰内への雨水流入抑制等の雨水対策の実施
- ・ タンク大型化などによる貯蔵容量拡大、信頼性の高い溶接型タンクへのリプレース、多核種除去設備(ALPS)の増強等の対策の着実な実施 等

福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進 汚染水・タンク問題に対する反省と今後の取り組み ③

- 原子力災害対策本部は、2013年12月に汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策を決定。
- 東電は、これらの対策についても着実に実行に移していく。

①汚染源を「取り除く」	②汚染源に水を「近づけない」	③汚染水を「漏らさない」
<p>これまでの主な対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレンチ内の汚染水のくみ上げ・閉塞 ・ 多核種除去設備(ALPS)による汚染水浄化 ・ 国費によるより高性能な多核種除去設備 等 <p>主な追加対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多核種除去設備の増設 ✓ タンク漏えい水対策 (土壌中のストロンチウム捕集) ✓ 港湾内の海水の浄化 等 	<p>これまでの主な対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水バイパス ・ 建屋近傍の井戸(サブドレン)での汲上げ ・ 国費による凍土方式の陸側遮水壁 ・ 建屋海側の舗装 等 <p>主な追加対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「広域的な舗装(表面遮水)」又は「追加的な遮水とその内側の舗装」 ※地表面の除染等の線量低減も考慮 ✓ タンク天板への雨どいの設置 	<p>これまでの主な対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水ガラスによる地盤改良 ・ 海側遮水壁 ・ タンクの増設 (ボルト締め型タンクからの溶接型タンクへのリプレイス) 等 <p>主な追加対策：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 溶接型タンクの設置加速 ✓ 大規模津波対策(建屋防水層等) ✓ 建屋からの汚染水の漏えいの防止 ✓ 汚染水移送ループの縮小 等

福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進 国からの要請への対応

- 東電は、内閣総理大臣からの要請を重く受け止め、汚染水対策に最優先で取り組む。

内閣総理大臣からの要請

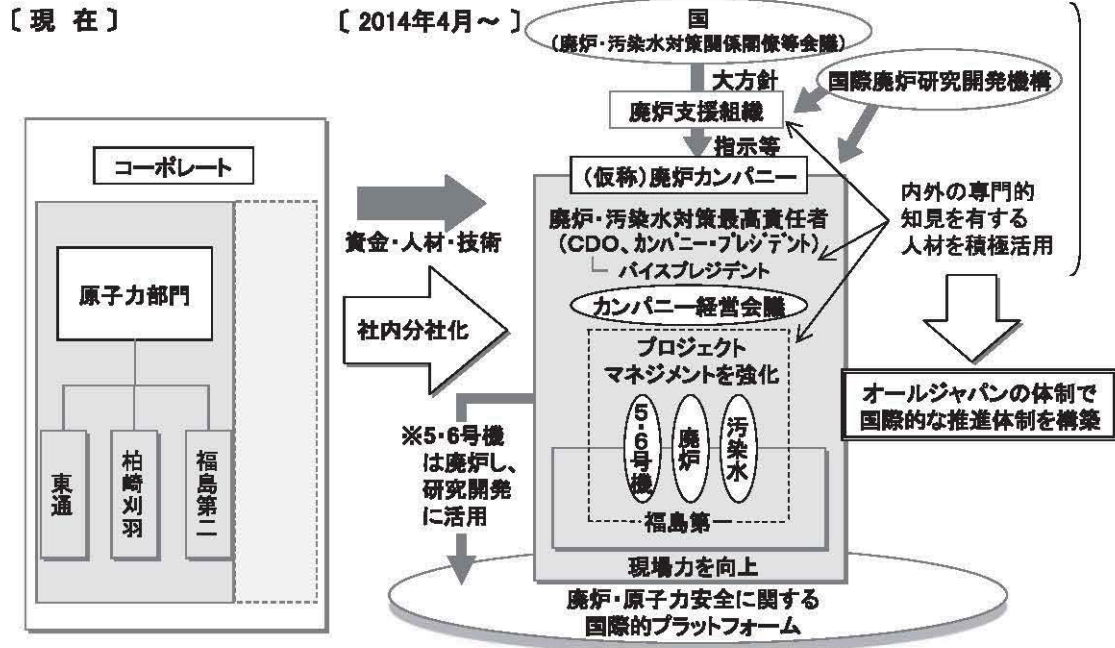
- i) 廃炉に向けた安全対策に万全を期すため、現場の裁量で使用できる資金・予算の枠を確保すること
- ii) しっかりと期限を決めて汚染水を浄化すること
- iii) 事故対処に集中するためにも、停止している福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を決定すること

要請に対する東電の対応

- i) 廃止措置関連費用として9,694億円を災害損失引当金として計上済み。
これに加え、今後の円滑な廃止措置に万全を期し、仮に予期せぬトラブルに伴う費用増等が生じた場合にも着実に対応できるよう、上記計上費用の他に、コストダウンや投資抑制により2013年度から10年間の総額として汚染水・安定化対策の投資・費用を中心に1兆円を超える資金を確保していく。
- ii) 多核種除去設備(ALPS)の整備・増強により、2014年度中の全汚染水(RO濃縮塩水)の浄化(トリチウム以外)完了を目指す。
原子力改革監視委員会や社外専門家のアドバイスを踏まえ、抜本的な解決につながる包括的かつ統合的な水管理計画を国や立地地域等と連携しつつ策定していく。
- iii) 5・6号機廃炉を12月18日に決定。
モックアップ実機試験に活用し、1～4号機の廃止措置に資する研究開発を促進する。

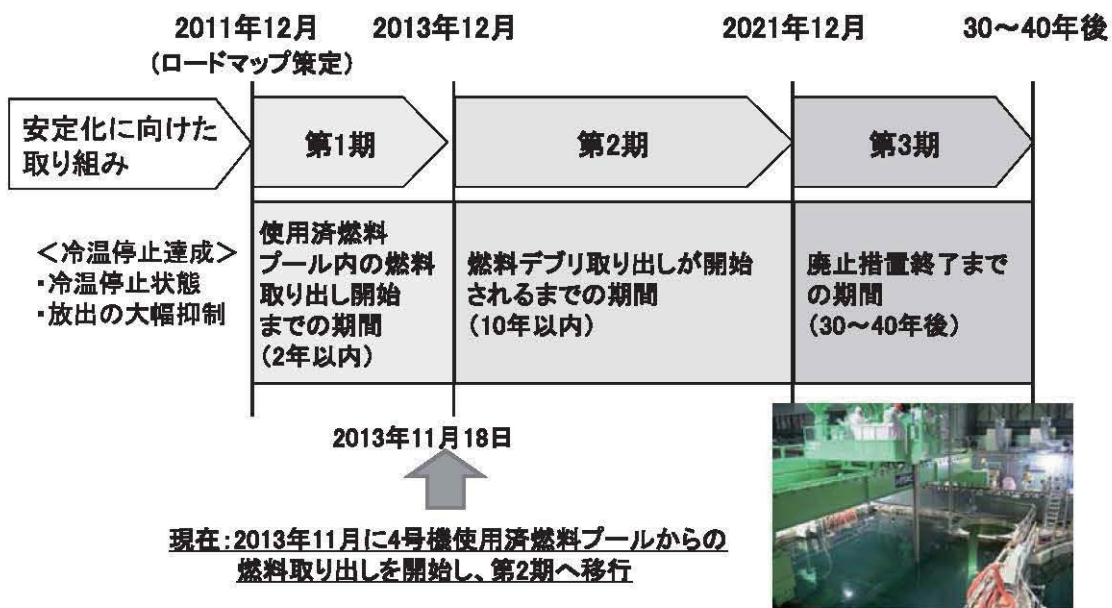
福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進 国際的な廃炉推進体制の構築

- 東電は、廃炉部門全体を統括する「(仮称)廃炉カンパニー」を設置し、国内外の関係者の力を結集したオールジャパンの体制で国家的プロジェクトとして廃炉・汚染水対策を完遂していく。



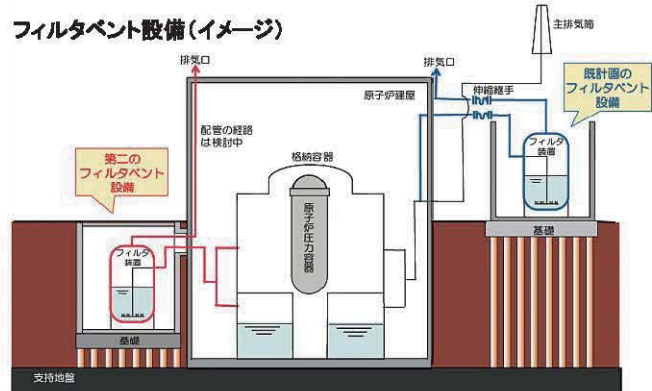
福島第一原子力発電所の着実な廃止措置の推進 中長期にわたる廃炉の着実な実施

- 東電は4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しを開始し、中長期ロードマップ第2期へ移行。
- 燃料デブリ取り出しは、最速で約1年半前倒しの2020年度上期の初号機開始を目指す。
- 国と共に40年にわたる長期的な廃炉作業を緊張感を持って安全かつ着実に進めていく。



原子力安全の確保 ①

- 東電は、2012年9月に社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を設置し、国内外の専門家からなる原子力改革監視委員会の監視・監督の下、改革を推進。
- 2013年3月に、福島原子力事故について「事故原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかった」と総括し、ハード・ソフト両面の安全対策をとりまとめた「原子力安全改革プラン」を策定・公表。
- 柏崎刈羽原子力発電所では事故の教訓を踏まえたハード面の対策として、津波対策（防潮堤等）の設置、冷却手段（代替熱交換器、水源、電源等）の配備を完了。6・7号機ではフィルタベント設備を工事中。



原子力安全の確保 ②

- ソフト面では対策毎の追求し続けるべき理想像に向けた目標管理を強化し、安全文化を再構築。

対策	追求し続けるべき理想像	実施状況
1. 経営層からの改革	● 経営層及び原子力リーダーは、自分自身の安全意識を高めるとともに、その結果として組織全体の安全意識が高まり、原子力安全を向上させている	● 原子力リーダー等に対して、安全意識向上のための研修・訓練、「行動指標に関する360度評価」のフィードバック等を実施
2. 経営層への監視・支援強化	● 執行部門に対し改善を促すことによって原子力安全を向上させている	● 5月に「原子力安全監視室」を設置。経営層から現場までの安全活動・安全文化の監視し、適宜、執行部門に対し改善を促すとともに、取締役会に報告・助言
3. 深層防護提案力の強化	● 原子力リーダーは、深層防護の積み重ねを組織的かつ効果的、効率的に実施し、原子力安全の向上に常に取り組み、原子力安全の向上に関する組織全体の改善活動を活性化している	● 全社員を対象とした「安全性向上コンペ」による費用対効果の大きい安全対策の募集・選定、国内外の運転経験情報の分析・評価に基づく必要な対策の発電所への指示等を実施
4. リスクコミュニケーション活動の充実	● 経営層及び原子力リーダーは、さまざまな課題に対して複数の考え得る限りの対策を準備した上で、全体的なリスクを最小化するために合理的な優先順位を付けることにより、立地地域や社会の皆さまとの信頼関係が構築できている	● 4月に社長直轄の「ソーシャル・コミュニケーション室」を設置し、リスクコミュニケーターを配置。潜在リスク情報の日常的な収集・分析、迅速かつ適切な情報開示の促進等を実施
5. 発電所及び本店の緊急時組織の改編	● 発電所長は、いついかなる場合でも緊急事態への対応を迅速的確に実施できると自信を持っている	● 柏崎刈羽原子力発電所では3月からICS※の考え方を導入した緊急時組織の運用を開始し、本店も含めた総合訓練を繰り返し実施。福島第一・福島第二原子力発電所においても10月から運用を開始
6. 平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化	● 組織及び個人が、原子力安全を向上させるために、継続的に改善を進めることができる技術力を有している	● 福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所は、9月に平常時の原子力安全に関する俯瞰機能を強化した新組織体制へ移行。また、基礎技能の強化や直営作業を通じた訓練を実施し、事故時の対応力を養成中

※ Incident Command System: 米国における非常事態対応のために標準化された組織体制の考え方

福島原子力事故の総括および 原子力安全改革プラン

平成25年3月29日

東京電力株式会社



東京電力

全体の構成

1

1. 全体概要
2. 福島原子力事故等の振り返り
 - 2-1 過酷事故の想定と対策
 - 2-2 津波の高さの想定と対策
 - 2-3 事故対応から学ぶべきこと
 - 2-4 これまでの組織上の課題と取り組み
 - 2-5 事故の備えが不足した負の連鎖
3. 原子力安全改革プラン
 - 【設備面・運用面の安全対策】
 - 3-1 福島原子力事故対応で問題となった点
 - 3-2 安全設計の基本的な考え方
 - 3-3 各発電所で進めている具体的対策
4. 原子力安全改革プラン
 - 【マネジメント面の安全対策】
 - 4-1 経営層からの改革
 - 4-2 経営層への監視・支援強化
 - 4-3 深層防護提案力の強化
 - 4-4 リスクコミュニケーション活動の充実
 - 4-5 発電所および本店の緊急時組織の改編
 - 4-6 平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化
 - 4-7 各種報告書からの提言等と原子力安全改革プランの整合性
5. 原子力安全改革プランの実施
6. 私たちの決意
7. 添付資料

【要点】

- ・設計段階から外的事象を起因とする共通原因故障への配慮が足りず、全電源喪失という過酷な状況を招き、安全設備のほとんど全てが機能喪失したこと
- ・海外の安全性強化策や運転経験の情報を収集・分析して活用したり新たな技術的な知見を踏まえたりする等の継続的なリスク低減の努力が足りず、過酷事故への備えが設備面でも人的な面でも不十分であったこと

（参考：根本原因分析－2012年12月14日中間報告）

- 過酷事故対策の不備
全電源喪失等により過酷事故が発生する可能性は十分小さく、更に安全性を高める必要性は低いと考え、過酷事故対策の強化が停滞した。
- 津波対策の不備
知見が十分とは言えない津波に対し、想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、深層防護の備えを行わなかった。
- 事故対応の準備不足
過酷事故や複数号機の同時被災が起こると考えておらず、現場の事故対応の備えが不十分であった。

福島原子力事故の総括（その2）

原子力発電という特別なリスクを有する設備運転の責任を有する事業者は、一般産業をはるかに上回る高い安全意識を基礎として、世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、確固たる技術力を身に付け、日々リスクの低減の努力を継続しなければならない立場にあります。

したがって、巨大な津波を予想することが困難であったという理由で、今回の事故の原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故を防げなかったという結果を、真摯に受け入れることが必要と考えます。

＜参考：報告書＞1. 全体概要 P9

当時の当社組織内の問題（その1）

4

津波に限らず、様々な起因事象による過酷事故を防ぐためには、事故に対する事前の備えが不足した当社組織内に内在する問題を明らかにし、それらを解決する必要がある。

事故の根本原因分析から、事故の背後要因として「安全意識」、「技術力」、「対話力」の不足という問題があり、原子力部門には「安全は既に確立されたもの」と思い込み、稼働率などを重要な経営課題と認識した結果、事故の備えが不足した」ことがあったと判断した。そして、これを助長する構造的な問題として「負の連鎖」が原子力部門に定着していた。

当時の当社組織内の問題（その2）

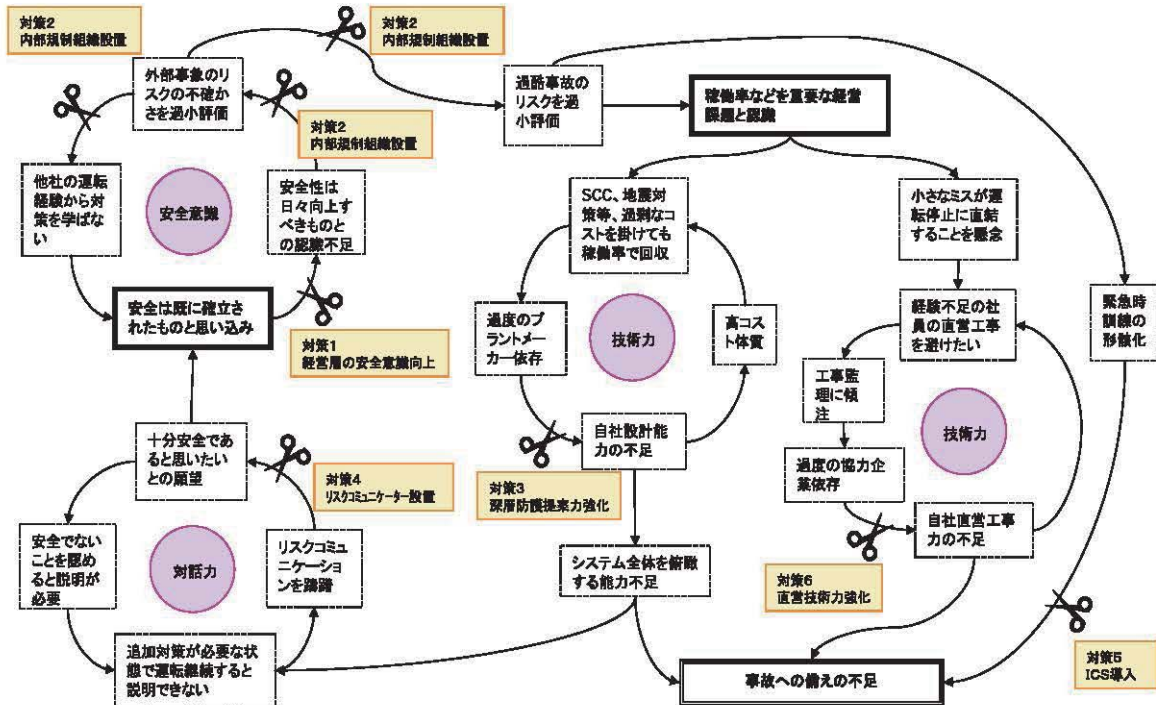
5

福島原子力事故は、原子力部門の負の連鎖の問題のみによって引き起こされたわけではない。
原子力発電という特別なリスクを扱う企業として、当時の経営層全体のリスク管理に甘さがあったと考えられる。

今後は経営層全体で、原子力部門から独立した第三者の専門的知見などを効果的に活用し、原子力部門による原子力安全リスク（原子力災害等）の管理状況の監視・監督機能を改善・強化していく。

<参考: 報告書> 2. 5 事故の備えが不足した負の連鎖 P50

安全は既に確立されたものと思いきみ、稼働率などを重要な経営課題と認識した結果、事故への備えが不足した。



対策1. 経営層からの改革

【要点】

- ・経営層は、原子力の特別なリスクを強く認識し、原子力の運転事業者が安全に対して責任を負うことを自覚し、組織全体の安全意識を高めるためにリーダーシップを発揮しなければならない。
- ・原子力リーダー(担当役員、発電所長、本店部長)は、適切な行動を体現し、評価され、その能力の向上を図っていかなければならない。
- ・経営層は、自ら率先して安全文化を組織全体に浸透させる必要がある。

【対策】

- ・原子力に必要な安全に関する知識を高めるとともに、自ら原子力安全改革を実践し組織に安全文化を浸透させる。
- ・原子力リーダーに対し、四半期に1回、360度評価(上司、同僚、部下からの評価、協力企業や立地地域の方々からのご意見)を実施し、本人にフィードバックする。

【経営層(執行役 全員)】

- ・他社経営改革の失敗・成功例に学ぶ
- ・原子力の安全設計の基本原則、安全文化
- ・福島原子力事故の原因と対策 等

【原子力リーダー(担当役員、発電所長、本店部長)】

- 左記に加え、
- ・運転訓練センター上級コース等のプラント運転知識リフレッシュ
- ・最新知見の習得、ウォークダウン 等

<参考: 報告書>4.1 経営層からの改革

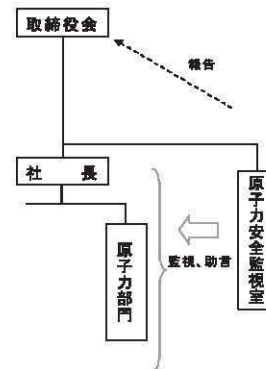
【要点】

- ・原子力事業者の取締役会は原子力安全の監視義務を負っている。そのために必要な支援組織を設置し、取締役会へ必要な情報を報告させる。

【対策】

- ・取締役の意思決定を補佐するために「原子力安全監視室」を設置する。
- ・原子力安全監視室はその責任者を社外から招聘し、原子力安全に関する活動を執行側と独立した立場から評価し、執行側に対して監視・助言を行うとともに取締役会に報告する。
- ・あわせて、ミドルマネジメントの役割、原子炉主任技術者の役割の向上を図る。

<参考:報告書>4.2 経営層への監視・支援強化



対策3. 深層防護提案力の強化

【要点】

残余のリスクを社会的に許容可能なレベルまで低減していくために、継続的に安全性向上対策の強化を積み重ねていくことが必要である。このため、深層防護に則った費用対効果の高い安全性向上対策の強化を迅速に提案するための技術力を育成する仕組みを構築する。また、技術力向上に伴う業務環境の整理を行う。

【対策】

- ・深層防護を重ねる観点から、業務プロセスの見直しを図る。
 - －組織横断の提案を促進し、安全対策の立案・実行が日常の業務として定着させ、優れた改善提案を実現するという成功体験を重ねる(安全性向上コンペ)
 - －深層防護の観点から国内外の運転経験情報の教訓を抽出
 - －稀頻度重大影響となる外的事象に対するハザード分析
 - －原子力安全に関する活動のレビューを高い頻度で実施(セーフティレビュー活動)
- ・上記プロセス改善を効果的に進めるため、業務環境の整備を図る。
 - －原子力安全に関する業績評価の向上
 - －エビデンス偏重な業務の見直し
 - －組織横断的な課題解決力の向上
 - －部門交流人事の見直し

<参考:報告書>4.3 深層防護提案力の強化

対策4. リスクコミュニケーション活動の充実 ① リスクコミュニケーターを設置

10

【要点】

- ・リスクを表明すると規制当局や立地地域から過剰な対策を求められ、原子炉停止を余儀なくされるという思いこみによる「思考停止」から脱却することが必要。
- ・過酷事故を起こした事業者としてリスクを公表し、対策を広く社会に伝える義務がある。

以上の課題をふまえ、経営層や原子力リーダーに近い立場でリスクコミュニケーションを実施する専門職「リスクコミュニケーター」を設置する。

【対策】

- ・リスクコミュニケーターは、経営層・原子力リーダーに対し、社会目線に基づき、リスク認識や、公表に伴う対策の立案やその限界についての説明方針策定を提言するとともに、方針に従いリスクコミュニケーションを行う。
- ・リスクコミュニケーターは、日常の対話活動の実践や、外部の専門家等の指導・助言を仰ぎながら、立地地域や社会のみなさまと良い対話を行うためのスキルを養成する。

<参考:報告書>4.4 リスクコミュニケーション活動の充実

対策4. リスクコミュニケーション活動の充実 ② SC(ソーシャル・コミュニケーション)室の設置

11

【要点】

当社を取り巻く現状を正しく理解できず、立地地域や社会の皆さまの心情への感度が鈍く、社会の皆さまのご不安を招いている(福島第一原子力発電所停電事故の対応など)。国会事故調への対応に関する第三者検証委員会からも、当社のコミュニケーション上の問題について厳しいご指摘をいただいている。

こうした現実を踏まえ、社会に対して適切にコミュニケーションしていくためには、原子力部門を中心に体質的な問題に踏み込んで改善を図ることが、喫緊の課題である。

これまでの改善活動が体質の根深い部分まで踏み込むことができなかったことを反省し、今回は社外者を招聘し、当社の考え方や判断と社会との尺度のズレを是正し、同時にリスク拡大防止の体制を整える。

【対策】

・社外から「SC室長」を招聘し、社長直属の組織(SC室)を設置し、以下を実施する。

<社内への啓発活動>

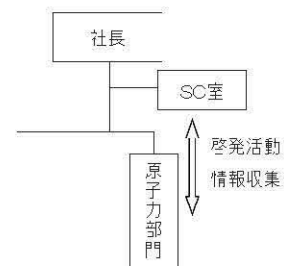
・原子力リスクコミュニケーターを活用し、業務内容に踏みこんでリスク情報収集しておくとともに、社会の皆さまのお立場への感度の重要性について啓発活動を行う。

<活動状況に関する情報収集、改善指示>

・収集したリスク情報を分析、社会の尺度に照らして顕在/潜在リスクそれぞれに、必要な対応策を指示。

<改善指示事例の社内での共有>

・指示の内容は、社内に広く共有し、会社全体の体質改善とリスク管理を図る



- 国会事故調への虚偽説明に関して、当社は第三者検証委員会から、以下の3つの改善要望について指摘されている。

- ・対外的な折衝に当たる従業員教育を充実させること
- ・社員間の協力体制、支援体制が組織化されていること
- ・東電としての姿勢を対外的に示さなければならない事案については、上層部の指示が全社員に浸透し、社員が早い段階から上層部に相談することができる組織構築が確立されること

先で述べた対策1の「経営層からの改革」、対策4①の「リスクコミュニケーター^①の設置」に加え、「SC室設置」の対策を実施することにより、社内の啓発活動を通して体質改善に努め、ご指摘の課題についての解決となると考える。

※1国会事故調への東京電力株式会社の対応に関する第三者検証委員会「検証結果報告書(2013年3月13日) p27.p28」

<参考> SC室と原子力リスクコミュニケーターの役割

- SC室は、原子力部門全体の対外対応上のリスクマネジメントの要として、原子力リスクコミュニケーター(以下RC)を活用。

【RC→SC室へのインプット】

○ 原子力リスクについてのアンテナ機能の発揮

- ✓ 原子力部門の情報や日常の社外対応から、経営に重大な影響を及ぼすと思われるリスクについて、経営で管理すべきリスクとして提言
- ✓ RCは、原子力部門の抱えるリスク、対外対応上の懸念事項について、日々案件管理(時限管理)を行い、適時、情報共有

【RCのアウトプット(リスクコミュニケーション実施)】

○ 原子力リスクに関する対外コミュニケーション活動の実施

- ✓ SC室による重要案件の公表方針の提示を受け、トーキングポイントを作成し、各現場で自らリスクコミュニケーションを実施
- ✓ 日常の原子力コミュニケーション業務を通じて社会目線を身につけるとともに、原子力部門に対して、自らも啓発活動の一端を担っていく。

対策5. 発電所および本店の緊急時組織の改編

14

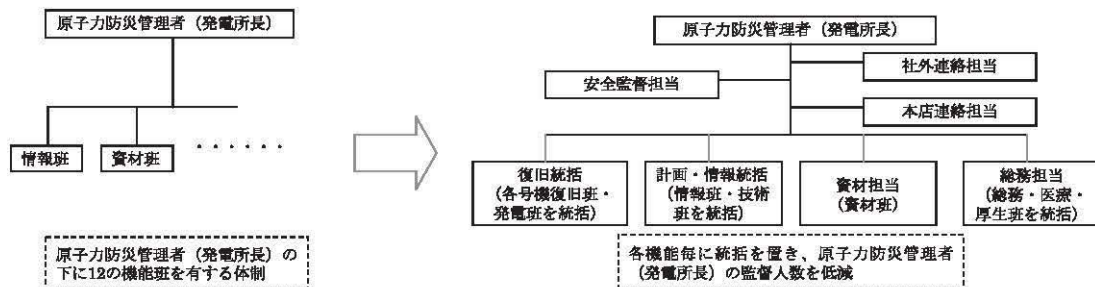
【要点】

・震災後、「指揮命令系統が不明確」、「情報共有が不十分」等、現場対応が混乱した。

【対策】

米国緊急時組織で標準的に採用され、以下の特徴を有するICS (Incident Command System) に倣い、発電所および本店の原子力防災緊急時組織を改編する。

- ・一人の監督者の管理する人数を、最大7名以下に制限
- ・指揮命令系統の明確化（直属の上司の命令にのみ従う）
- ・役割分担の明確化（決定権を現場指揮官に与えること）
- ・災害規模に応じて縮小、拡張可能な柔軟な組織構造
- ・全組織で情報共有を効率的に行うための様式やツールの準備と活用
- ・技量や要件の明確化と教育訓練の徹底



<参考: 報告書> 4.5 発電所および本店緊急時組織の改編

対策6. 平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化

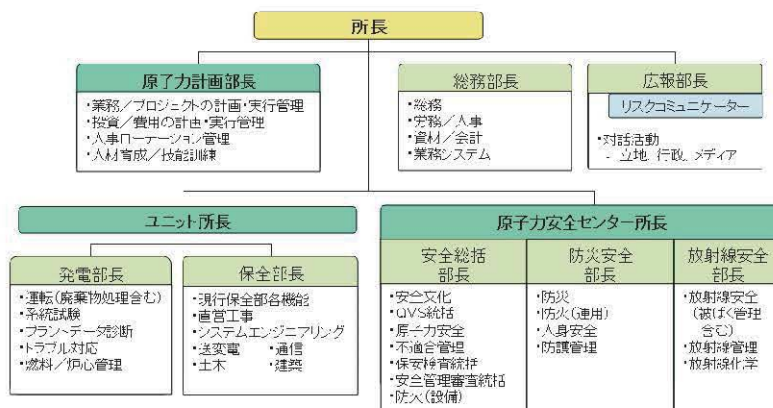
15

【要点】

原子力安全に関する俯瞰機能の強化等を目的として、平常時の発電所組織を見直す。また、事故発生後の初期対応を当社社員が実施できるよう運転員の強化や保全部内に直営工事を行う組織を編成し、想定外の状況に対応するための応用力を養成する。

【対策】

○平常時の組織見直し



○直営技術力強化

- ・発電員: 復旧部隊が受け持っている電源車接続等を訓練すると共に日常の保守作業や設備診断業務(データ採取、簡易診断等)を行う。
- ・保全員: 原子炉注水等に必要となる仮設機器設置や機器取替ができるよう直営作業を通じ応用力を養成する。

<参考: 報告書> 4.6 平常時の発電所組織の見直しと直営技術力強化

原子力安全改革プラン (設備面・運用面の安全対策)

詳細は「報告書 添付資料3-4」および
2012年12月14日の中間報告参照



東京電力

発電所の安全性向上対策

当社の原子力改革監視委員会の監視・監督による安全性向上対策の強化のほか、国会、政府、民間の事故調査報告書や米国原子力発電協会報告書で提言されている安全性向上対策の強化についても、順次実施していきます。

福島原子力事故の経過の分析結果や現場の事故対応の体験を踏まえ、当社自身も安全設計の考え方を見直すべきと考え、

- ・ 深層防護の各層に対して、従来の多重性による信頼性確保から多様性や位置的分散を重視
- ・ 深層防護の充実の観点から、恒久設備・可搬設備の優位性を考慮

の2点を柱にして、システム全体としてバランスの取れた有効性の高い安全設計を追求し、設備面および運用面における種々の安全性向上対策の強化を迅速に実施することとします。

津波対策

教訓: 想定を超える津波に対する防護が脆弱であり、全電源喪失に至った。

対策: 津波による浸水を防ぎ、電源及び他の重要機器を守る対策を実施

防潮堤: 敷地内への浸水を防止

防潮壁: 建屋内への浸水を防止

水密扉: 重要機器室への浸水を防止(約60箇所)

重要機器室の排水設備: 重要機器への浸水影響防止

重要機器室 非常用ディーゼル発電機、電源盤等

ケーブルトレイ貫通部の止水処理施工例

配管貫通部の止水処理施工例

止水処理: 重要機器室への浸水防止(約300箇所)

東京電力 2013年3月29日 第3回原子力改革監視委員会 参考資料 2

全電源喪失事故対策

教訓: 全ての電源を喪失した場合の代替手段(高所電源, 高圧注水, 減圧, 低圧注水, 除熱, 燃料プールへの注水, 水源)が十分に準備されておらず, その場で考えながら対応せざるを得なかった。

高圧注水手段の強化

減圧手段の強化

低圧注水、燃料プール冷却手段の強化

様々な電源供給手段の強化

予備ポンペの配備

消防車配備(通常時高台待機)

ガスタービン発電機車配備

代替高圧注水設備設置

除熱手段の確保

蓄電池増強(避難高所設置)

充電

電源車配備

緊急用高圧配電盤設置

重要機器室 非常用高圧電源盤

代替熱交換器車配備(通常時高台待機)

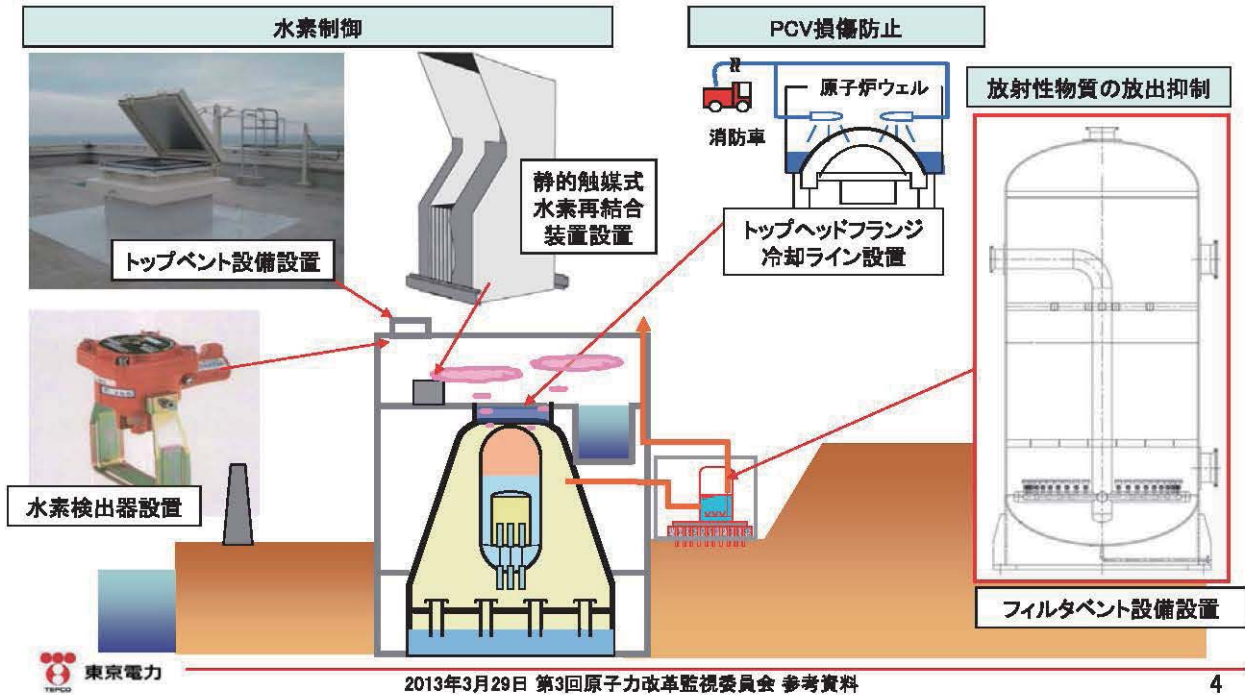
水源確保

淡水貯水池設置

東京電力 2013年3月29日 第3回原子力改革監視委員会 参考資料 3

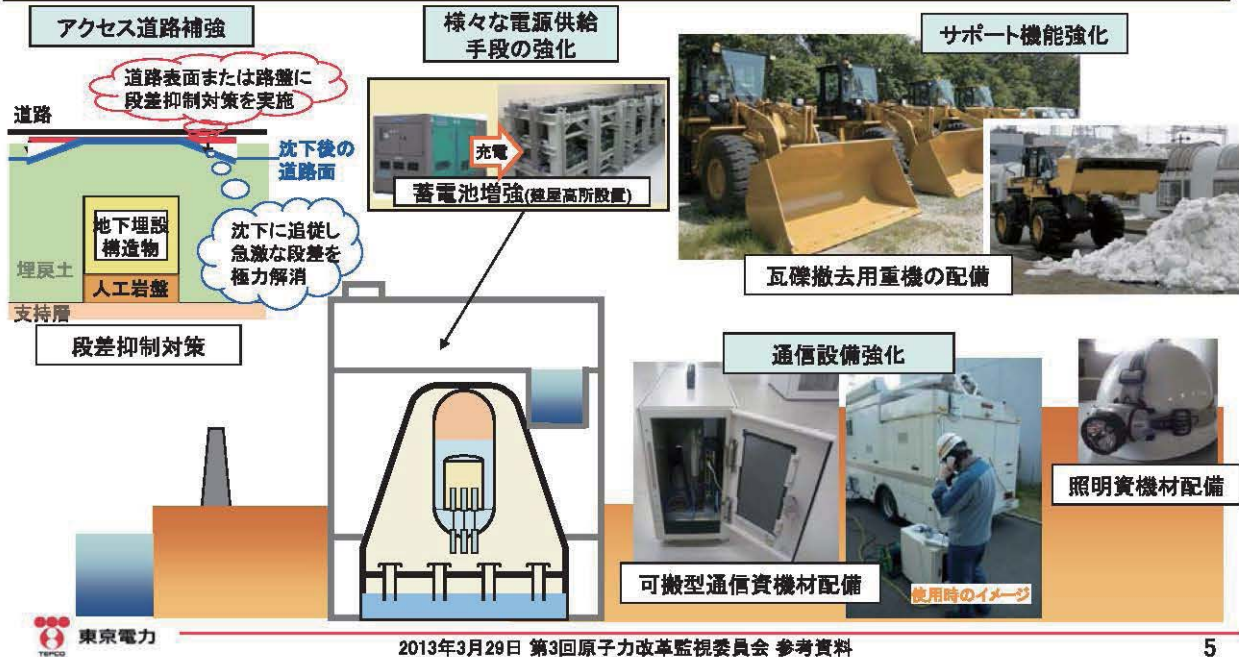
炉心損傷後の影響緩和対策

教訓: 炉心損傷後の影響緩和の手段(格納容器損傷防止、水素制御、熔融炉心落下対策、環境への放射性物質の大量放出防止等)が整備されていなかった。



運用面の対策

教訓: 照明や通信手段に限られたほか、監視・計測手段を喪失しプラント状況が把握できなくなった。大きな余震に伴う津波の恐れ、瓦礫等の散乱による現場のアクセス性・作業性低下等、著しい作業環境の悪化が事故の対応を困難にしていた。



「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(ポイント)

平成25年6月27日
東京電力福島第一原子力発電所
廃炉対策推進会議

1. はじめに

2013年2月8日、原子力災害対策本部において、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議が設置され、廃炉を加速していくために、政府、東京電力に加えて、関係機関の長の参加を得て、現場の作業と研究開発の進捗管理を一体的に進めていくこととされた。これを受け、同年3月7日に、第1回会合が開催され、燃料デブリ取り出しのスケジュール前倒しなどの検討を進め、6月中を目途に、中長期ロードマップの改訂版を取りまとめるよう、同会議の議長である茂木経済産業大臣から指示がなされた。

6月10日に公表した「検討のたたき台」に対する福島県、地元自治体、有識者からの御意見を踏まえながら、今般、中長期ロードマップの改訂版をとりまとめ、廃炉対策推進会議として決定を行うもの。

改訂に際しての主要なポイント

1. 号機毎の状況を踏まえたスケジュールの検討

- ・ 初号機の燃料デブリ取り出し開始を10年後と設定した現行目標とは異なり、号機毎の状況を踏まえたスケジュールを検討
- ・ 燃料取り出し・デブリ燃料取り出しにつき、現場状況に応じて柔軟に対応できるように複数のプランを準備
- ・ 初号機の燃料デブリ取り出し開始目標の前倒しを検討し(最速ケースで、2021年12月から約1年半前倒し)、これを踏まえて研究開発計画を見直し

2. 地元をはじめとした国民各層とのコミュニケーションの強化

- ・ 地元関係者への情報提供・コミュニケーションの強化を図る観点から、福島県、周辺自治体、地元関係機関、地域振興やコミュニケーション分野の有識者の参加を得た「廃炉対策推進会議福島評議会(仮称)」を設置し、一層緊密な情報提供を行った上で、廃炉の進め方や情報提供・広報活動の在り方について御意見を伺う
- ・ 廃炉に向けた作業に関して、福島県内にて企業とのマッチングの場の開催や、機器・用品供給等を長期的に担う地元企業の育成、新規の企業設立等による地域経済の活性化

3. 国際的な叡智を結集する体制の本格整備

- ・ 研究開発運営組織に助言する国際顧問の登用、国際連携部門の設置や海外各分野の専門家からなる国際廃炉エキスパートグループの設置
- ・ 国外の研究機関・企業の廃炉作業への参画を促進するための環境整備
- ・ 多国間・二国間協力の枠組みを通じて、国際社会との協力を強化

中長期の取組の実施に向けた基本原則

- 【原則1】 地域の皆様と作業員の安全確保を大前提に、廃止措置等に向けた中長期の取組を計画的に実現していく。
- 【原則2】 中長期の取組を実施していくに当たっては、透明性を確保し、地域及び国民の皆様の御理解をいただきながら進めていく。
- 【原則3】 今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、本ロードマップは継続的に見直していく。
- 【原則4】 本ロードマップに示す目標達成に向け、東京電力と政府は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。政府は、前面に立ち、安全かつ着実に廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていく。

中長期の取組の実施に係る安全確保の考え方

➤ 特定原子力施設としての安全確保(基本的な考え方)

福島第一原子力発電所の1～4号機については、特定原子力施設制度の下、設備の状況に応じて、施設全体のリスク低減及び最適化を図り敷地内外の安全を図ることを目標とし、具体的な対応策を定めるとともに、現場の状況を踏まえ、現場における作業に支障がないように迅速かつ柔軟に見直し等を行う。

➤ 安全確保に向けた具体的な取組

(1) 設備安全 ～設備の信頼性向上に向けた継続的取組～

- ・ 「信頼性向上対策に係る実施計画」(2012年5月策定)に基づく取組の継続
- ・ 「福島第一信頼度向上緊急対策本部」(2013年4月設置)体制の下、信頼度向上対策の迅速な検討及び実施
(例)復水貯蔵タンクを水源とした注水への変更、滞留水移送ラインのポリエチレン化、水処理設備の保全方針検討・策定、重要負荷の給電変更等

(2) 作業安全 ～作業員の安全管理、放射線管理～

作業員の一般作業安全確保に加え、防護装備の適正化による作業負荷軽減、除染等による線量低減などにより、作業員の被ばく線量を極力低減する。

(3) 周辺環境への影響低減 ～敷地境界の放射線量低減・管理～

原子炉の安定的な冷却により、原子炉建屋からの放射性物質の放出は抑えられている。発電所全体から新たに放出される放射性物質による敷地境界線量の低減(目標<1mSv/年)に向け、ガレキや水処理に伴い発生する二次廃棄物、汚染水等の適切な管理を行う。

➤ 新たな基準の整備と規制上の対応に向けた準備

廃止措置に向けた工程を進める上で、判断要件や基準に照らした規制上の対応が迅速に行われるよう、最速のスケジュールを踏まえ、規制に対応する考え方やそれを裏付けるデータを、可能な限り早い時期に提示していく。

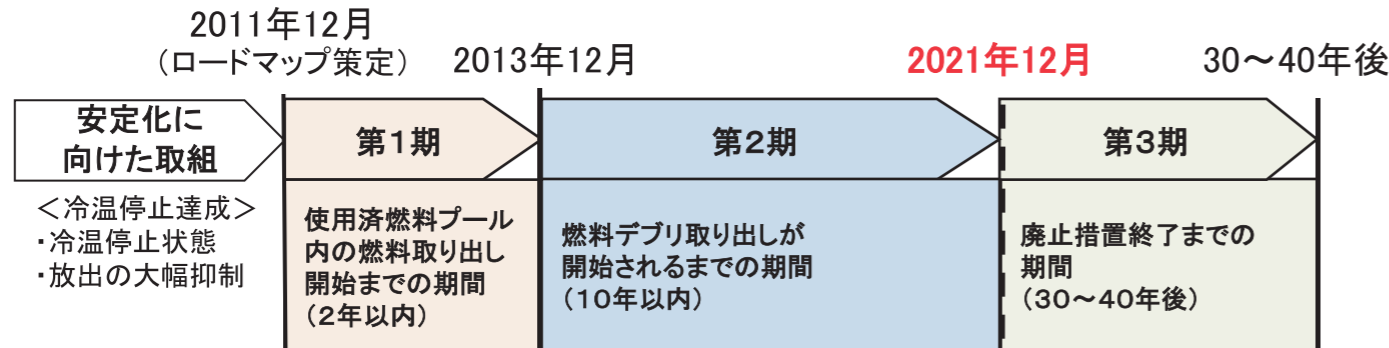
2. 号機別の燃料取り出し、燃料デブリ取り出しの具体的計画

号機別のスケジュール

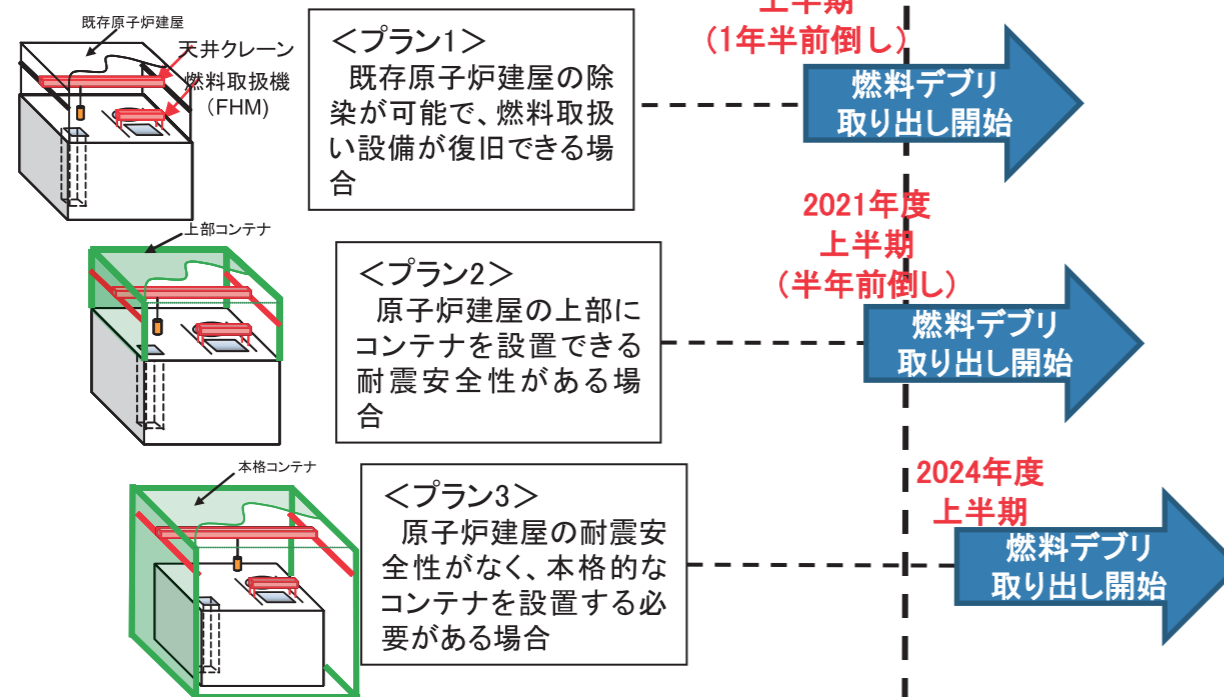
- リスク低減のために、可能な限り早期に、①使用済燃料プールからの燃料取り出しと、②燃料デブリ取り出しを行う。その際、号機の状態に応じて、作業工程を積み上げ、複数のプランを検討。

	燃料取り出し	燃料デブリ取り出し
現行目標	2013年12月(初号機)	2021年12月(初号機)
1号機 (最速プラン=プラン2)	2017年度下半期	2020年度上半期 (1年半前倒し)
2号機 (最速プラン=プラン1)	2017年度下半期	2020年度上半期 (1年半前倒し)
3号機 (最速プラン=プラン1)	2015年度上半期*	2021年度下半期
4号機	2013年11月 (1ヶ月前倒し)	-

現行ロードマップ上の目標



改訂ロードマップ上のプラン(2号機の場合)

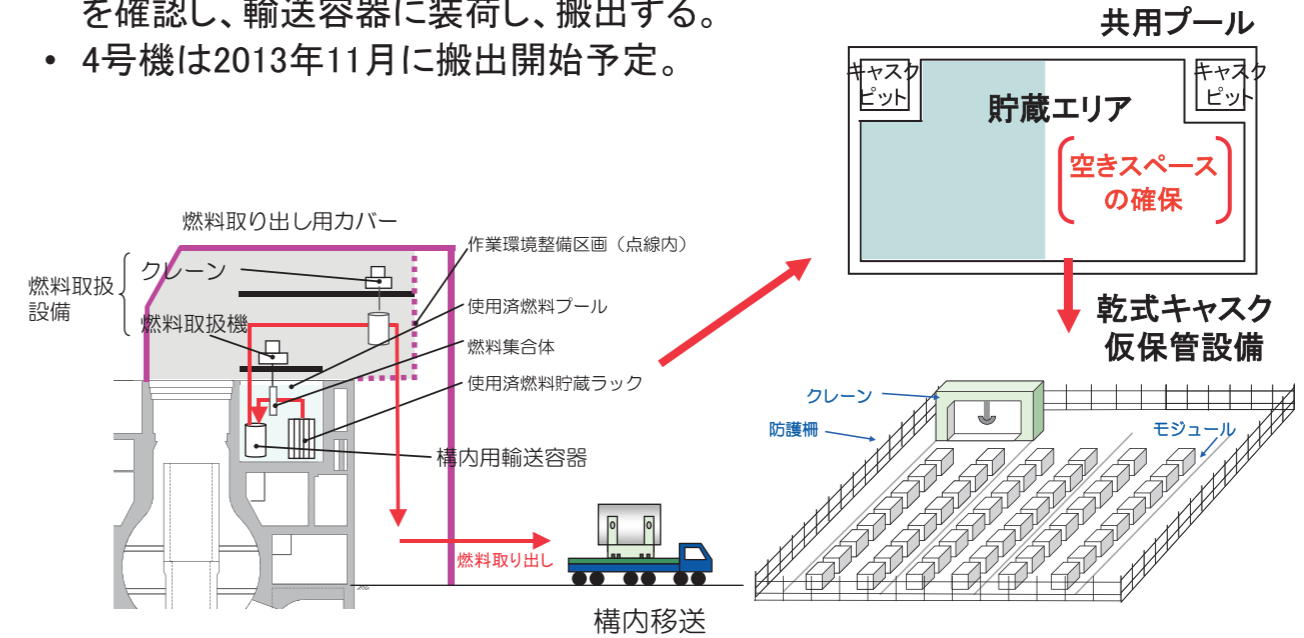


既存原子炉建屋の除染可能性、燃料取扱設備の復旧可能性、既存原子炉建屋の耐震安全性の検討結果を踏まえ、2014年度上半期にプランを絞り込む。

※号機別のスケジュールにおいて、3号機の燃料取り出しを「2015年度上半期」と記載しておりましたが、正しくは「2015年度上半期」です。お詫びして訂正させていただきます。

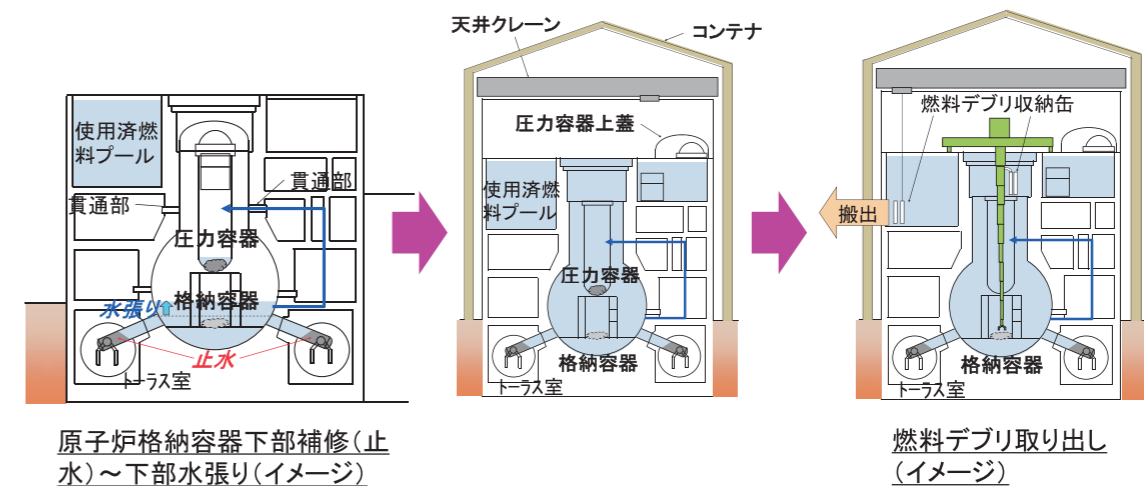
燃料取り出しに係る作業ステップ

- 使用済燃料プール内の燃料取り出しについては、まず、①原子炉建屋上部のガレキを撤去し(4号機は完了、3号機は実施中。)、②原子炉建屋を覆うカバー(又はコンテナ)を設定し、プール燃料取り出しに必要な設備を設定する(4号機は建設中。)
- 併行して、③使用済燃料プールから取り出した燃料を共用プールに移送するため、共用プール内に貯蔵している燃料を乾式キャスク仮保管設備に搬出し、空きスペースを確保し、④使用済燃料プールから取り出した燃料は、健全性を確認し、輸送容器に装荷し、搬出する。
- 4号機は2013年11月に搬出開始予定。



燃料デブリ取り出しまでの作業ステップ(1号機、2号機及び3号機)

- 燃料デブリ取り出しは、燃料デブリを冠水させた状態で取り出す方法が作業被ばく低減の観点から最も確実な方法。
- 作業ステップを見越して、原子炉格納容器水張りに向けた調査・補修、燃料デブリの調査等に加え、燃料デブリの取り出し・収納・保管に必要な技術開発を進める。



3. 中長期ロードマップの実現に必要な他の具体的計画

原子炉の冷温停止状態の継続監視及び冷却計画

- 冷温停止状態の維持継続
 - 原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の温度監視のバックアップを強化。

汚染水処理計画

- 汚染水処理に当たっては、以下の対策について必要な検討を行い、海への安易な放出は行わない方針。

①増水の原因となる原子炉建屋等への地下水流入に対する抜本的な対策

現行対策が十分に機能しないリスクに備えた重層的対策を講じることが必要。サブドレン復旧等による水位管理に加え、凍土方式による陸側遮水壁を設置することで、地下水の流れを遮断し、建屋内への地下水の流入を抑制する。今後、凍土方式による陸側遮水壁の概念設計等を進めていく中で、技術的な課題の解決状況を検証していく。

②水処理施設の除染能力の向上や安定的稼働

多核種除去設備の本格運転に向け、汚染水処理設備の信頼性向上を推進。

③汚染水管理のためのタンク増設

中長期で必要とされるタンク容量を見直し、増設計画を策定。2016年度中に80万立米に増設する計画の検討を進める。また、柔軟に増設計画を見直し、運用していく。



[陸側遮水壁の配置案]

発電所全体の放射線量低減・汚染拡大防止に向けた計画

- 海洋汚染拡大防止を図るため、海側遮水壁の設置を進め、2014年度中期までに完成。
- 護岸付近の地下水の放射性物質濃度上昇に対応し、汚染経路の調査等、モニタリングを強化するとともに、汚染拡大防止を図るための地盤改良、海側トレンチ内の汚染水の止水・除去などの対策を実施。
- 廃棄物管理及び敷地境界の放射線量低減に向けた取組を継続。

固体廃棄物の保管管理と処理・処分に向けた計画

- 廃棄物発生量低減対策について、「持込抑制>発生量最小化>再使用(リユース)>リサイクル」という優先順位で実施。
 - 処理・処分方法の検討のため、性状把握、分析手法等の研究開発を推進。

原子炉施設の廃止措置計画

- 最終的な形態を念頭においた廃止措置の安全確保の考え方について、広く国内外に置ける情報を収集・整理し、廃止措置シナリオを検討・立案。

4. 作業円滑化のための体制及び環境整備

中長期の取組に向けた要員計画

- 今後3年間の作業に対する必要人員は、これまでと同規模の見通し。
- 中長期的には、これまでの作業と異なる高線量下の作業もあり、ロードマップを改定する度に見直しを実施。

労働環境、労働条件の改善に向けた計画

- 作業安全、健康管理: 休憩所の整備、熱中症予防対策、医療体制確保等
- 放射線管理: 全面マスク着用省略エリアの拡大、入退域管理施設の新設等
- 適切な労働条件確保に向けた取組: 労働条件確保に関する教育、労働条件に関する元請の取組調査等

5. 地域との共生及び国民各層とのコミュニケーション

- 地元関係者への情報提供・コミュニケーションの強化を図る観点から、福島県、周辺自治体、有識者、地元関係機関、地域振興やコミュニケーション分野の有識者の参加を得た「福島評議会(仮称)」を廃炉対策推進会議の下に設置。

6. 研究開発と人材育成

研究開発計画

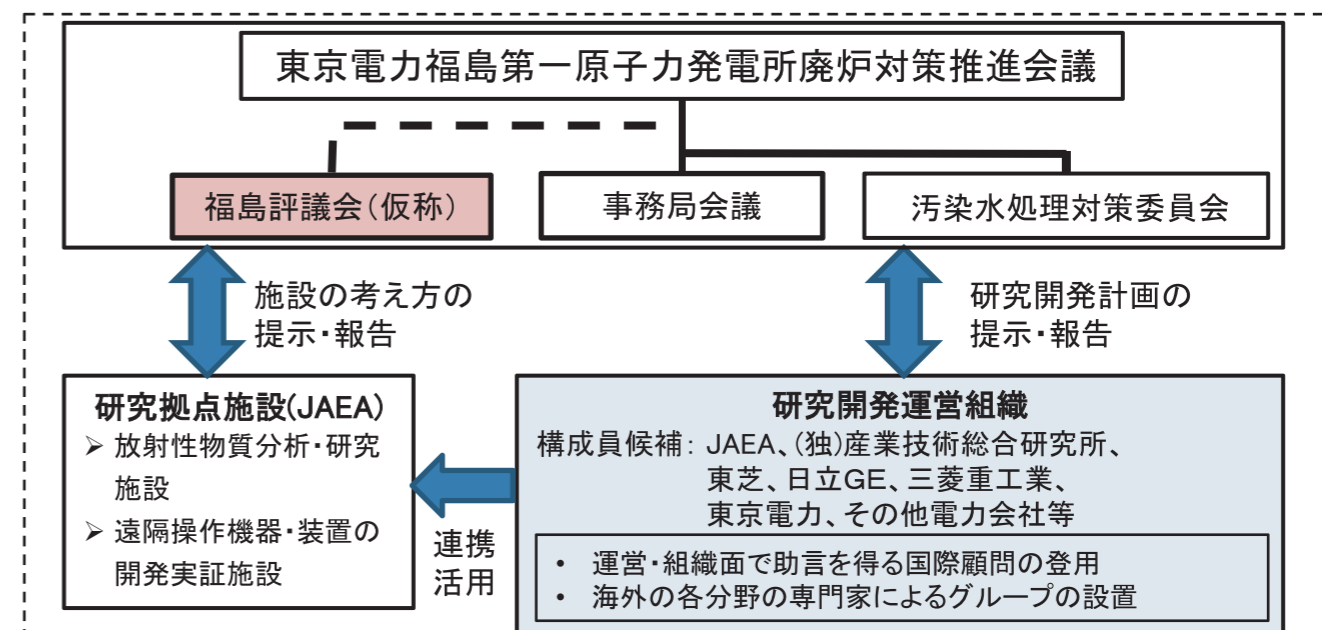
- 「使用済燃料プールからの燃料取り出し」、「燃料デブリ取り出し準備」及び「放射性廃棄物処理・処分」に係る研究開発を計画的に推進。

研究開発の推進体制

- 研究開発を一元的にマネジメントする研究開発運営組織の設立を準備中。国際顧問の登用、国際廃炉エキスパートグループの設置を検討中。

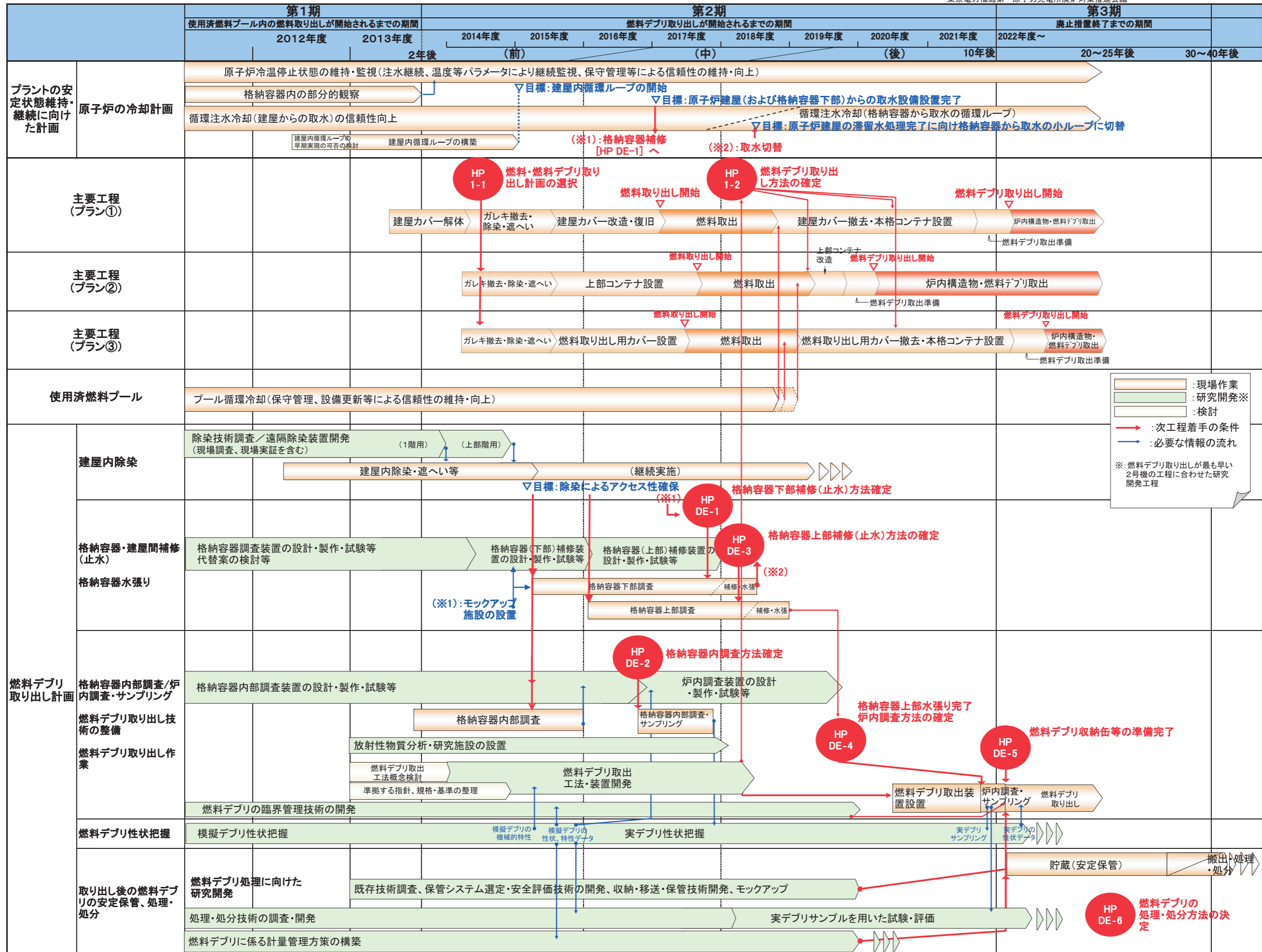
人材育成

- 中長期的視点での人材育成に関する重点分野、中核拠点を選定し、国・JAEA・民間が連携して人材育成を推進。



東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール(1号機)

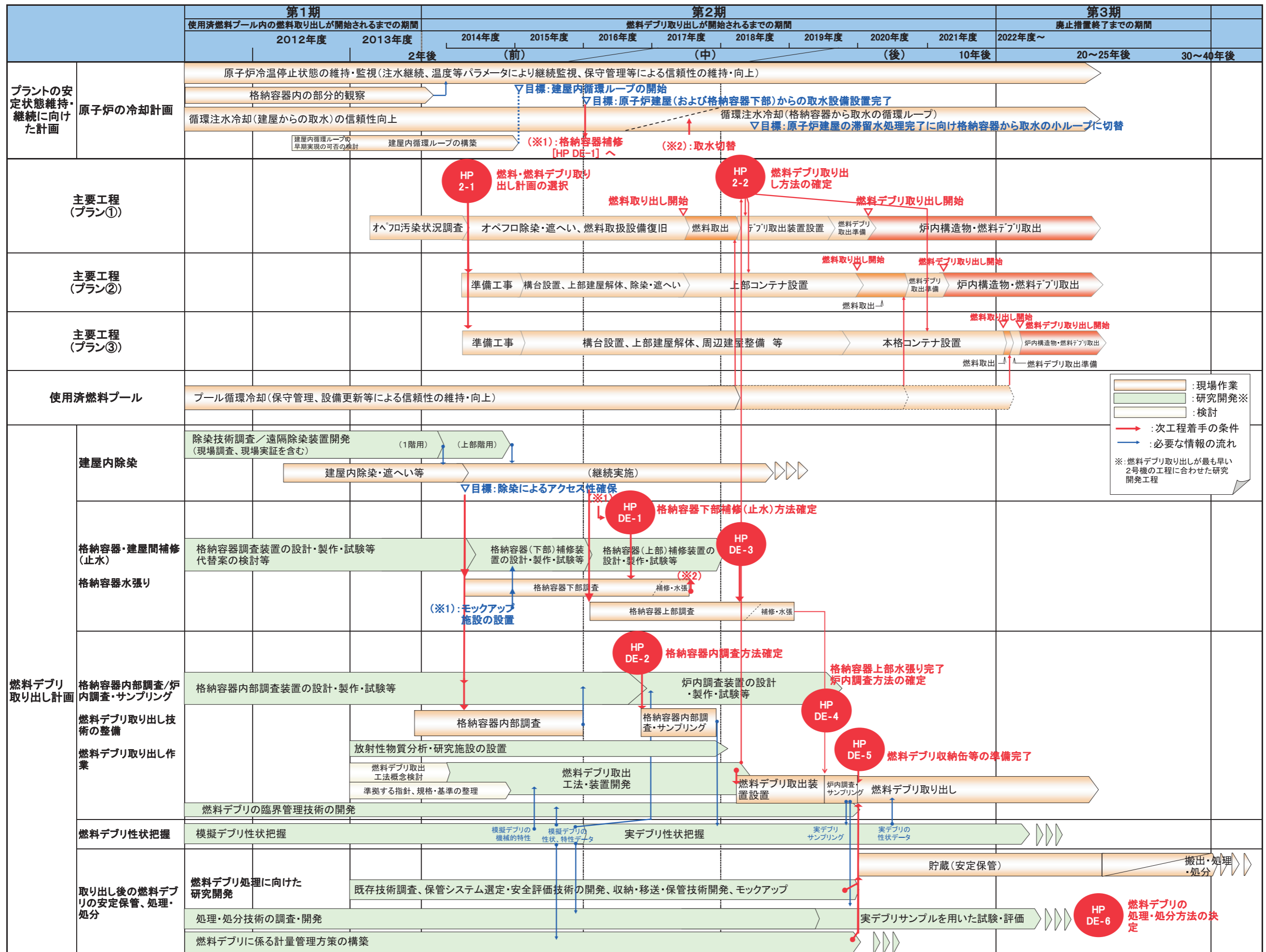
平成25年6月27日
東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議



*本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直ししていく。

(注)HP : 判断ポイント

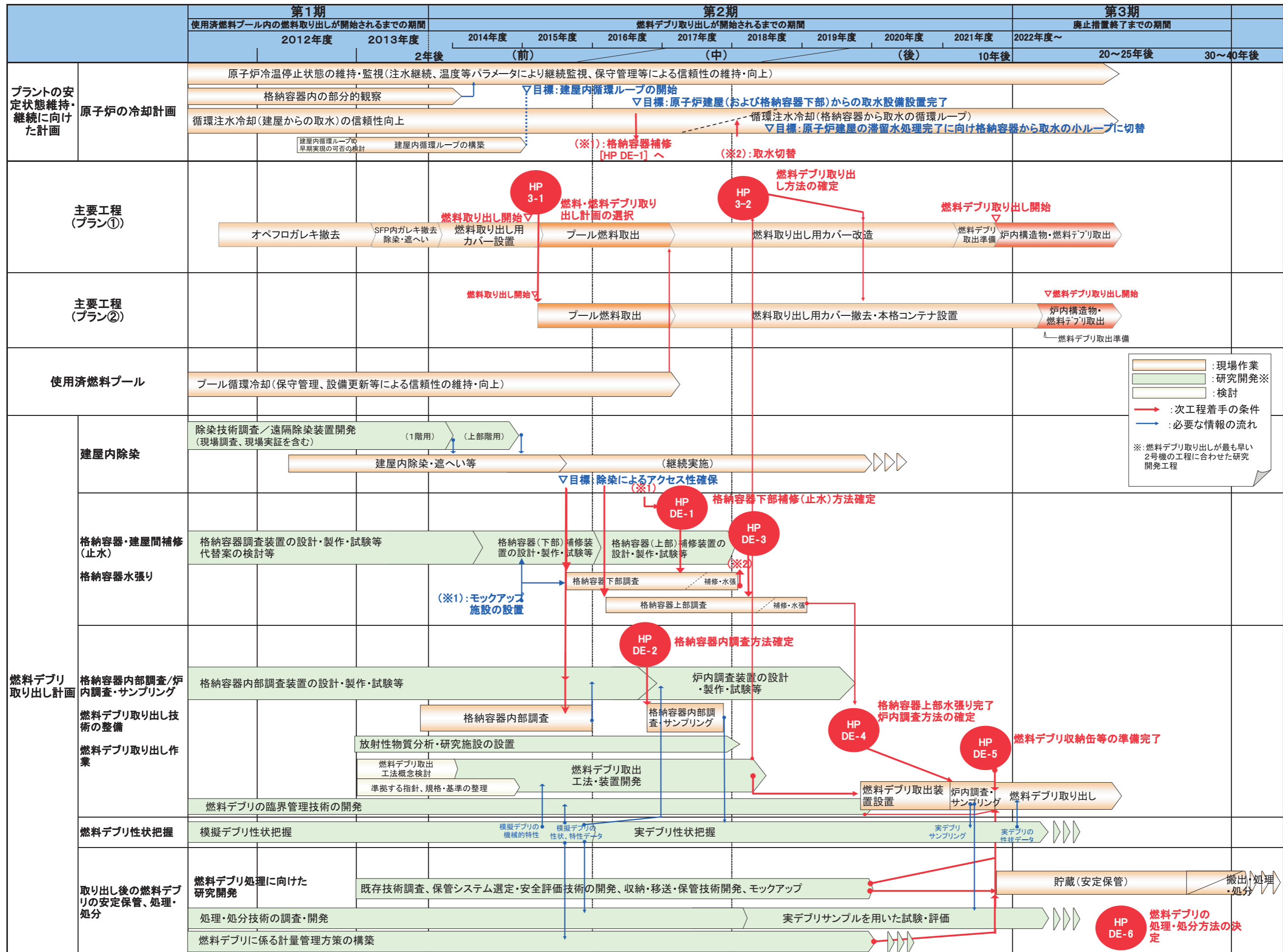
東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール(2号機)



*本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直ししていく。

(注)HP : 判断ポイント

東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール(3号機)



*本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直ししていく。

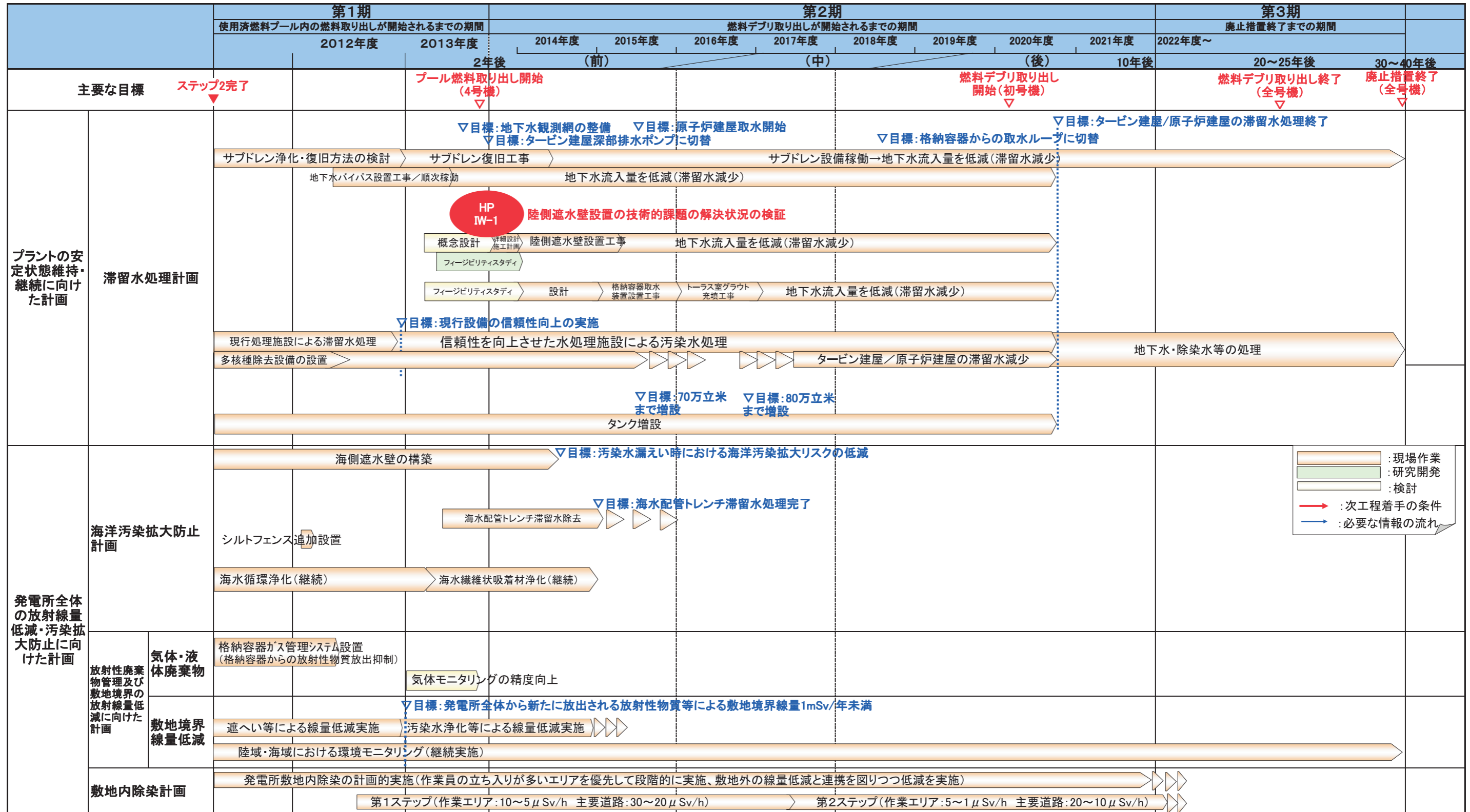
(注)HP : 判断ポイント

東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール(4号機)

		第1期		第2期								第3期			
		使用済燃料プール内の燃料取り出しが開始されるまでの期間		燃料デブリ取り出しが開始されるまでの期間								廃止措置終了までの期間			
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～			
2年後		(前)		(中)				(後)		10年後	20～25年後	30～40年後			
主要な目標		ステップ2完了		▽燃料取り出し開始								燃料デブリ取り出し終了(全号機)		廃止措置終了(全号機)	
使用済燃料プールからの燃料取り出し計画	4号機使用済燃料プール	プール循環冷却(保守管理、設備更新等による信頼性の維持・向上)										:現場作業 :研究開発 :検討 :次工程着手の条件 :必要な情報の流れ			
		【4号機】ガレキ撤去(原子炉建屋上部)		燃料取り出し用カバー・燃取設備の設置		燃料取り出し開始		燃料取り出し		燃料取り出し					

*本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直していく。

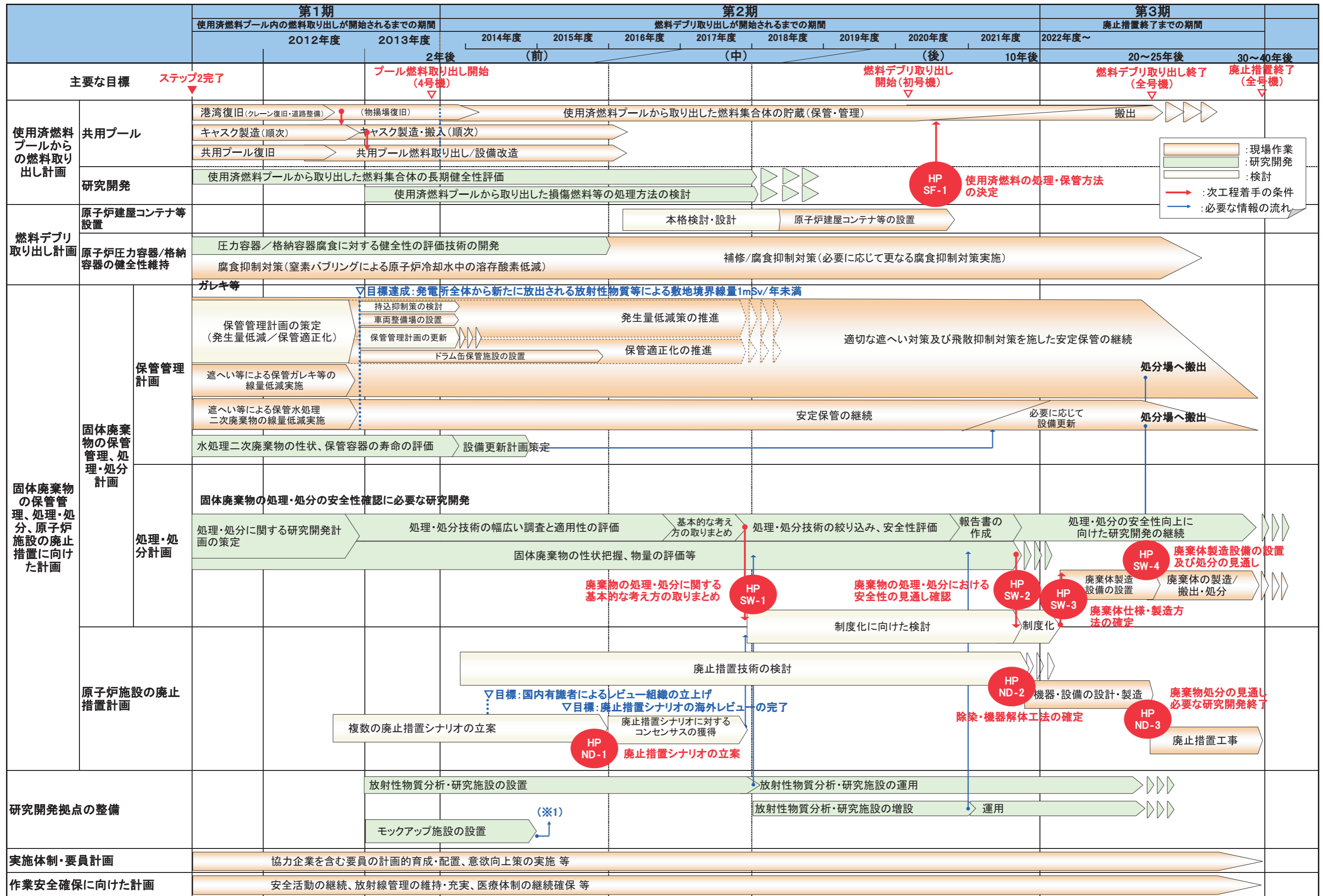
東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール(共通)



*本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直していく。

(注)HP : 判断ポイント

東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの主要スケジュール(共通)



*本ロードマップについては、研究開発及び現場状況を踏まえて、継続的に見直していく。

(注)HP : 判断ポイント

「汚染水・タンク対策本部」の設置について

平成 25 年 8 月 26 日
東京電力株式会社

福島第一原子力発電所における汚染水の発電所港湾への流出やタンクからの汚染水漏えいなど、発電所周辺の地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまに、大変なご迷惑・ご心配をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

当社は、こうした問題を緊急かつ最大の経営課題として重く受け止め、本日、下記の通り、社長直轄の「汚染水・タンク対策本部（以下、対策本部）」を設置いたしました。

1. 対策本部設置の目的

- (1) タンクからの大量の汚染水漏えいにより、タンク管理が不十分であったことが明らかになったことから、緊急かつ抜本的な強化を図る。
- (2) 汚染水の港湾への流出防止や汚染水の抑制対策が後手に廻る状況を解消し、解析・リスク管理の強化と中長期を含めた対策を加速化する。
- (3) 全社的リソースの投入はもとより、国内外の知見、提案、ノウハウを積極的に導入する。

2. 対策本部の概要

- (1) 社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置し、意思決定の迅速化と全社リソースを優先的に集中投入する。

- ・本部長：執行役社長 廣瀬直己
- ・副本部長：執行役副社長 山口博、執行役副社長 相澤善吾、
常務執行役 姉川尚史の3名
- ・事務局長：原子力立地・本部（福島第一対策担当）松本純
- ・事務局長代理：建設部長 梅崎邦男

※相澤副社長は福島第一原子力発電所に常駐して直接指揮を執り、対策本部内に新たに設置する下記(2)、(3)の各プロジェクトチームと密接に連携を取りながら対策を実行する。

- (2) 対策本部の下、福島第一原子力発電所には、「機動力強化チーム」を新設するとともに、「タンク対策・運用」の強化・向上を目的とした4チームを設置する。

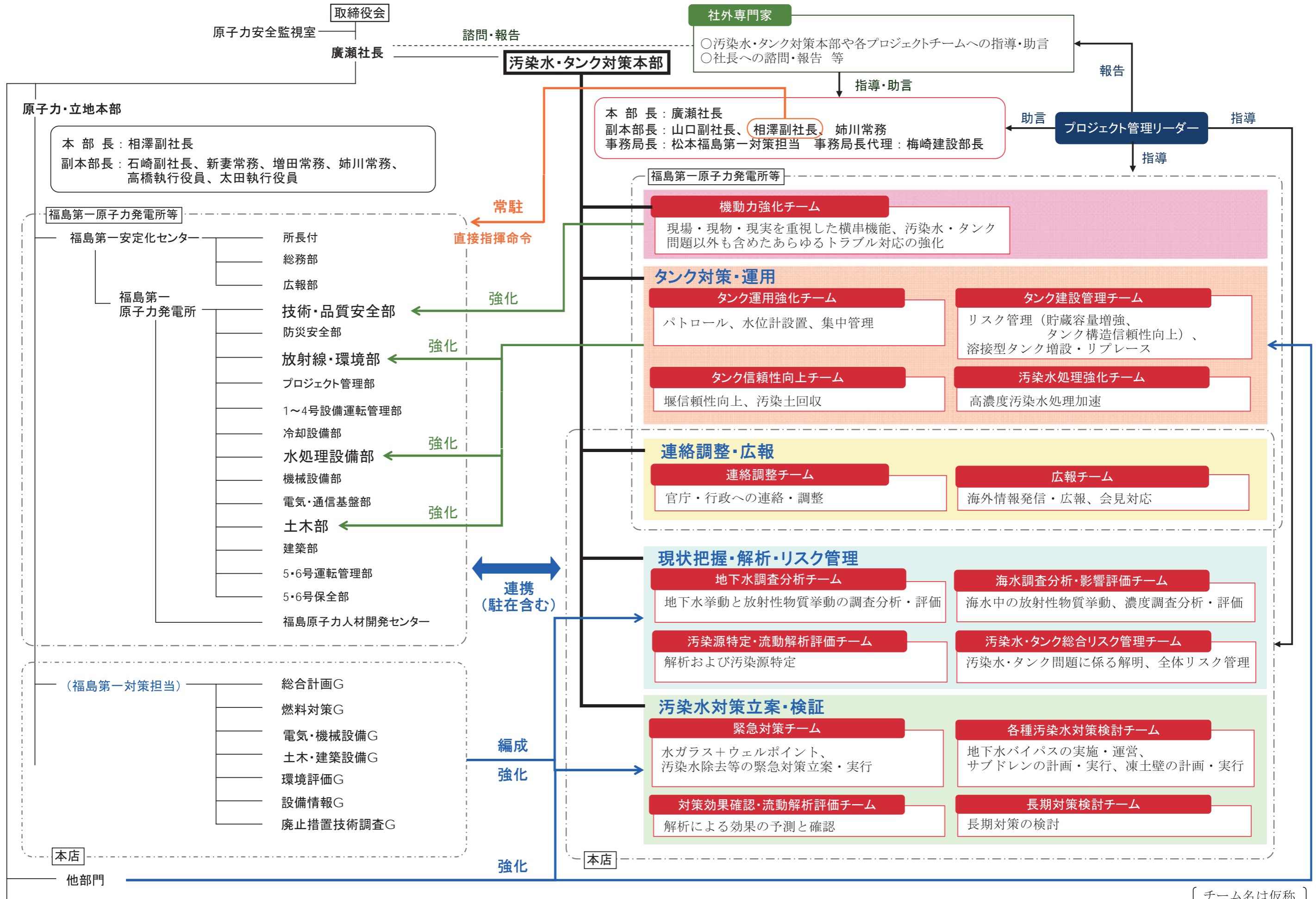
- ①「機動力強化チーム」は、現場・現物・現実を重視した横串機能および汚染水・タンク問題以外も含めたあらゆるトラブル対応の強化を図る。
- ②「タンク対策・運用」4チームは、パトロールや水位計設置などの運用強化、タンク・堰などの信頼性向上、タンクのリスク管理や建設、高濃度汚染水の処理の加速などに取り組む。

- (3) 対策本部の下、本店内には、原子力部門に加え土木・建築・環境・電気・機械など各部門から横断的に人材を集め、汚染水などの「現状把握・解析・リスク管理」を行う4チームと、「汚染水対策立案・検証」を行う4チームを設置する。
- ①「現状把握・解析・リスク管理」4チームは、地下水の調査分析、地下水・海水中の放射性物質の挙動の調査分析・評価、汚染源特定、汚染水全体のリスク管理などを行う。
- ②「汚染水対策立案・検証」4チームは、水ガラスやウェルポイントなど喫緊の対策の立案・実行、地下水バイパス・サブドレン・凍土壁などの計画・実行、対策の効果確認、長期対策の検討などを行う。
- (4) 対策本部の下、「連絡調整・広報」2チームを設置し、官庁・行政等への連絡・調整機能、海外への情報発信とともに、本店と福島第一原子力発電所等との情報共有、連携を強化する。
- (5) 国内外から社外専門家（国内からはゼネコン、プラント会社などからの技術者、国外からは廃炉技術等に精通した専門家）を招聘し、「汚染水・タンク対策本部」や各チームへの指導・助言に加え、社長への諮問・報告を実施する。また、プロジェクトチームを統括する「プロジェクト管理リーダー」に、プロジェクトマネジメントに精通したプラントメーカーなどの社外人材を登用する。

以 上

新体制の概要

<別紙>



[チーム名は仮称]

福島第一原子力発電所の緊急安全対策

- 原子力規制委員会からの指摘事項等も踏まえつつ、福島第一原子力発電所での廃炉作業や汚染水・タンク問題対策の加速化・信頼性向上のために、東京電力として自ら緊急に取り組むべき安全対策を取りまとめ。
- ハード面・ソフト面および現場のモチベーション向上に関する総合的な対策を優先順位をつけて迅速に実施。

1. 現場作業の加速化・信頼性向上に向けた労働環境の抜本改善

- 作業環境・厚生施設等の改善、これらを通じたヒューマンエラーの防止

種別	項目	内容	実施時期
作業安全	サイト内除染 (全面マスク省略エリアの拡大) <参考1-1>	免震重要棟、多核種除去設備(ALPS)、入退域管理施設等を含む敷地中央エリア	(実施済)
		ガレキ保管エリアを含む敷地北側エリア(敷地の2/3以上に拡大)	11/11~
		タンク群を含む敷地南側エリア	H26~27年度
	海側のガレキ撤去<参考1-2>	タービン建屋東側の廃自動車等の撤去開始	(着手済)
	構内照明設備の増強 <参考1-3>	フランジ型タンク群	今年内
		南側タンク群	今年度内
通信環境の改善	敷地内の屋外における通話環境の改善	(実施済)	
	建物内等の通話環境が良くない箇所への対策	(着手済・継続)	
事務棟 休憩所	福島第一新事務棟の設置 <参考1-4>	暫定事務棟(社員約1,000名を収容)	(着手済)~H26.6
		本設事務棟(社員+協力会社を収容)	H27年度末完成
	構内休憩所の追加設置	大型バスを改造した移動式休憩所・コンクリートプレハブ式休憩所	12月~
		大型休憩所(地上8階建、約1,200名を収容)<参考1-5>	(詳細設計中)H26.12~
食生活の改善・充実	福島第一近傍に給食センターを設置し、3,000食規模で食事を供給<参考1-6>	H26年度末完成	
救急医療関係	救急医療用機器等の充実	超音波検査装置・自動心臓マッサージ器、救急車の追加配備	今年度内
作業員の労働 環境	敷地内車両の整備場の設置	構内のみで使用される車両整備場の設置	(着手済)~H26.3
	通勤バスの増便	通勤バスを増便し、通勤時間帯のバス待ち者の滞留を解消	(実施済・継続)
	設計上の労務費割増分の増額	敷地内作業に適用する設計上の労務費割増分の増額(1万円/日→2万円/日)	12月発注分以降
	請負工事発注方式の見直し	労働環境整備に関する施設工事の早期完成および中長期の作業員確保等に配慮した随意契約の適用	11月~
社員の労働環 境	免震重要棟内の整備	仮眠用アイテム整備	11月~
		仮泊者用シャワールの追加設置	今年度内
	新広野单身寮の整備	全居住棟へのトイレ・シャワー室等の設置	(実施済)
		食堂メニューの充実など	11月~
社員の処遇見直し	諸手当の増額など	今年度内開始	

2. 安全・品質確保のためのマネジメント・体制強化

- 現場作業に応じた作業手順書の策定、危険予知(KY)活動の徹底、協力企業とのコミュニケーション強化など安全・品質に関するマネジメントの改善
- 協力企業との関係を含め、現場での指揮命令系統における責任所在の明確化
- 安全・品質管理部門等の組織・要員強化
 - 原子力・立地本部長のもと、本店および発電所の安全・品質管理部門を統括する「安全品質担当」を設置
 - 発電所においては、安全・品質管理部門の要員も強化
 - 労働環境改善に特化した専門スタッフを設置
- 社員の人事ローテーション強化・人材の適正配置

内容	実施時期
原子力部門・事業所ごとに交流目標を設定し、定期異動を中心に実施	来年度
汚染水・タンク問題対策関係組織の整理・強化と管理職の増強	11月～

- 社内外総動員体制による汚染水・タンク対策関係要員の強化(220名増)
(人数は四捨五入)

項目	内容	人数
原子力部門内の再配置	福島第一内の再配置、福島第二・柏崎刈羽等からの配置	70名※
オール東電グループからの配置	火力・工務・土木・配電部門等、グループ会社からの配置	110名
社外からの受入	他電力等 なお、本店に社外プロジェクトマネージャー(プラントメーカーの専門家)を招へい	20名
安全・品質管理部門の組織・要員強化 他	(調整中)	20名

※ 福島第一:20名 福島第二:20名 柏崎刈羽:20名
11/1現在の配置済み要員(200名)の内訳<参考2>
①タンク新設・リプレース等:100名 ②タンクパトロール:60名
③安全・品質管理:20名 ④放射線・環境分析評価:20名

3. 設備の恒久化

- 長期的な廃炉作業を着実に進めるための設備の恒久化

内容		予定時期
新中央監視室の設置(集中管理能力の向上)		H26～H28年度
開閉所・電源盤のリプレース	北側(5/6号機側):電源供給基地新設工事	H27年度開始
	南側(1～4号機側):設備増強	(順次増強中)
構内インフラ整備	道路補修	(順次実施中)
	免震重要棟給水配管更新・浄化槽増設	今年度
	免震重要棟非常用発電機更新	H26年度
	C排水路付け替え	今年度
	旧事務本館片付け・除染後、一部再使用	H26.3開始
廃棄物処理・保管設備	地元と調整しつつ、廃棄物処理・保管設備を設置	(順次実施)
	火災報知器、消火設備等の火災対策	今年内
電線管・配管の信頼性向上		今年内計画策定
電線管・配管の信頼性向上		(順次実施)

4. 雨水対策

- 堰からの溢水防止、堰内への流入抑制等の対策を行い、堰内溜まり水を適切に管理(→汚れた雨水は溢水させない)

対策			実施時期
溢水防止 <参考4-1>	鋼製板による堰の嵩上げ	H4北エリア(高汚染)	(実施済)
		その他全てのエリア	(着手済)～今年内
雨水流入抑制 <参考4-2>	コンクリート等による堰の更なる嵩上げ(信頼性向上)		(詳細設計中)～順次実施
	高線量汚染箇所のタンク上部へ雨樋設置	その他全てのタンクへ雨樋設置	12月～今年内 今年度内
地中浸透防止	タンク周辺地表面のフェーシング<参考4-3>		今年度内
排水路流入防止	B排水路の暗渠化<参考4-4>		11月～今年内
堰内溜まり水の一時受けタンクの増容量<参考4-5>			(着手済)～今年内

5. タンク貯留水漏えいの原因と対策

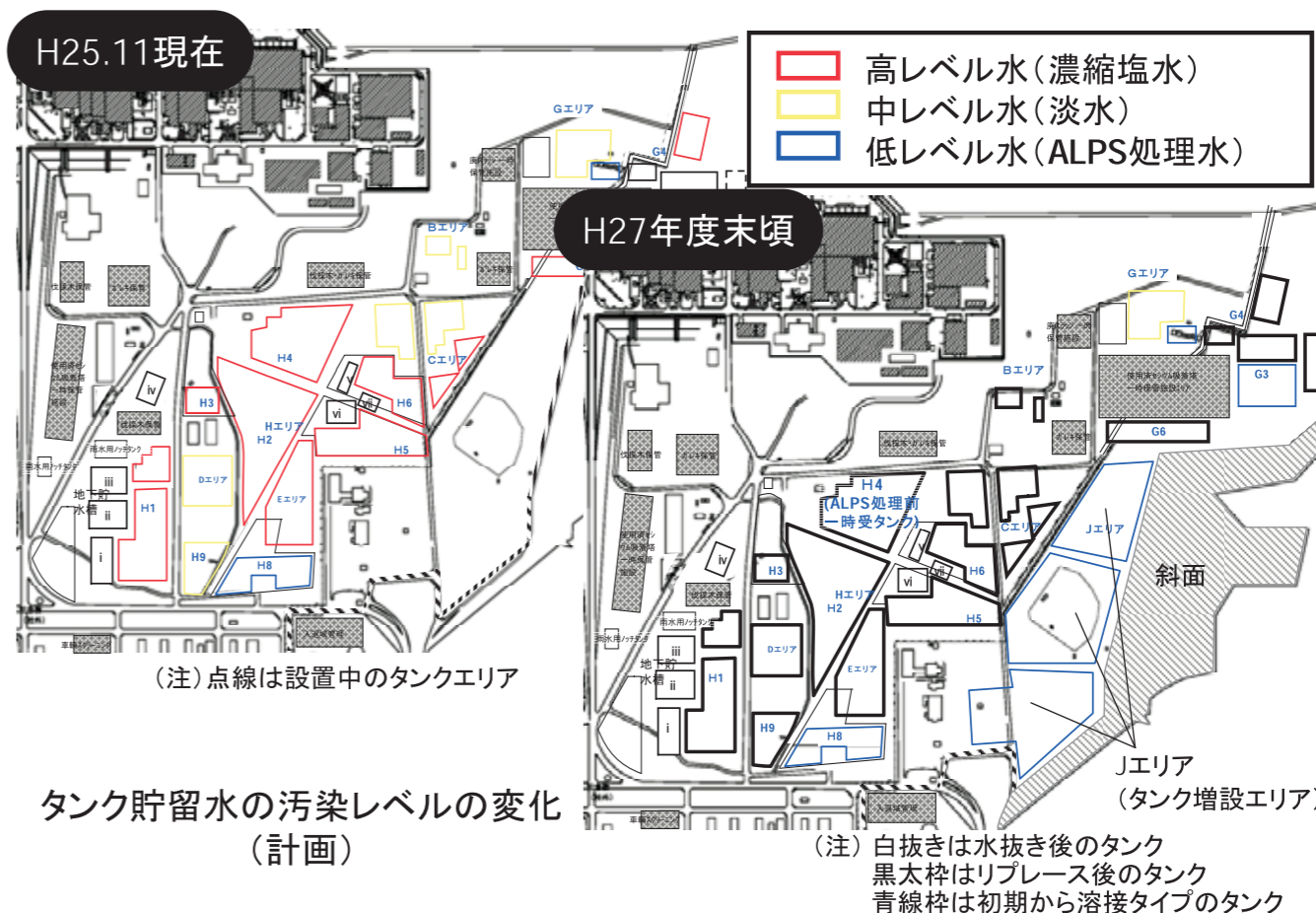
300トン漏れの原因を踏まえ、同型タンクへの対策を優先的に実施

原因 ＜参考5-1＞	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接的な漏えいの原因は、底板フランジパッキンの経時的なずれ ✓ 汚染水対策の初期段階では、緊急にタンク設置が必要な状況下での設置プロセスとしては妥当であった(発注から金額決定までのプロセスは問題なく、部品手入れ、水張り試験等の健全性確認を実施)が、運用(経時的に増加するリスクの評価と対策実行)は十分ではなかった
---------------	---

	対策	実施時期
[暫定対策] 同型タンクの止水対策 ＜参考5-2＞	タンク底部のコーキング等による止水	(着手済)
	底板下部へのシーリング材の充填等	(実証試験を踏まえ展開)
	底板部(内部)へのシーリング材の充填	(実証試験を踏まえ展開)
[運用面の対策] ＜参考5-3＞	パトロール強化(4回/日、延べ120人/日)	(実施中)
	フランジ型タンク全数への水位計設置	(着手済)～11月末
	溶接型タンクへのリプレイス	(順次実施)
	第2・3多核種除去設備の稼働による汚染水全量処理	～来年度末

多核種除去設備(ALPS)の増強と信頼性向上＜参考6＞

- ✓ ALPSを増強、来年度中頃以降運転し、来年度中にタンク貯留の汚染水を浄化
- ✓ 耐食性向上などの不具合対策により確実に是正処置を行い、運転信頼性を向上



6. 汚染水を適切に管理するための貯蔵計画・対策

タンク貯留状況および増設計画

- ✓ 現状の濃縮塩水等の貯留量合計は約37万トン、貯蔵容量は約41万トン
- ✓ Jエリアのタンク設置を加速・大型化し、貯蔵容量を約80万トンまでH27年度末を目標に確保

タンクのリプレイス

- ✓ H27年度中を目標にフランジ型タンクや横置きタンクは信頼性の高い溶接型タンクにリプレイス
- ✓ タンクは設計・建設を含めて品質管理を徹底

地下水流入量対策

- ✓ 地下水バイパス、サブドレンの汲み上げおよび陸側遮水壁による地下水流入量低減を実施

7. 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出し

信頼性の高い燃料取り出し関連設備の設置＜参考7-1＞

- ✓ 健全なプラントと同等な多重性を有する設計

十分な事前準備＜参考7-2＞

- ✓ 取り出し手順(緊急時を含む)の詳細検討と徹底した安全事前評価
- ✓ 国際エキスパートグループなど第三者による作業安全性レビュー
- ✓ 十分な体制の整備(6班×3セット、1班は4名+監理員+放射線管理員)
- ✓ 入念な事前訓練(モックアップ施設および現地)の実施

通報連絡体制の整備＜参考7-3＞

- ✓ 現場監理員の常時配置と通報連絡手順の徹底周知

東京電力（株）福島第一原子力発電所における 廃炉・汚染水問題に対する追加対策

平成25年12月20日
原子力災害対策本部

東京電力（株）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉・汚染水問題については、原子力災害対策本部において、平成25年9月3日に「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」を決定し、予防的かつ重層的な対策をとりまとめることとした。

これを踏まえ、以下のとおり、汚染水問題に対する追加対策をとりまとめるとともに、廃炉・汚染水問題に対する体制を強化する。

1. 汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策の実施

従来のような逐次的な事後対応ではなく、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的に抜本的な対策を実現することにより、個々の設備やその運用、一部の対策において支障が生じても、全体として機能するシステムを構築する。

この考え方に基づいてとりまとめた追加対策についても、国が前面に立って、東京電力とともに実行していく（具体的な対策は別添参照）。特に汚染水貯水タンクの増設については、溶接型タンクの設置加速を進めるとともに、地震による液体表面の揺れ等に備えて十分なタンク容量を確保するため、関係事業者の協力を促す等、官民を挙げて可能な限り加速化する必要がある。

また、追加対策についても、港湾内の海水の浄化技術や土壌中の放射性物質除去技術など技術的難易度が高いものについては、平成25年度補正予算を活用し、技術の検証等の取組を進めていく。

追加対策を講じた後になお大量貯蔵に伴うリスクが残存するトリチウム水の取扱いについては、あらゆる選択肢について、総合的な評価を早急を実施し、対策を検討する。

今後とも、地下水や地質に関する更なるデータの収集分析に努め、新しい知見が得られたり、状況が変化したりした場合には、必要な対策の追加・見直しを行う。

2. 風評被害対策としての情報発信の一層の強化

廃炉・汚染水対策の実施状況やそれによるリスクの低減効果なども含め、引き続き、科学的な根拠に基づいた情報発信を国際的に開かれた形で行う。また、より効果的な情報発信を行うため、関係省庁の協力の下、廃炉・汚染水対策チームによる一元的な対応を強化する。

(別添) 汚染水問題に関する3つの対策

対策①：汚染源を「取り除く」

汚染水を浄化し、より安定で管理しやすい場所に移すことは、汚染水の全体リスクを減らす観点から重要である。この考え方を踏まえ、海際のトレンチ内の高濃度汚染水をくみ上げて、タービン建屋に移送し浄化する取組や、多核種除去設備による高濃度汚染水の浄化等を進めてきた。

今後は、上記の浄化等の処理容量や処理効率を高めることに加え、既存の対策が万が一、十分な効果を発揮しない場合でも対応できるよう、重層的な対策を講じる。

【既に実施又は実施を決定した対策】

- ・ 海際のトレンチ内の高濃度汚染水のくみ上げ・閉塞。(トレンチの分岐部分については、平成25年9月にくみ上げ・閉塞を完了。トレンチの本体部分については10月にくみ上げ等に係る準備工事に着手、平成26年7月に閉塞作業を開始し、平成26年度中に閉塞完了予定。)
- ・ 海際のトレンチの本体部分の高濃度汚染水について、移動式の装置で浄化。(平成25年11月より2号機及び3号機のトレンチの本体部分について浄化開始。)
- ・ タンクからの汚染水漏えいによって汚染された土の回収、汚染水のくみ上げ。(平成25年8月から土の回収、11月から汚染水のくみ上げを開始)
- ・ 多核種除去設備(ALPS)による高濃度汚染水の浄化。(不具合修正後、平成25年9月より一系統の処理開始、11月より全系統での処理開始。)
- ・ 国費を投入し、より処理効率の高い高濃度汚染水の浄化処理設備を実現。(平成26年度中のできるだけ早い時期に運用開始。)

【追加的に講じる対策】

<重層的な対策>

- ・ 多核種除去設備の増設による高濃度汚染水の浄化の加速。(平成26年度半ばに運用開始予定。)
- ・ タンクからの漏えい水により汚染された地下水の海洋流出防止。
(タンクエリア下流において、ストロンチウムを捕集する吸着材を用いた土壌改良を速やかに実施。海水由来成分が存在する護岸エリアの土壌改良等の実施については、技術を検証し、効果を確認した上で実施。)
- ・ 沈殿・吸着・分離等による港湾内の海水の浄化。(浄化に係る技術を検証し、効果を確認した上で実施。)
- ・ 放射性物質が吸着できる汚濁防止膜等の活用による港湾内の海水の浄化。(早急に実施。)
- ・ 港湾内の海底土の被覆。(実施方法等を検討し可能な限り早期に着手。)

<予防的な対策>

- ・ 建屋内の高濃度汚染水の浄化。(平成25年度に構成ライン設計、平成26年度上期に配管の敷設工事完了予定。)

対策②：汚染源に水を「近づけない」

原子炉建屋内に流入する地下水が、建屋内に存在する燃料デブリを冷却した水と混ざることが、福島第一原発敷地内で汚染水が発生する最大の原因である。この問題に対応するため、原子炉建屋山側（地下水の上流）から、汚染される前に地下水をくみ上げる対策や、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁等の取組を進めてきた。

予防的・重層的な汚染水処理対策の検討の過程で、福島第一原発の建屋に流入する地下水の大半は、敷地に降る雨水由来であることが新たに確認されたことを受けて、今後は、雨水の土壌への浸透を抑制するため、更なる地下水流入抑制策として、敷地内の舗装等を行う。

【既に実施又は実施を決定した対策】

- ・ 建屋付近への地下水の流入量を抑制するため、建屋山側において地下水をくみ上げ。くみ上げた地下水の線量確認を行った上で、海洋に放流することについて、関係者の理解を得るよう最大限努力。（平成25年3月に設置完了。稼働開始時期は調整中。）
- ・ 建屋付近への地下水の流入量を抑制するため、建屋近傍の井戸（サブドレン）により地下水をくみ上げ。（サブドレンピットの復旧工事実施中。平成26年9月頃浄化設備工事完了予定。）
- ・ 建屋付近への地下水の流入量を抑制するため、建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁について、国費を投入して、技術的課題を克服しつつ構築。（平成25年度中に実証試験を終了、平成26年度中に運用開始予定。）
- ・ 建屋海側の汚染エリアの地表をアスファルト等により舗装。（平成26年3月完了予定。）

【追加的に講じる対策】

<重層的な対策>

- ・ 「広域的な舗装（表面遮水）」又は「追加的な遮水とその内側の舗装」。（できるだけ早期に実施方法等を決定。対策の実施に当たっては、地表面の除染等の線量低減による作業環境改善も考慮した対応等も検討。）
- ・ タンク天板への雨どいの設置。（平成25年12月、高線量汚染エリアのタンクへの設置完了予定、平成26年3月にその他のエリアのタンクへの設置完了予定。）

対策③：汚染水を「漏らさない」

汚染水が海洋、特に外洋に漏えいしないようにするため、建屋海側の汚染エリア護岸に水ガラスによる壁を設置する対策や、汚染水を貯留するタンクの管理体制強化・パトロールの強化等の対策を進めてきた。

今後は、予防的・重層的な対策として、タンク等に貯水している汚染水が漏えいした場合や、大規模な津波が発生した場合に備えた追加対策を順次進める。

【既に実施又は実施を決定した対策】

- ・ 汚染水が海洋、特に外洋に漏えいしないようにするため、原発の港湾内に海側遮水壁を設置。（平成26年9月完成予定。）
- ・ 汚染された水が海洋に漏えいしないようにするため、建屋海側の汚染エリア護岸に水ガラスによる壁を設置するとともに、汚染エリアから汚染水をくみ上げ。（海側水ガラスによる壁の設置は1～2号機間完了、2～3号機間及び3～4号機間は平成25年12月末までに完了予定。）
- ・ 鋼製横置きタンクのリプレイス（可能な限り早期に着手。）、ボルト締め型タンクから溶接型タンクへのリプレイス加速。（準備ができ次第、早急に実施予定。）
- ・ タンク及びその配管に係るパトロールを、1日2回から当面1日4回に強化。（平成25年8月より実施中。）
- ・ 水位計の設置。（フランジ型タンクへの設置は本年11月に完了、溶接型タンクへの設置は平成26年2月に完了予定。）
- ・ 汚染水貯水タンクの増設。（平成27年度末までに貯蔵容量を80万トンまで確保する予定。）
- ・ タンク及びその配管から漏えいした汚染水が、地下水や海域へ流入する可能性のある経路に対して、常時監視等モニタリングを強化するとともに、海域のモニタリングも強化。（平成25年8月より順次実施。排水路の連続監視用モニタを平成25年12月に設置。）

【追加的に講じる対策】

<重層的な対策>

- ・ タンク堰のかさ上げ・二重化。（平成26年3月完成予定。）
- ・ 排水路の暗渠化。（排水路Cラインは暗渠化済み。排水路Bラインを平成25年12月完成予定。）
- ・ 排水路の港湾内へのルート変更。（平成26年3月完成予定。）
- ・ 溶接型タンクの設置加速と二重鋼殻タンク等の信頼性の高い大型タンクの導入。（前倒しを検討し、可能な限り早期に着手。）
- ・ タンクからの微小漏えい検出。（技術について検証した後、効果を確認した上で実施。）
- ・ タンクリプレイスに伴う使用済みタンクの除染。（除染技術について検証した後、効果を確認した上で実施。）
- ・ ボルト締めタンクの底面の漏水対策。（可能な限り早期に漏水対策に着手。）
- ・ 高性能容器（HIC）からの廃棄物の漏えい防止対策及び減容化・安定的保管。（漏えい対策の実施方法を検討後、順次実施。減容化・安定的保管は、長期的課題として調査・検討）
- ・ 1号機取水口北側エリアの地盤改良（平成25年12月までに地下観測孔（5本）を設置する予定。原因に応じて地盤改良の範囲等を決定。）

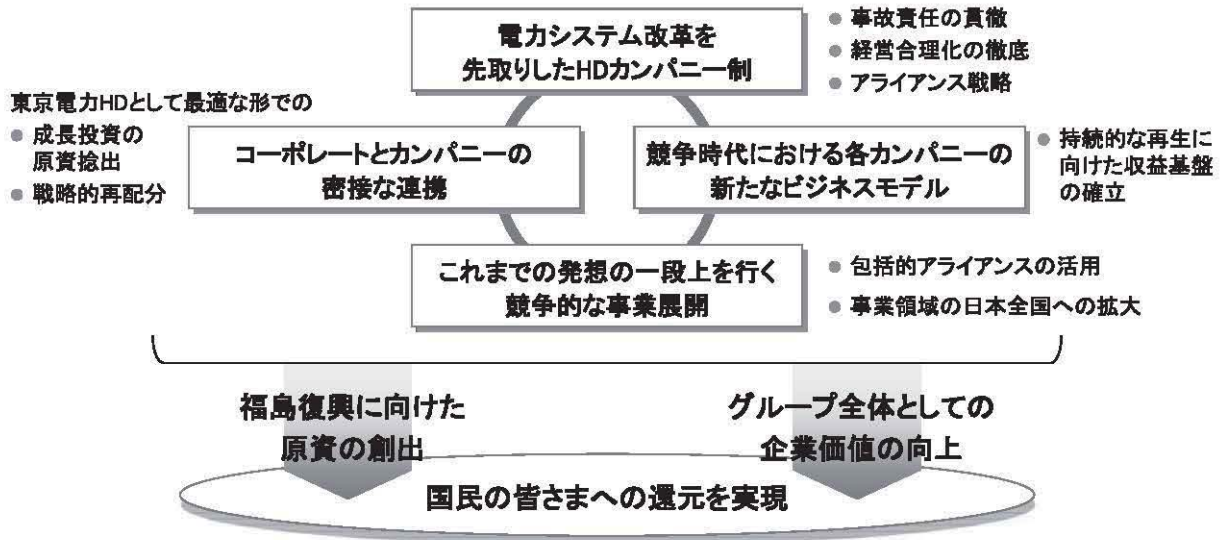
＜予防的な対策＞

- ・ 大規模津波対策。（平成26年度下期に建屋防水扉等の対策を完了予定。防潮堤等の追加対策について検討。）
- ・ 建屋からの汚染水の漏えいの防止（建屋外壁貫通部、建屋間ギャップ、建屋周辺）。（平成26年3月に1号機の高温焼却炉建屋の貫通部の止水完了予定。）
- ・ 汚染水移送ループの縮小（建屋内循環）。（平成26年度末完成予定。）
- ・ 大量の汚染水漏えい発生時に海洋流出を防止するシステムの構築。（具体的な実施方法を検討した後、順次実施。）
- ・ 地下水位低下に備えた建屋内水位コントロール。（陸側遮水壁の設置時期に合わせ建屋深部へポンプを設置。）
- ・ 高温焼却炉建屋、プロセス建屋に滞留している汚染水の量の低減。（平成25年度に構成ライン設計、平成26年度上期に配管の敷設工事を完了予定。その後、タンクの貯水量の裕度に鑑みて、建屋滞留水のくみ上げを実施。）
- ・ より安全な配管ルートへの変更・耐放射線性に優れた配管への取替え。（平成26年1月に、より安全な配管ルートへの変更工事を完了予定。）
- ・ セシウム吸着塔からの廃棄物の漏えい防止対策及び減容化・安定的保管。（漏えい対策の実施方法を検討後、順次実施。減容化・安定的保管は長期的課題として調査・検討。）

(5) 事業運営に関する取り組み

事業運営の基本方針

- 東電は、「責任と競争」の両立を基本に、東電グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組む。



経営の合理化のための方策 さらに踏み込んだ経営合理化の実行 ①

- 料金査定への対応として、燃料費・修繕費・減価償却費等あらゆる費用について、**年間最大1,000億円規模のコスト削減**を実現。
- さらに、震災後のコスト削減を通じ蓄積したリスク管理の知見を踏まえ、リスク評価を精緻化。2013・14年度は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が見通せないことに対応するため、一時的な設備リスク限度見直し等まで踏み込み、**2年累計6,000億円規模の緊急コストカット**を実施。
- これらの取り組みにより、2013～22年度の10年間累計では、総特の削減目標からさらに**1.4兆円の深掘り**を行い、**4.8兆円(4兆8,215億円)のコスト削減**を実現。

【新・総特におけるコスト削減のイメージ】



経営の合理化のための方策 さらに踏み込んだ経営合理化の実行 ②

【新・総特におけるコスト削減の内訳】

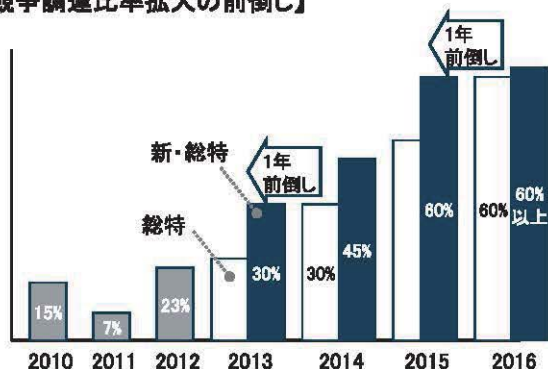
(億円)

	総特		新・総特(2013-22年度)	
	2012-21年度	期間補正後 (2013-22年度)		深掘り
資材・役務調達に係る費用 工事・点検の中止・実施時期の見直し、関係会社や外部取引先との取引構造・発注方法見直しなど	9,219	10,182	15,061	4,879
買電・燃料調達に係る費用 燃料価格(単価)の低減、経済性に優れる電源の活用、電力購入料金の削減 など	1,986	1,720	7,622	5,902
人件費 人員削減、給与・賞与削減、退職給付制度・福利厚生制度見直し、料金査定を踏まえた削減深掘り など	12,758	12,365	12,960	595
その他経費 委託費や消耗品費の削減 など	9,687	9,754	10,930	1,177
合理化投資に関連する費用 新・総特における合理化投資(既存火力ガスタービンの設備更新など)に伴う費用削減	—	—	1,641	1,641
合計	33,650	34,021	48,215	14,194

経営の合理化のための方策 さらに踏み込んだ経営合理化の実行 ③

- 外部人材を活用して規模の大きい投資・費用を個別に審査する「調達改革」を推進、調達構造・慣行を抜本的に見直しコスト削減を深掘り。
- 競争調達比率について、総特目標「3年以内(2014年度まで)に30%以上へ拡大」を1年前倒し2013年度に実現。料金改定時の「5年以内(2016年度まで)に6割以上とする目標の前倒し」も、1年前倒し2015年度に実現。
- 海外の先進事例をベンチマークとしつつ、個々の設備や業務毎に設計・仕様や工程・工法、業務運営等を根本から見直し、抜本的なコスト競争力の向上をはかる、「技術・業務のイノベーションによる異次元のコスト構造改革」を、グループの技術力等を結集して推進。

【競争調達比率拡大の前倒し】



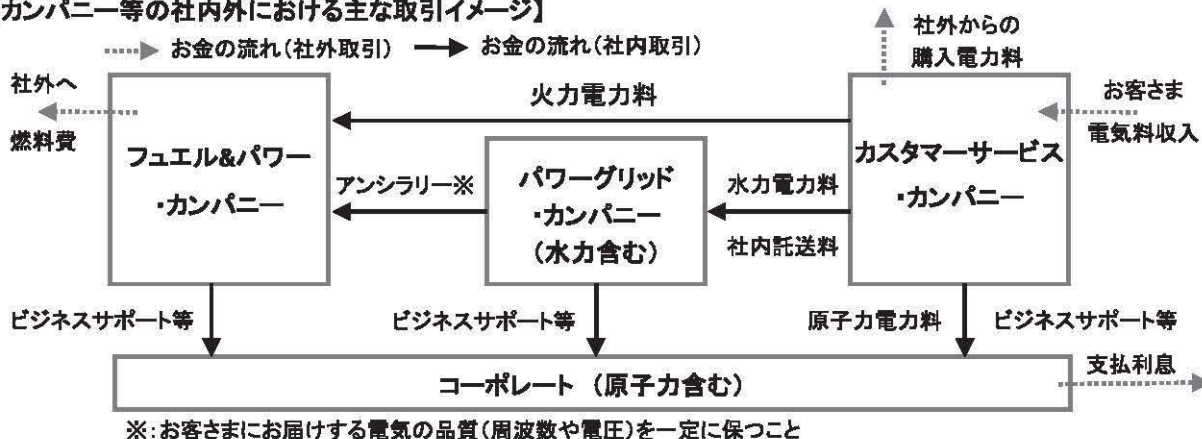
【技術・業務のイノベーションによるコスト削減イメージ】



経営の合理化のための方策 さらに踏み込んだ経営合理化の実行 ④

- **コスト構造改革に向けた日常業務のコスト意識改革として、管理会計を導入。**
- **各カンパニーから、支社・発電所レベルの細分化された組織単位まで、あらゆる組織の収益・費用構造を見える化。責任者と目標(KPI)を明確化し実績値を月次管理、達成状況を社内競争。**
- **カンパニー等収支の開示による透明性向上、カンパニー間の相互牽制、コーポレート費用の抑制、組織責任者のみならず社員一人ひとりのコスト意識改革を通じ、コスト削減額深掘りに貢献。**
- **今後、総括原価主義意識から収益拡大意識への転換を確実なものとするため、各組織のプロフィットセンター化による業務運営を導入、全面自由化において競争する組織への成長を目指す。**

【カンパニー等の社内外における主な取引イメージ】



経営の合理化のための方策 さらに踏み込んだ経営合理化の実行 ⑤

- **資産売却は、総特目標「2013年度までの3年間に不動産、有価証券、子会社・関連会社7,074億円の売却」を達成済み(2013年11月末時点7,514億円)。**
 今後も、成長戦略等を踏まえつつ、最効率の事業運営に向けて引き続き最大限取り組んでいく。
- **子会社・関連会社について、徹底した合理化・コスト削減を加速化。10年間(2013~22年度)で総特の削減目標を1,000億円超深掘りし、3,517億円のコスト削減を実現。**
- **併せて、子会社・関連会社の競争力向上に伴いグループ外取引を拡大、連結での収益を向上。**

【資産売却の状況】

(億円)

	総特目標	売却実績			
		2011年度	2012年度	2013年度 (11月末時点)	2011~13累計 (進捗率)
不動産	2,472	502	1,634	798	2,934 (118%)
有価証券	3,301	3,176	72	20	3,269 (99%)
子会社・関連会社	1,301	470	755	85	1,310 (100%)
合計	7,074	4,148	2,462	904	7,514 (106%)

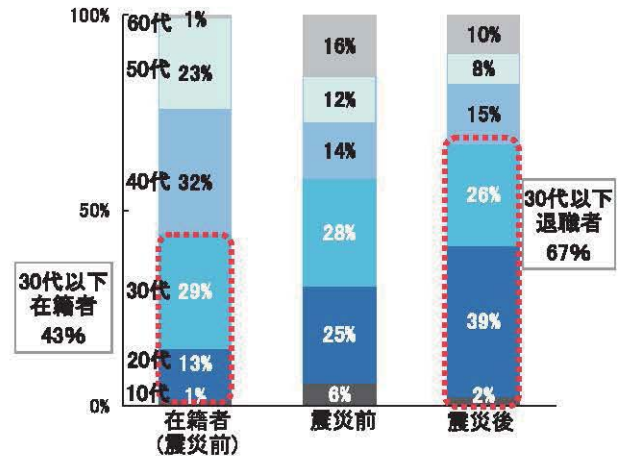
経営の合理化のための方策 人事改革(希望退職・組織フラット化・コスト削減を促進する処遇改革) ①

- 総特等に基づき人員削減、年収カット(管理職30%減、一般職20%減)、退職給付カット等を実行。そうした中、本店経営人材を含め、人材流出が高水準で継続、人材劣化が加速。
- 当社は、賠償、廃炉、復興推進、安定供給等を担う人材を中長期的に確保する必要。一方で、国・東電の役割分担見直し等を踏まえた「大胆な経営改革」に取り組む必要。
- 福島対応の強化を図りつつ、一層の合理化策を断行しつつ(希望退職等)、責任の貫徹と企業価値向上に向けて社員が意欲を持てる企業へ早期に転換(処遇制度改革等)。

【依頼退職者の推移】



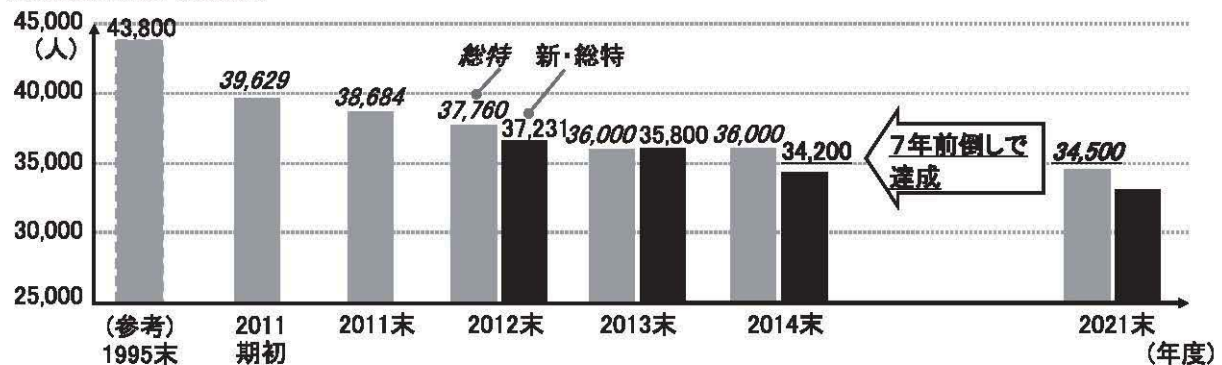
【依頼退職者の年齢構成】



経営の合理化のための方策 人事改革(希望退職・組織フラット化・コスト削減を促進する処遇改革) ②

- 総特の人員削減目標(2013年度までに連結で7,400人、単体で3,600人を削減)は達成見込み。
- さらに一歩踏み込んだ経営合理化策として、2014年度に、50歳以上の社員を対象として1,000人規模の「希望退職」を実施(今後、労働組合と交渉)。
 - 2014年度末人員は34,200人となり、総特の10年間の人員合理化計画を7年前倒し達成。
 - 東電グループにおける希望退職は累計約2,000人規模に。
- 震災時に50歳以上だったベテラン管理職を対象に役職定年を実施、福島へ専任化(500人規模)。
 - 賠償、除染、復興推進等の現地体制強化とともに、成長・企業価値向上を担うリーダー人材の新陳代謝を断行。

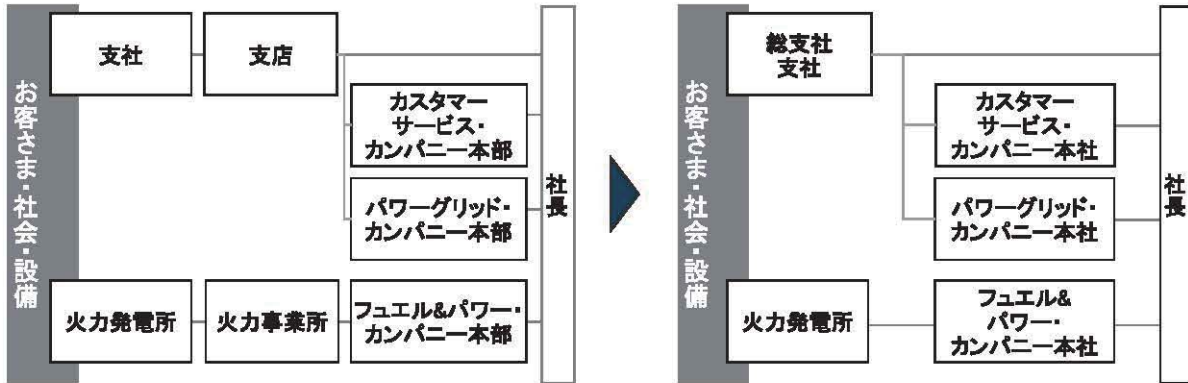
【人員数(単体)の推移】



経営の合理化のための方策 人事改革(希望退職・組織フラット化・コスト削減を促進する処遇改革) ③

- 社内カンパニー制・管理会計の導入を踏まえ、2014～15年度に「組織フラット化」を実施。支店・火力事業所等の店所組織を廃止するとともに、業務の徹底的な効率化・簡素化を実行。
- これによりお客さま・社会により密接な事業運営を実現するとともに、希望退職の実施による人員削減と、賠償、廃炉、復興推進等を担う人材確保を両立。

【組織フラット化】



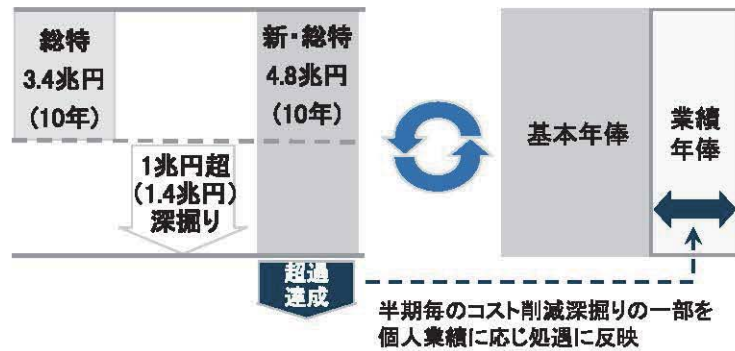
経営の合理化のための方策 人事改革(希望退職・組織フラット化・コスト削減を促進する処遇改革) ④

- 福島において賠償、廃炉、復興推進等に従事する社員の処遇を改善、人材を中長期的に確保。
- 1兆円超のコスト削減深掘りの挑戦に向けたインセンティブとして、コスト削減計画を超過達成した場合、個人業績に応じ処遇に反映する「処遇制度の改編」を実施、その他の社員についても処遇復元を目指し、一層のコスト競争力強化と人材流出抑止・組織活性化を両立。
- 中長期の賠償、廃炉、復興推進、電気事業を担う人材を確保するため、採用を本格再開。

【処遇制度の改編のイメージ】

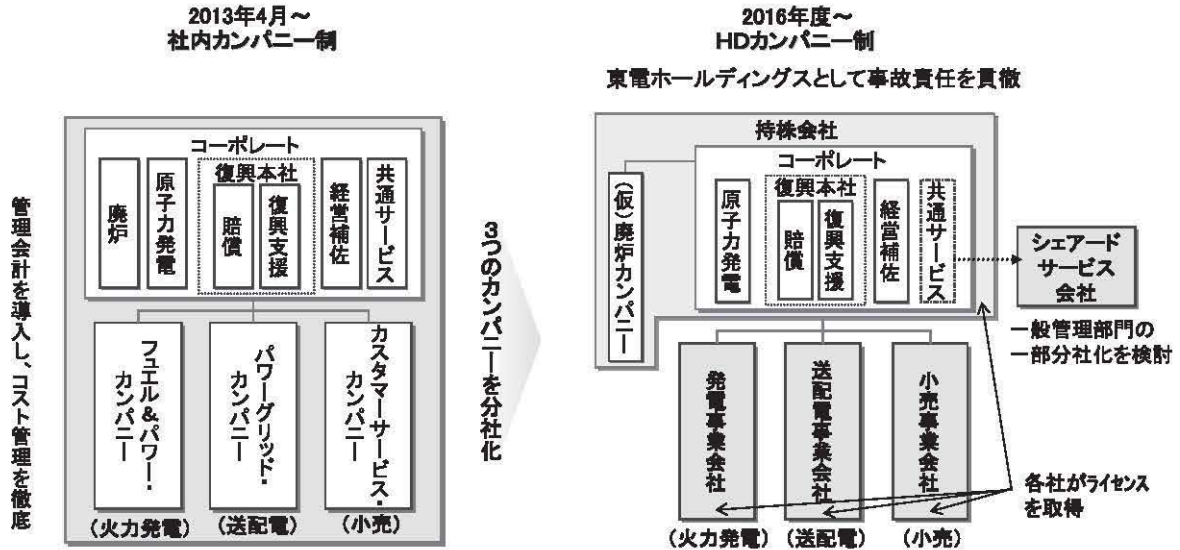


【コスト削減深掘りの処遇反映のイメージ】



持続的な再生に向けた収益基盤作り HDカンパニー制の導入(発電電分離の先行実施) ①

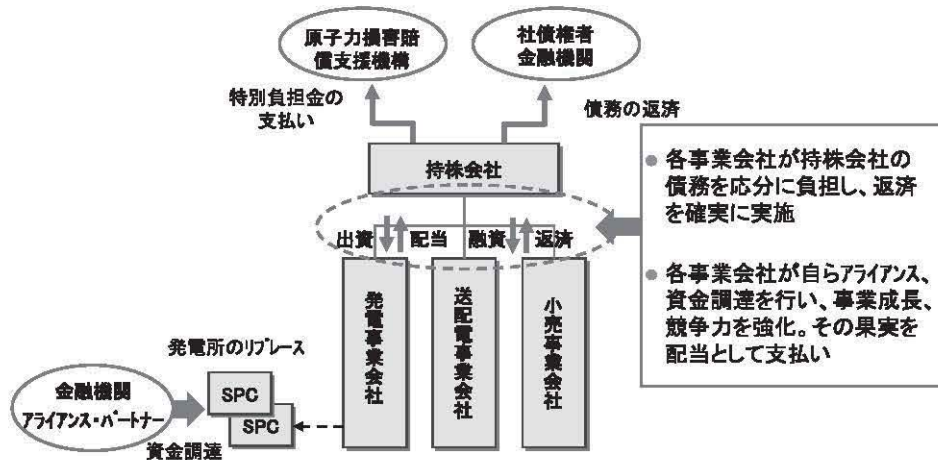
- 事故責任の貫徹と発電・送配電・小売の事業特性に応じた事業戦略を同時に実現していくため、電力システム改革を先取りした「HDカンパニー制」を2016年4月を目途に導入。
- 福島復興本社と廃炉を含む原子力事業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、燃料・火力、送配電、小売の各事業子会社を設置。また、グループ共通の一般管理業務の分社化も検討。



持続的な再生に向けた収益基盤作り HDカンパニー制の導入(発電電分離の先行実施) ②

- 持株会社を中心となりグループ全体での「事故責任の貫徹」を堅持しつつ、各事業子会社が事業成長・競争力確保に必要なアライアンスや資金調達、人事戦略を設計し、競争基盤を確立。
- 今後、電力システム改革における法的分離に伴う債務の取り扱いや関連諸制度の手当てなど制度詳細の検討と条件整備の加速化が重要。

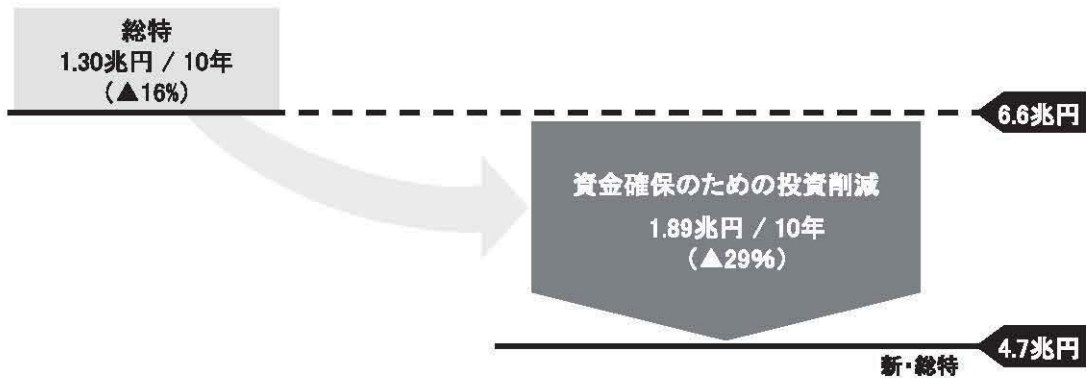
【今後の資金調達の考え方】



持続的な再生に向けた収益基盤作り 戦略投資の実施と競争的な事業展開 ①

- 東電は、今後とも賠償、廃炉、復興推進や安定供給という責務を持続的に果たしていく一方、事業成長や競争力強化にも取り組む必要。
- この原資を捻出するため、安定供給や公衆安全等に支障の無い範囲でリスク限度を見直し、総特で織り込んだ既存の電気事業設備投資を改めて精査・削減する。また、「調達改革」「設備・業務のイノベーションによる投資・コスト削減」によって単価の大幅低減にも取り組む。
- これらによる削減規模は、10年間で合計1兆8,900億円となる見通しであり、総特の投資規模6兆5,700億円に対して約3割もの削減に相当。

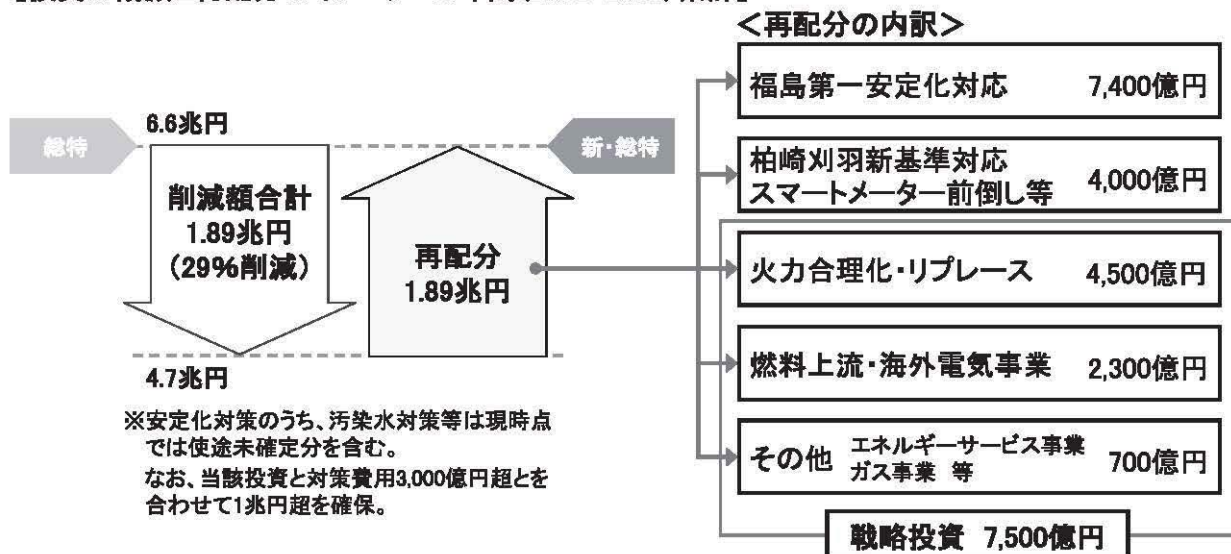
【投資削減のイメージ(10年間(2013-2022)計)】



持続的な再生に向けた収益基盤作り 戦略投資の実施と競争的な事業展開 ②

- 投資削減により捻出された財源を、東電の競争力向上に貢献し、かつ国民負担の最小化に資するべく、福島第一原子力発電所の安定化対策、柏崎刈羽原子力発電所の追加投資や、既存火力発電設備の合理化投資・火力電源リプレース・海外事業等の戦略投資に再配分。

【投資の削減と再配分のイメージ 10年間(2013-2022)累計】



持続的な再生に向けた収益基盤作り 戦略投資の実施と競争的な事業展開 ③

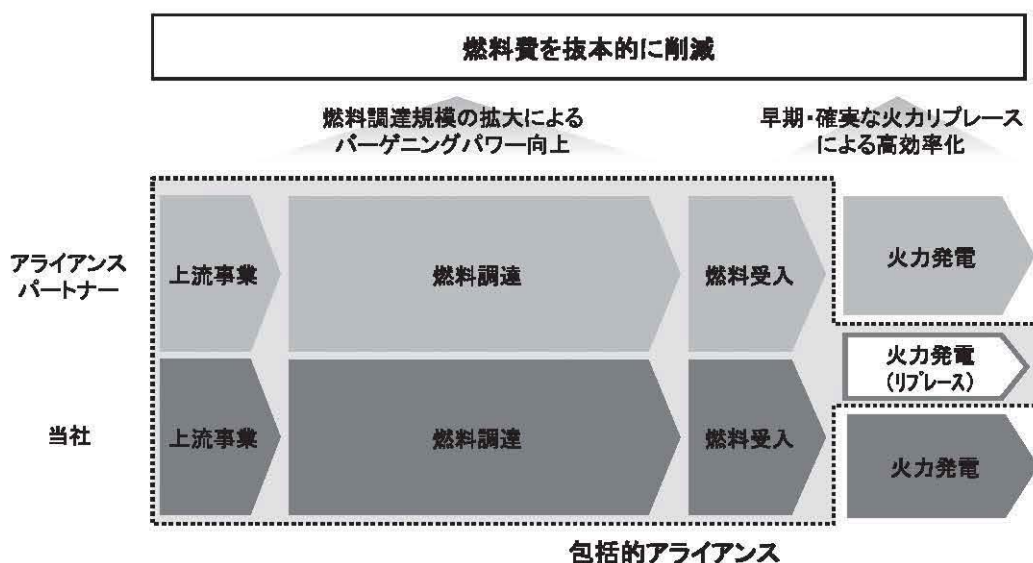
- 国民負担を抑制するためには、さらに踏み込んだ取り組みによる企業価値向上が必要。
- 電力・ガス事業の自由化の環境下において、システム改革に対応したさらなるダイナミックな事業展開を競合他社に先んじて実行し、合理化・収益拡大に最大限努めていく。

- 年間最大3,000億円規模の料金値下げ原資
- 年間3,000億円規模の利益創出により4.5兆円を上回る規模の株式価値を実現



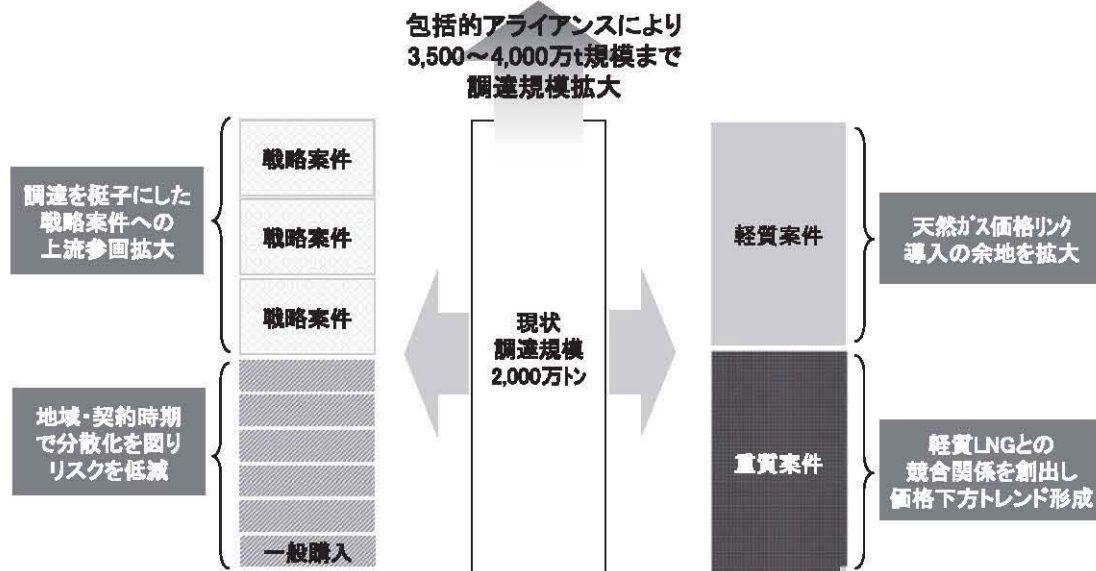
持続的な再生に向けた収益基盤作り フュエル&パワー・カンパニー(燃料・火力)の成長戦略 ①

- FPCの最大のミッションは発電原価の9割を占める燃料費を戦略的に削減すること。
- FPCは、燃料上流から発電までサプライチェーン全体で、戦略と資本的提携を前提とした包括的アライアンスを最大限活用して、東電主導で戦略的燃料費削減を行う。



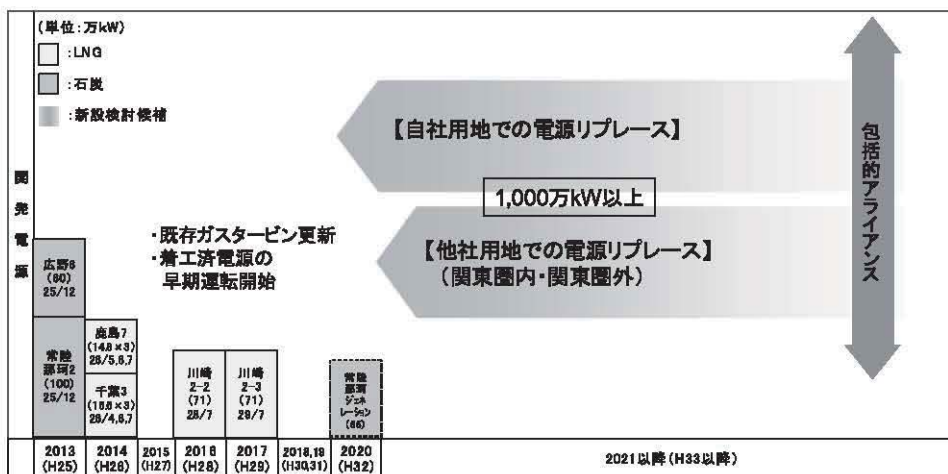
持続的な再生に向けた収益基盤作り フェエル&パワー・カンパニー(燃料・火力)の成長戦略 ②

- 包括的アライアンスによりLNGの調達量を3,500~4,000万t規模まで拡大。軽質1,000万tに加え、戦略的案件組成によるさらなる燃料費削減と上流事業への参画比率の拡大。
- 資源調達の安定化と低廉なエネルギー供給の観点で、国益にも貢献。



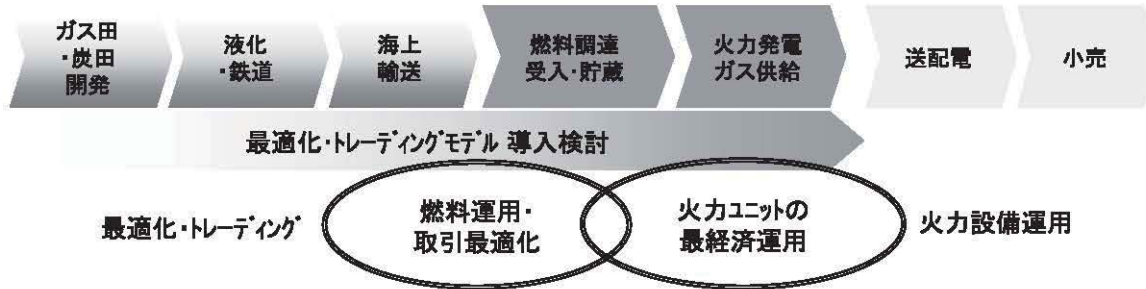
持続的な再生に向けた収益基盤作り フェエル&パワー・カンパニー(燃料・火力)の成長戦略 ③

- 短期的には恒常的費用削減、建設中新設電源の確実な開発を実施。中期的には 既存ガスタービンの部分更新による高効率化、軽質LNGに対応する燃料インフラを整備。
- 長期的には1,000万kW以上の経年火力をリプレース。包括的アライアンスにより、規模の経済を最大限活用しつつ、主体的な燃料調達・電源運用を維持、一層競争力を強化。
- 包括的アライアンス・パートナーとのエリア外における新規電源開発(事業エリアの拡大)。
- 10年後に2013年度と比べ年間3,000億円の電気料金削減原資を確保(将来的に年間6,500億円)。



持続的な再生に向けた収益基盤作り フェエル&パワー・カンパニー(燃料・火力)の成長戦略 ④

- 燃料価格、電力価格の変動対応力を高める体制整備に向けて、最適化・トレーディング事業を抜本的に強化する。今後、早期に検討を進め、2014年度中に最適化・トレーディング事業の体制整備に着手、エネルギーチェーン全領域での最適化と持続的な利益確保を目指す。
- また、燃料価格、電力価格の変動を見極めつつ、燃料調達・配分と各火力発電設備の性能特性とを統合的かつ定量的に解析し、最経済発電運用を実現できるシステムを構築する。

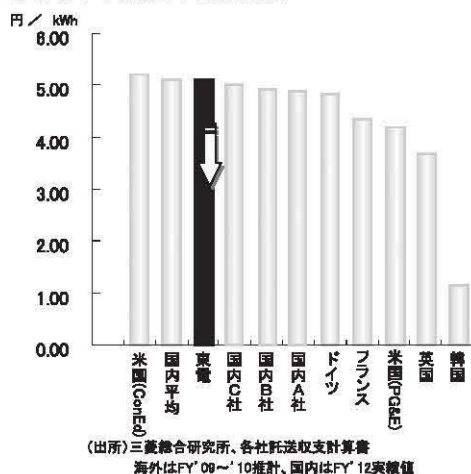


- 海外事業については、包括的アライアンスを活用し、収益拡大と燃料調達との好循環を生み出す新しいタイプの海外IPP事業を開発。ガス事業については、燃料調達価格の戦略的削減と、アライアンスを最大限活用し、ガス事業を積極的に拡大。

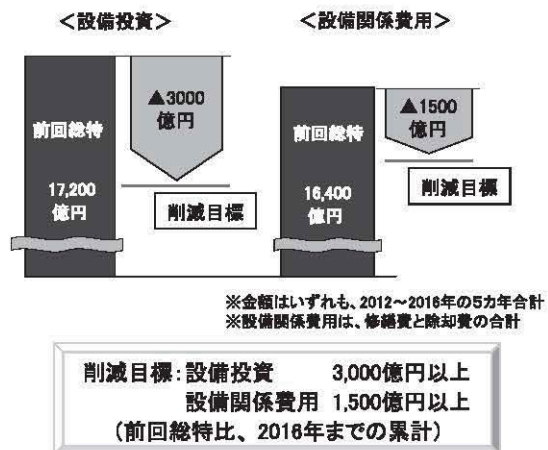
持続的な再生に向けた収益基盤作り パワーグリッド・カンパニーの中立化・投資戦略 ①

- 安定供給や安全・品質の確保を前提に、海外の先進事例をベンチマークに託送原価水準の低減に取り組み、福島復興のための原資を継続的に創出。
- 経年劣化の進展により、今後、対策が必要な設備の大幅増加が見込まれることから、設備投資の必要性を評価する手法(アセットマネジメント)を導入し、客観的評価手法を確立、標準化。
- 送配電事業者へのインセンティブのあり方や、公平な接続料金のあり方等、託送料金制度について、国とも密に連携し制度の設計に積極的に協力。

【国内外の託送単価比較】

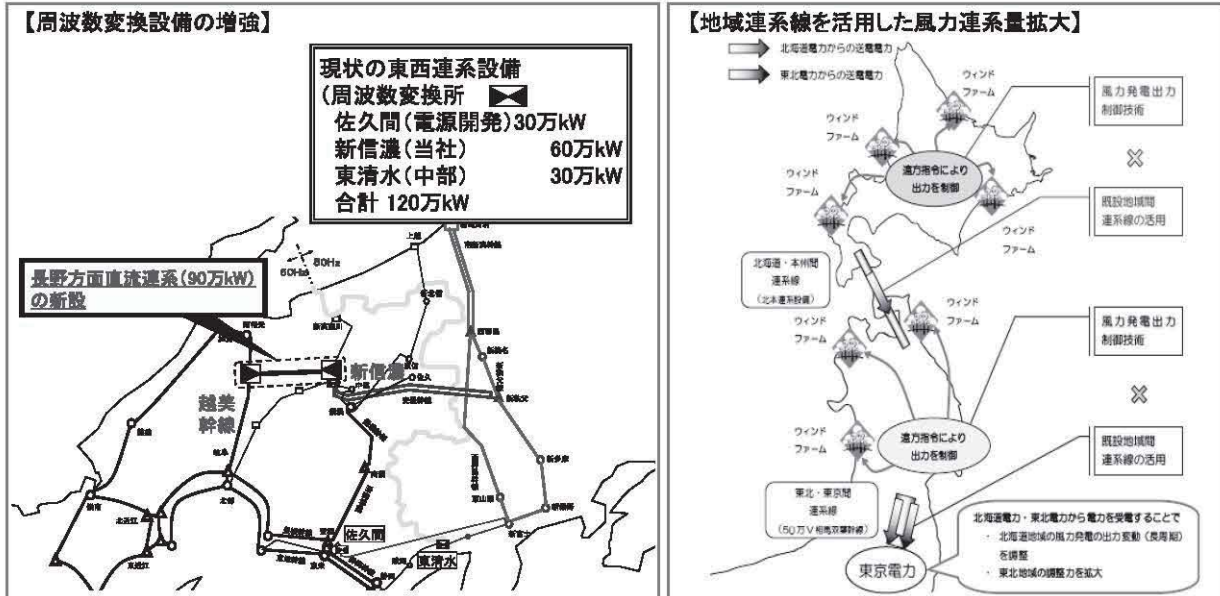


【コストダウン】



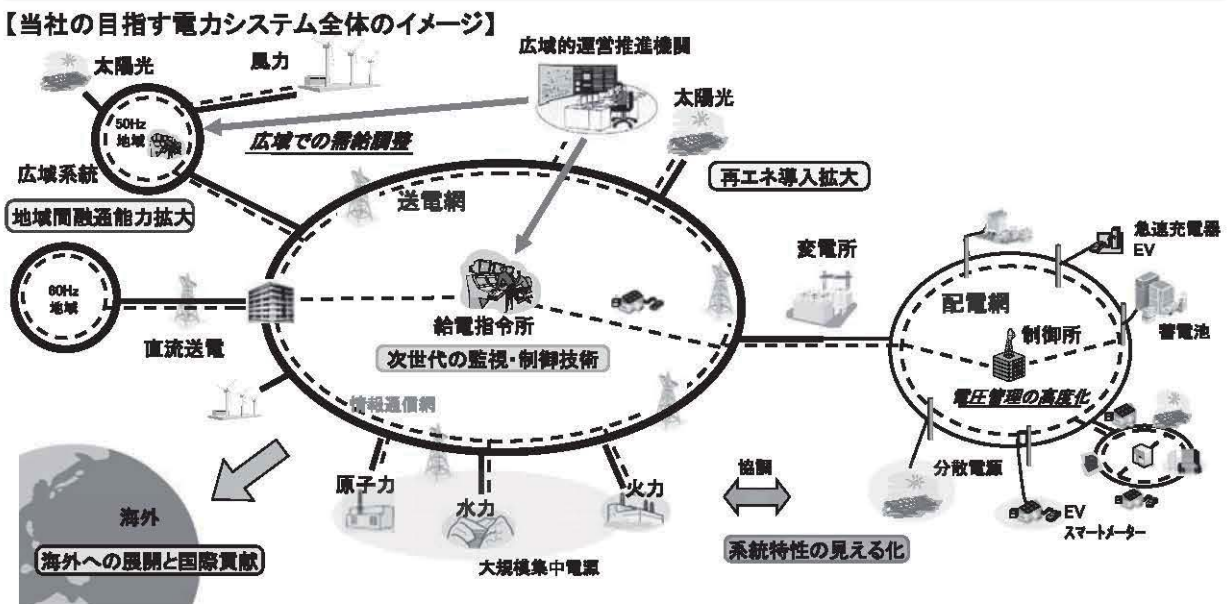
持続的な再生に向けた収益基盤作り パワーグリッド・カンパニーの中立化・投資戦略 ②

- 広域的運営推進機関設立(2015年度)への貢献等を通じ、事業運営の中立・公平性を一層向上。
- 新信濃変電所の周波数変換設備を60万kW→150万kWに増強(2020年運転開始)。
- 地域間連系線を活用し風力連系量を拡大(2016年度より実証開始)。



持続的な再生に向けた収益基盤作り パワーグリッド・カンパニーの中立化・投資戦略 ③

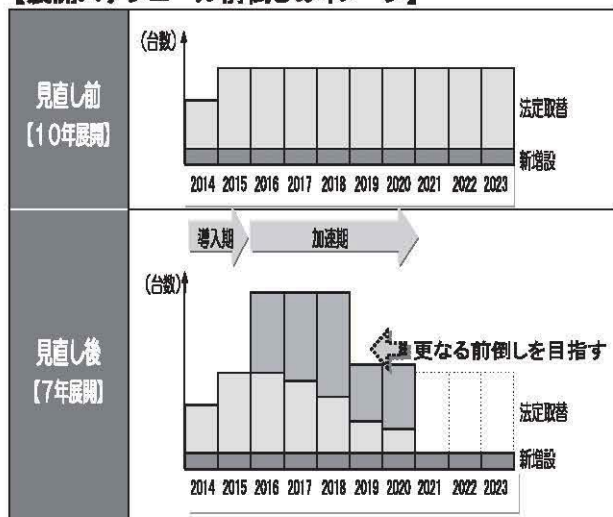
- 地域間連系線の活用等を足がかりに、広域連系のスケールメリットを最大限に活かして効率的に需給をバランスさせる枠組みへの転換を先導。
- また、これらの取組みを通じて競争力、技術力を向上させ、我が国全体への貢献に活用。



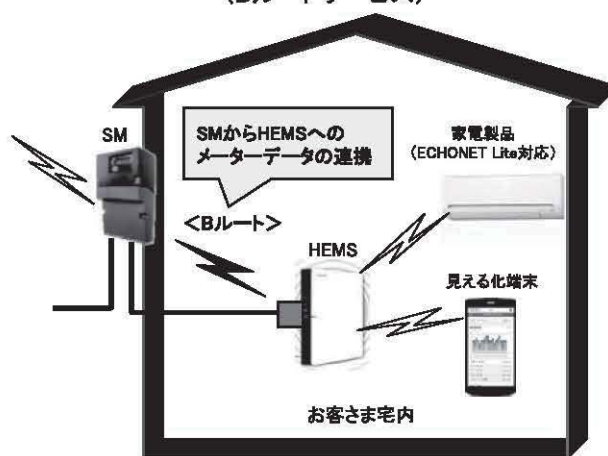
持続的な再生に向けた収益基盤作り パワーグリッド・カンパニーの中立化・投資戦略 ④

- スマートメーターの設置計画を3年前倒し、2020年度までに東京電力管内全てに設置。
- 早期に設置を希望するお客さまに対応し、首都圏を中心に更に1年程度の前倒しを目指す。
- 早ければ2014年9月からメーターのデータを用いた先行実証を開始することとし、新たな取り組みの第一弾として2015年度よりガスや水道との共同検針等も実施。

【展開スケジュール前倒しのイメージ】

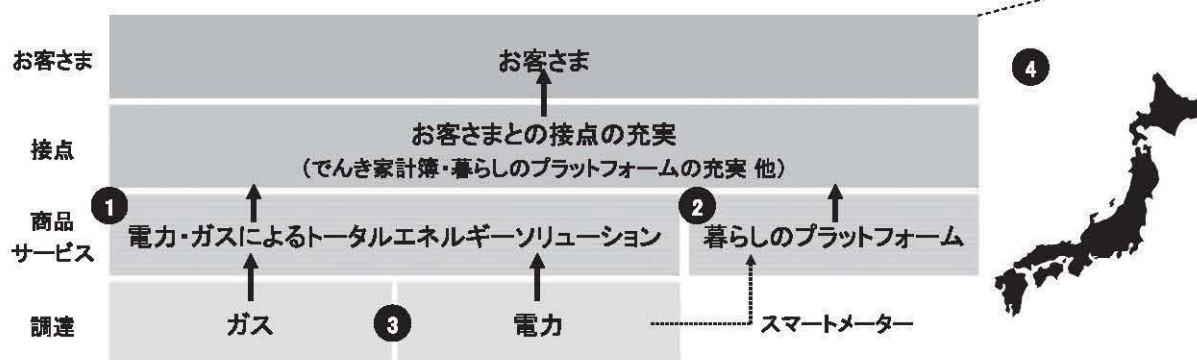


【メーターのデータを用いた先行実証イメージ】
(Bluetoothサービス)



持続的な再生に向けた収益基盤作り カスタマーサービス・カンパニー(小売)の成長戦略 ①

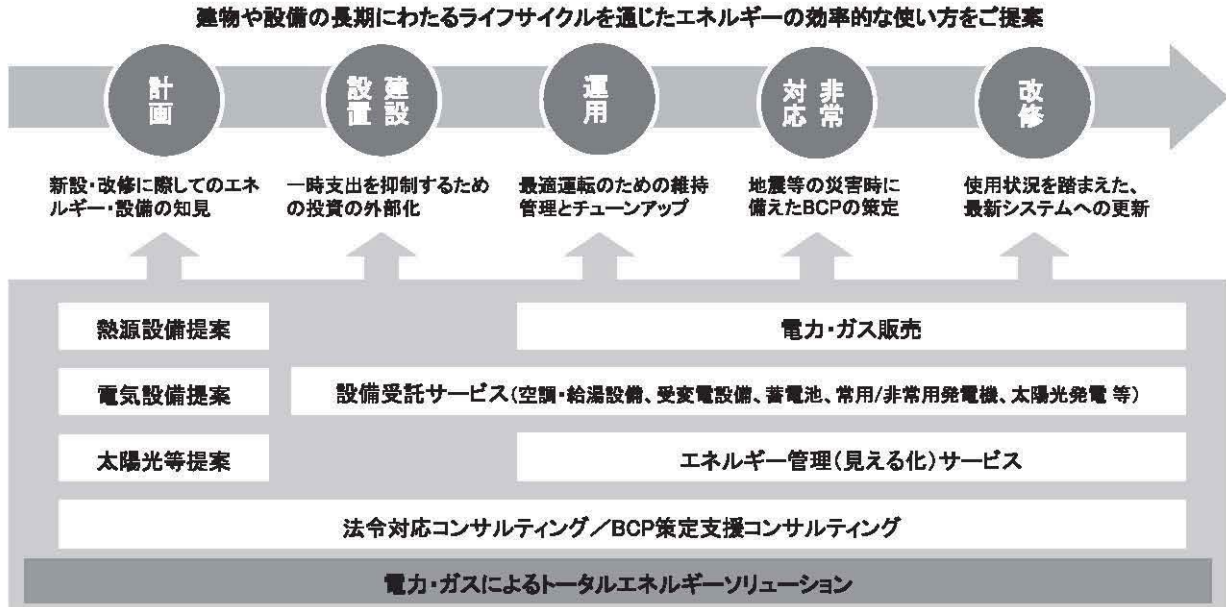
- お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案し、お客さまの設備まで含めた、中長期的なインフラ利用コストを最小化する商品・サービスを提供する「みらい型インフラ企業」を目指す。



- ① 電力・ガスによるトータルエネルギーソリューション…………… エネルギーコスト全体を最小化する最適ご提案
- ② 多様で便利なサービス(暮らしのプラットフォーム 他)…………… 暮らし・住まいに関わるオープンなプラットフォームを提供
- ③ 競争力のある電力・ガスの調達…………… 入札も活用した安価な電源調達、取引所の活用 他
- ④ サービスの全国展開(全国での電力販売 他)…………… 2014年度に事業体制を整備し、営業活動を開始

持続的な再生に向けた収益基盤作り カスタマーサービス・カンパニー(小売)の成長戦略 ②

- エネルギーコスト全体(電気・ガス料金、機器調達、運用費用等)の最小化を目指し、最適なエネルギー利用を提案し、お客さまが安心してエネルギーを利用できる環境を創る。

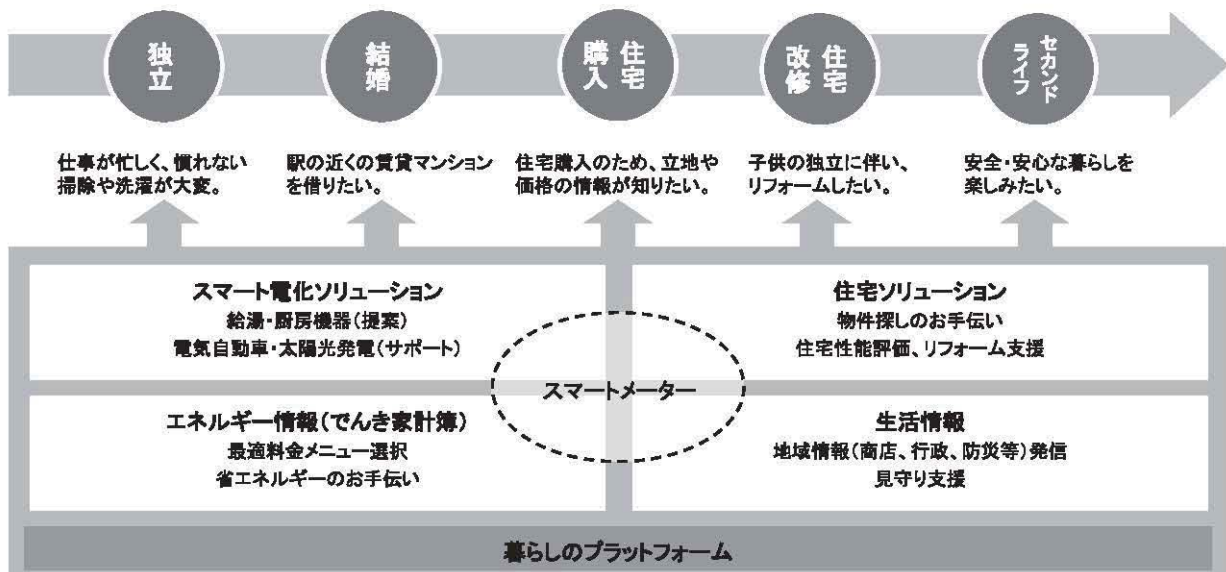


持続的な再生に向けた収益基盤作り カスタマーサービス・カンパニー(小売)の成長戦略 ③

- 「でんき家計簿」*を拡充し、最適料金メニュー選択や省エネの利便性をご享受いただく。
- 将来的には、暮らし・住まいに関わる様々なサービスを提供するオープンプラットフォームを提供。

*インターネット上のサービス <http://www.tepco.co.jp/kakeibo/index-j.html>

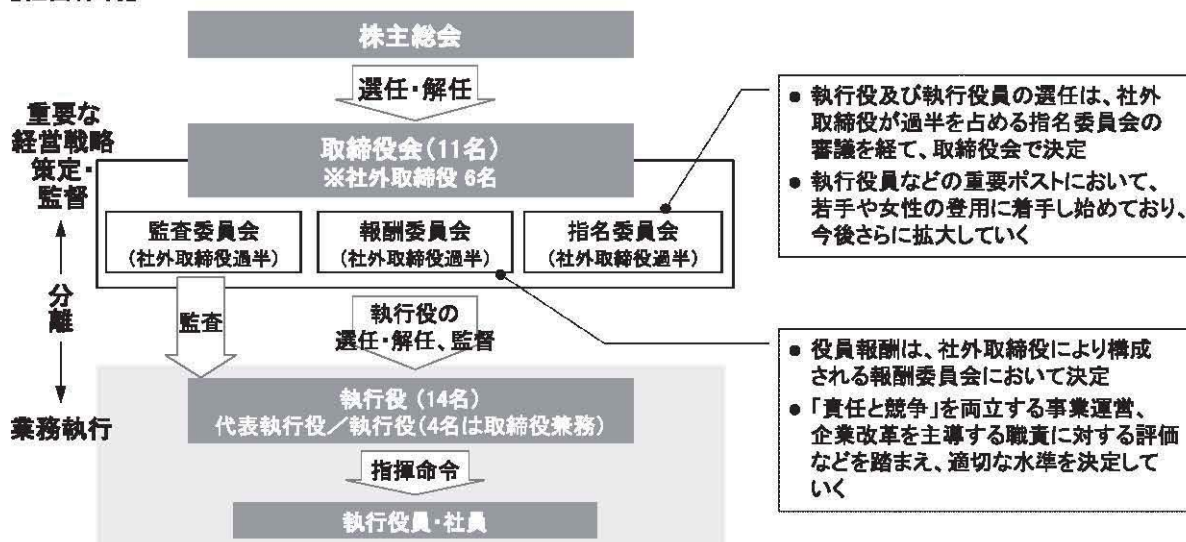
お客さまのライフイベントを通じ、暮らし・住まいに関わるより大きな付加価値を提供



経営責任の明確化のための方策

- 東電は、2012年6月に経営体制を委員会設置会社へ変更し、社外者が過半を占める構成となっている取締役会が、これまでのしがらみにとられない、新たな経営戦略の策定や組織・人事政策の設計、業務監督の執行を実施。

【経営体制】

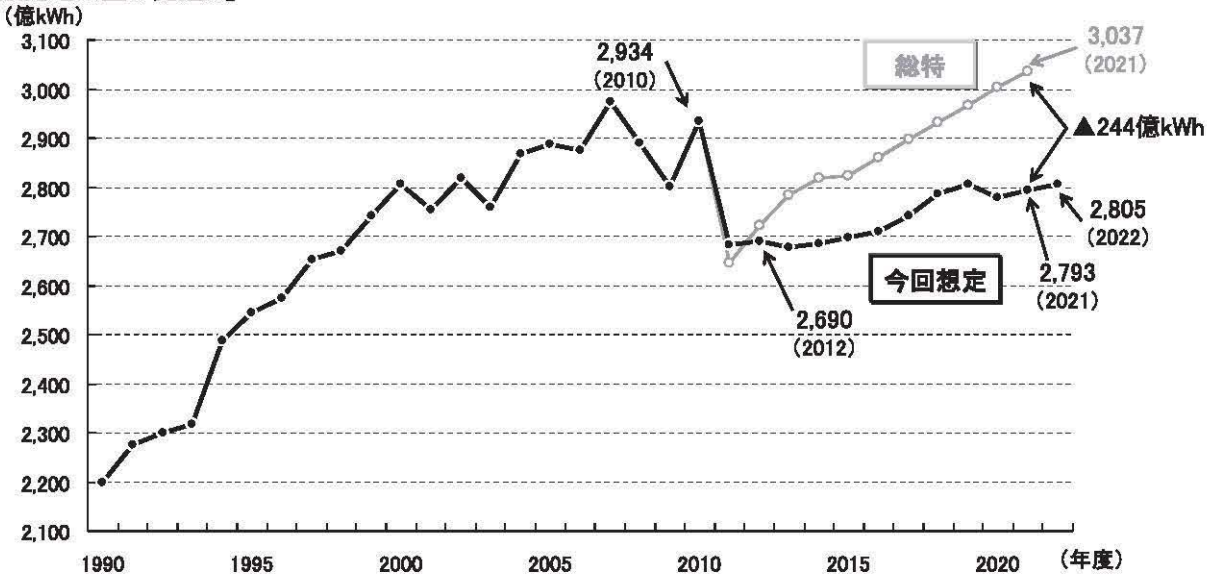


(6) 需給と収支の見通し

需給と収支の見通し 需給の見通し ①

- 販売電力量は、営業活動による需要の押し上げを見込むものの、新電力の新規電源建設や2016年度からの全面自由化等による競争の激化、現状並みの節電の継続等を見込んだ結果、2021年度時点で、総特と比較して244億kWhの減少を見込む。

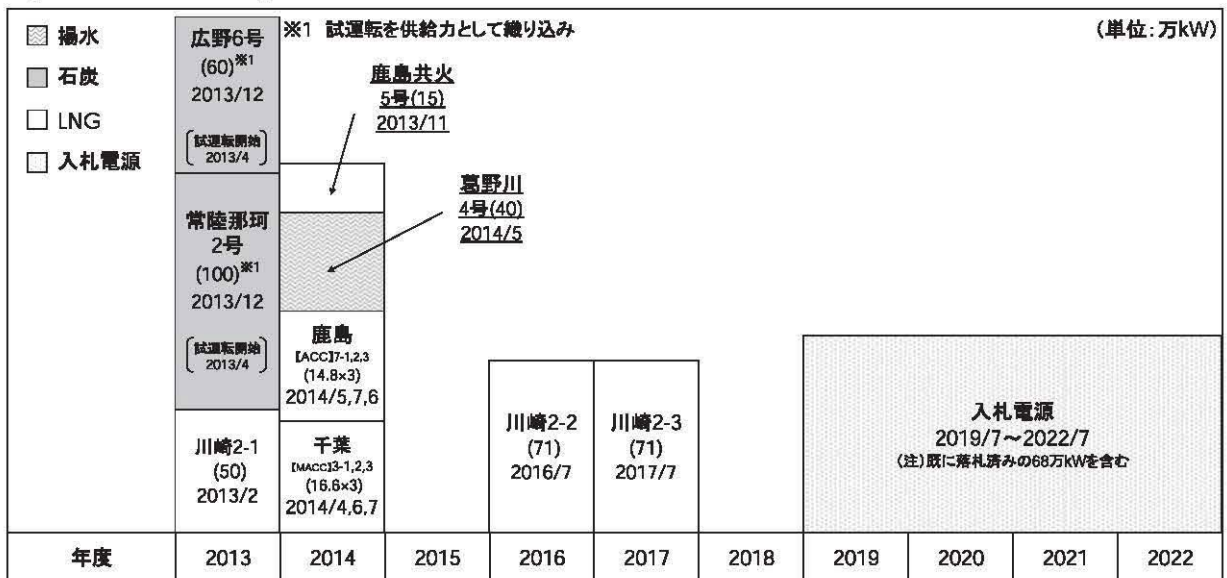
【販売電力量の見通し】



需給と収支の見通し 需給の見通し ②

- 260万kWの入札電源等により電力需給のバランスを確保していく。
- 柏崎刈羽原子力発電所の稼働状況に影響を受けることになるが、状況に応じ、経年火力の運転継続等も含め、供給力の詳細検討が必要。

【電源開発・調達計画】



需給と収支の見通し 収支の見通し

- 営業利益は、緊急コストカットにより2014年3月期に997億円の黒字。2015年3月期は、柏崎刈羽原子力発電所の各号機が順次稼働するとの仮定による燃料費の減少等により好転。
- 現金及び現金同等物の期末残高は、安定化投資の増加等による投資キャッシュフロー、社債の償還等による財務キャッシュフローの支出により、2015年3月末で5,141億円。

【収支・資金の見通し(単体)】

(億円)

	2014年3月期(見込)	2015年3月期(計画)
営業利益	997	2,507
経常利益	271	1,677
当期純利益	6,658	1,670
営業キャッシュフロー	3,850	6,930
投資キャッシュフロー	▲2,906	▲7,547
財務キャッシュフロー	▲2,922	▲6,066
現金及び現金同等物の期末残高	11,824	5,141

※ 当収支作成後の情勢変動等により、実際の業績等とは異なる可能性がある。

※ 収支計画上の前提として、柏崎刈羽原子力発電所の1,5,6,7号機については、2014年7月から順次再稼働(6,7号機:2014年度前半、1,5号機:2014年度後半)するものと仮定している。2,3,4号機については、再稼働までに相応に時間を要し、より不透明であることから、再稼働時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2,3,4号機の再稼働を織り込まない場合と、織り込む場合を試算している。

※ 再稼働の時期が計画上仮定した2014年7月から大きく変化する場合における電源構成変分認可制度適用による値上げ実施は、遅くとも2014年秋期頃までには必要と見通されるが、今後、実際の再稼働時期や費用削減余地について見極め判断していく。

収支の見通し【柏崎刈羽原子力発電所2～4号機を織り込まない場合】

(単位:億円)

	2014年3月期 (見込)	2015年3月期 (計画)	2016年3月期 (参考)	2017年3月期 (参考)	2018年3月期 (参考)	2019年3月期 (参考)	2020年3月期 (参考)	2021年3月期 (参考)	2022年3月期 (参考)	2023年3月期 (参考)	
主要計数											
B/S 純資産	14,978	16,648	18,486	19,873	21,362	22,286	23,730	25,681	27,041	27,974	
自己資本比率	10.5%	13.4%	15.2%	16.5%	17.8%	18.8%	19.9%	21.6%	21.7%	21.8%	
P/L 当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,838	1,387	1,489	924	1,444	1,951	1,360	933	
経常利益率	0.4%	2.5%	2.6%	2.2%	2.5%	1.6%	2.4%	3.3%	2.5%	2.1%	
C/F 期末現金及び現金同等物残高	11,824	5,141	3,130	2,431	3,003	2,555	3,010	3,128	9,426	13,939	
貸借対照表											
総資産	142,611	124,377	121,931	120,746	120,296	118,818	118,977	118,750	124,377	128,425	
純資産	14,978	16,648	18,486	19,873	21,362	22,286	23,730	25,681	27,041	27,974	
参考) 有利子負債	76,000	69,935	66,059	65,296	63,803	61,302	59,793	57,810	62,526	65,745	
損益計算書											
											10年間累計額
営業収益	64,340	66,289	63,515	62,587	62,998	63,097	63,269	62,306	61,264	61,164	630,831
電気事業営業収益	62,991	65,031	62,176	60,839	61,126	61,226	61,398	60,435	59,393	59,293	613,908
電灯電力料	59,260	61,056	58,133	56,660	56,892	56,918	56,977	55,699	54,175	54,051	569,821
その他	3,732	3,975	4,043	4,179	4,235	4,307	4,421	4,736	5,218	5,242	44,087
附帯事業営業収益	1,349	1,258	1,340	1,748	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	16,923
営業費用	63,343	63,783	61,175	60,530	60,714	61,381	60,929	59,350	58,705	58,882	608,590
電気事業営業費用	62,041	62,623	59,917	58,892	58,966	59,632	59,176	57,596	56,950	56,928	592,720
人件費	3,366	3,300	3,323	3,307	3,273	3,225	3,180	3,144	3,122	3,016	32,256
燃料費	29,238	27,588	25,044	23,900	24,438	25,880	25,387	24,267	23,634	22,636	252,011
修繕費	2,859	4,423	4,352	4,483	4,261	3,927	3,798	3,766	3,552	3,569	38,991
減価償却費	6,255	6,289	6,242	6,248	6,128	5,915	5,758	5,524	5,336	5,150	58,846
購入電力料	9,698	8,864	8,405	8,311	8,198	7,992	8,433	8,747	9,369	10,634	88,650
その他	10,626	12,159	12,552	12,643	12,669	12,692	12,619	12,148	11,937	11,923	121,967
附帯事業営業費用	1,301	1,160	1,257	1,638	1,748	1,749	1,753	1,754	1,755	1,754	15,870
営業利益(損失)	997	2,507	2,341	2,057	2,284	1,716	2,341	2,957	2,559	2,482	22,241
営業外収益	534	320	298	362	336	318	324	321	311	316	3,441
営業外費用	1,260	1,150	1,009	1,017	1,056	1,045	1,127	1,205	1,334	1,502	11,706
経常利益(損失)	271	1,677	1,629	1,403	1,564	989	1,537	2,073	1,536	1,296	13,975
特別法上の引当繰入(取崩)	5	10	10	13	12	15	14	11	96	116	303
特別損益	6,392	7	280	-	-	-	-	-	-	-	6,678
税引前当期純利益(損失)	6,658	1,673	1,899	1,390	1,552	974	1,523	2,061	1,440	1,181	20,351
法人税等	1	3	62	3	63	50	79	110	79	248	698
当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,838	1,387	1,489	924	1,444	1,951	1,360	933	19,653
キャッシュフロー											
											10年間累計額
営業キャッシュフロー	3,850	6,930	8,310	7,756	8,377	7,921	8,321	8,713	7,353	7,001	74,531
投資キャッシュフロー	(2,906)	(7,547)	(6,445)	(7,682)	(6,301)	(5,857)	(6,347)	(6,602)	(5,761)	(5,696)	(61,143)
財務キャッシュフロー	(2,922)	(6,066)	(3,876)	(773)	(1,503)	(2,511)	(1,519)	(1,993)	4,706	3,208	(13,250)
現金及び現金同等物の増減	(1,978)	(6,683)	(2,011)	(699)	572	(447)	455	118	6,298	4,514	138
現金及び現金同等物の期末残高	11,824	5,141	3,130	2,431	3,003	2,555	3,010	3,128	9,426	13,939	

※ 当収支作成後の情勢変動等により、実際の業績等とは異なる可能性がある。

※ 上記収支は、原油価格(CIF):110\$/バレル、為替レート:100円/\$の前提で策定している。

※ 特別負担金は、機構法第52条に基づき、機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定め、主務大臣の認可を受けることとされている。

上記収支作成にあたっては、原則500億円を特別負担金として仮置きしている。

※収支計画上の前提として、柏崎刈羽原子力発電所の1,5,6,7号機については、2014年7月から順次再稼働

(6,7号機:2014年度前半、1,5号機:2014年度後半)するものと仮定している。2,3,4号機については、再稼働までに相応に時間を要し、より不透明であることから、再稼働時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2,3,4号機の再稼働を織り込まない場合と、織り込む場合を試算している。

収支の見通し【柏崎刈羽原子力発電所2～4号機を織り込む場合】

(単位:億円)

	2014年3月期 (見込)	2015年3月期 (計画)	2016年3月期 (参考)	2017年3月期 (参考)	2018年3月期 (参考)	2019年3月期 (参考)	2020年3月期 (参考)	2021年3月期 (参考)	2022年3月期 (参考)	2023年3月期 (参考)	
主要計数											
B/S 純資産	14,978	16,648	18,593	19,920	21,416	22,435	23,864	25,715	27,128	28,089	
自己資本比率	10.5%	13.4%	15.2%	16.5%	17.8%	18.9%	20.0%	21.6%	21.7%	21.7%	
P/L 当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,944	1,327	1,496	1,020	1,428	1,851	1,413	961	
経常利益率	0.4%	2.5%	2.7%	2.2%	2.6%	1.8%	2.5%	3.3%	2.7%	2.1%	
C/F 期末現金及び現金同等物残高	11,824	5,141	3,184	2,327	2,971	2,795	3,390	3,616	10,160	14,821	
貸借対照表											
総資産	142,611	124,377	121,983	120,537	120,107	118,940	119,293	119,206	125,122	129,337	
純資産	14,978	16,648	18,593	19,920	21,416	22,435	23,864	25,715	27,128	28,089	
参考) 有利子負債	76,000	69,935	66,059	65,296	63,803	61,302	59,793	57,810	62,526	65,745	
損益計算書											
											10年間累計額
営業収益	64,340	66,289	63,515	60,608	59,551	59,433	59,588	58,695	57,980	57,877	607,878
電気事業営業収益	62,991	65,031	62,176	58,860	57,679	57,562	57,716	56,824	56,109	56,005	590,954
電灯電力料	59,260	61,056	58,133	54,681	53,445	53,255	53,296	52,088	50,891	50,764	546,867
その他	3,732	3,975	4,043	4,179	4,235	4,307	4,421	4,736	5,218	5,242	44,087
附帯事業営業収益	1,349	1,258	1,340	1,748	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	1,871	16,923
営業費用	63,343	63,783	61,062	58,611	57,265	57,624	57,274	55,860	55,383	55,478	585,681
電気事業営業費用	62,041	62,623	59,805	56,972	55,517	55,874	55,521	54,106	53,628	53,724	569,811
人件費	3,366	3,300	3,323	3,307	3,273	3,225	3,180	3,144	3,122	3,016	32,256
燃料費	29,238	27,588	24,912	21,775	20,680	21,806	21,421	20,463	19,978	19,094	226,955
修繕費	2,859	4,423	4,362	4,573	4,351	4,017	3,888	3,846	3,652	3,669	39,641
減価償却費	6,255	6,289	6,242	6,248	6,128	5,915	5,758	5,524	5,336	5,150	58,846
購入電力料	9,698	8,864	8,405	8,311	8,198	7,992	8,433	8,747	9,369	10,634	88,650
その他	10,626	12,159	12,561	12,758	12,887	12,919	12,841	12,382	12,171	12,160	123,463
附帯事業営業費用	1,301	1,160	1,257	1,638	1,748	1,749	1,753	1,754	1,755	1,754	15,870
営業利益(損失)	997	2,507	2,453	1,998	2,286	1,810	2,313	2,835	2,598	2,399	22,197
営業外収益	534	320	298	362	338	323	332	333	325	335	3,500
営業外費用	1,260	1,150	1,009	1,017	1,056	1,045	1,127	1,205	1,334	1,502	11,706
経常利益(損失)	271	1,677	1,742	1,343	1,568	1,088	1,518	1,963	1,589	1,232	13,990
特別法上の引当繰入(取崩)	5	10	10	13	12	15	14	11	96	116	303
特別損益	6,392	7	280	-	-	-	-	-	-	-	6,678
税引前当期純利益(損失)	6,658	1,673	2,012	1,330	1,556	1,073	1,504	1,951	1,493	1,116	20,366
法人税等	1	3	67	3	60	53	76	100	80	155	598
当期純利益(損失)	6,658	1,670	1,944	1,327	1,496	1,020	1,428	1,851	1,413	961	19,768
キャッシュフロー											
											10年間累計額
営業キャッシュフロー	3,850	6,930	8,364	7,599	8,448	8,192	8,462	8,820	7,599	7,149	75,413
投資キャッシュフロー	(2,906)	(7,547)	(6,445)	(7,682)	(6,301)	(5,857)	(6,347)	(6,602)	(5,761)	(5,696)	(61,143)
財務キャッシュフロー	(2,922)	(6,066)	(3,876)	(773)	(1,503)	(2,511)	(1,519)	(1,993)	4,706	3,208	(13,250)
現金及び現金同等物の増減	(1,978)	(6,683)	(1,957)	(857)	644	(176)	595	226	6,544	4,661	1,020
現金及び現金同等物の期末残高	11,824	5,141	3,184	2,327	2,971	2,795	3,390	3,616	10,160	14,821	

※ 当収支作成後の情勢変動等により、実際の業績等とは異なる可能性がある。

※ 上記収支は、原油価格(CIF):110\$/バレル、為替レート:100円/\$の前提で策定している。

※ 特別負担金は、機構法第52条に基づき、機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定め、主務大臣の認可を受けることとされている。
上記収支作成にあたっては、原則500億円を特別負担金として仮置きしている。

※ 収支計画上の前提として、柏崎刈羽原子力発電所の1.5.6.7号機については、2014年7月から順次再稼働(6,7号機:2014年度前半、1,5号機:2014年度後半)するものと仮定している。2,3,4号機については、再稼働までに相応に時間を要し、より不透明であることから、再稼働時期は未定とした。したがって、10年間の収支については、2.3.4号機の再稼働を織り込まない場合と、織り込む場合を試算している。